



Title	戦後日本資本主義の発展と地域諸政策の展開過程
Author(s)	小林, 甫
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 1, 19-100
Issue Date	1980-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/24226">https://hdl.handle.net/2115/24226</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P19-100.pdf



# 戦後日本資本主義の発展と 地域諸政策の展開過程

## 小 序

本稿では、戦後の国家独占資本主義の地域諸政策の展開過程をフォローすることが課題である。国家独占資本主義下の地域政策は、戦後のわが国においては、何よりも産業立地を基軸としてきた。いわゆる経済合理性の追求による「地域開発」は、大平洋ベルト地帯への新鋭重化学工場の過大な新規立地を生み出したが、そこに「成長主義的・産業主義的経済政策」①の見地が凝縮されている。

しかし、そうはいつでも地域政策をかかえる産業立地政策にのみ限定するわけにはいかない。「資本の本性を維持したまま国家による経済管理を通じて資本蓄積機構の保持・拡大をはかる形態」として理解される国家独占資本主義は、全般的危機との対応において「新しい管理の方法を開発」②しなければならない存在である。したがって独占の大企業を中核とした工業開発（設備投資・新規立地・労務統制）を主軸としながらも、日本資本主義の展開過程の節々における政治的・社会的秩序の維持のための諸政策は不可避であった。その基本は雇用対策であり、地域開発政策は産業立地政策であるとともに雇用政策の意味を包含していた。その上に、公害対策、「社会開発」政策などが出される。しかし、さらに重要なことは、別稿で明らかにしたごとく③、「生産性向上」を柱とする「近代化」こそが、生活の安定・向上につながるという理念を、国民の価値規範とせんとしたところに高度成長政策を貫徹しえた真の秘密があったということである。

地域住民の側からみるならば、地域社会はまず何よりも雇用の場であり、労働の場である。自営業層か労働者層かということによって、土地所有や家産の有無によって、当然にも雇用先の企業組織体の質的差異によって、地域住民諸階層の労働・生活の構造は異ってくるが、いずれにしても雇用の問題（また失業・自営解体などの問題）が地域社会での生活の基底にある。第二に地域社会は聚落社会であり、階層差をもちながらも家族生活の維持・発展が、親族のみでなく近隣・学縁・職縁などの諸社会関係の中で営まれている場である。そこでは、子供の成長・自立化、老人の扶養・余生、親自身の社会的生活の充実を求めて、人々は日夜その努力をつみあげている。今日の社会保障・社会福祉の諸問題（病気・老令・住宅・教育）は、地域住民の全生活過程の再生産、その構造変化に根ざしたものである。

このような人々の社会的共同生活における「共同性」は、国家独占資本主義の「地域」支配の中においても不断に培われているのであって、そのこと自体、人類の普遍的な歴史的行為である。資本は自からに似せて世界を変革してきた。当然に地域社会内部の「階層性」は温存され、再編成されてきたのであって、「共同性」は「階層性」の論理によって総括せられてきたことは厳然たる事実である。しかしそのことをもって、人々の労働-生活過程がその最深部にいたるまで、資本の論理と一体化しているとみることはできない。現段階における地域社会研究は、資本の論理による「地域」支配の構造と、そのもとでなおかつ資本の論理に実質的には包摂されえない、生きた諸個人たちの形成する「生活の論

理」を剔出するところにあるのであって、「階層性」を貫ぬく「共同性」、それに立脚した「公共性」を保障する時間的・空間的場として、地域社会がとらえられねばならない。

他方、総資本の立場にもとづく「公共性」を追求する国家独占資本主義にとっても、その地域諸政策は地域住民の雇用—生活の問題、つまり産業—福祉の問題を回避しえない。高度成長期の「近代化」政策においては、いわゆる「パイの理論」、「高福祉高負担」の理論がそれに答えんとした。しかしながら、日本資本主義は第一次石油危機以降、新たな展開局面をむかえるにいたった。国際的環境の一大変化、エネルギー問題・食糧問題を基底において、新たな産業構造の構築が志向されている。当然に再々度のスクラップ・アンド・ビルド政策、新たな工業立地政策が不可避となるが、そのことは他方では雇用構造の変動にもなる失業・不安定就業を必然的にもたらす。したがってその矛盾を鎮静化させ、支配の正当化構造の再編を図ることが必要となる。かかる段階での国家独占資本主義の地域諸政策は、従前とはその質を異にする側面をもたざるをえない。「定住圏構想」といわれるものは、第一次産業を含む産業構造再編との連動において把握しなければならないことはもちろんだが、他面での支配のための<<社会的安定帯>>の現段階での再構築の意味を含んでいると解すべきである。

このように考えるならば、国家独占資本主義の地域諸政策は、独占資本の「自由な」投資を基軸として、その実現を助長し、矛盾が顕在化するならばそれを緩和し、補完するというものとして、展開されてきた。そのことは、特定地域総合開発計画→全国総合開発計画→新全国総合開発計画→第三期全国総合開発計画という展開過程自身に存している、開発「理念」の変容の解析を通して明らかにすることができるし、現に多くの分析がなされている。しかしながら、そうした「理念」が具体的に特定の地域社会に下ろされ、そこで現実化されていくとき、「理念」のもっている矛盾は顕在化する。つまり、国の地域開発政策をみていく場合、「マクロ」な問題抽出を前提に、具体的な計画の「指定」がどの市町村に下ろされたか、そこでの矛盾の顕在化への対症療法として、次にどのような計画の「指定」が上のせされたか、といった「ミクロ」な分析を捨象することはできない。——しかし、なお現段階においてはかかる対症療法ではすまないところまで、問題が深刻化してしまっているのであるが。

本稿において地域諸政策の展開過程をみる場合、かかる市町村レベルでの諸地域「指定」の動態に着目するが、それは地域住民の雇用—生活問題との関連で問題を把握したいからである。

さて、私たちは前稿「現段階における地域社会研究・序説」④において、戦後日本資本主義の展開過程を地域開発諸政策に関連させて6期に区分したが、それを若干補正すると次のようになる。

第Ⅰ期は経済・国土の荒廃下の「戦後民主化」といわゆる「再版原蓄期」。第Ⅱ期は朝鮮戦争以後の特定地域総合開発、電源開発、企業合理化促進法などによる戦後第一階梯。第Ⅲ期は1955年以降の高度成長第一期。技術導入・設備投資に基づく新鋭重化学工業の形成。新農山漁村建設と農業生産力の一定の前進の時期。第Ⅳ期は「転型期」をはさんで、「自由化」のもとにおける輸出主導型の高度成長第二期。全国総合開発計画と農業・中小企業の構造改善政策、エネルギー構造の転換。公害問題が顕在化し、「社会開発」政策が登場。第Ⅴ期は新全国総合開発計画、総合農政下の、いわゆる<<超新鋭>>重化学産業の端初的創出。公害・「過疎」・「過疎」問題の激化（住民運動・革新自治体）と行政コミューニティ主義、工業再配置・農村工業導入への志向。そして第Ⅵ期は第一次石油ショック以降の「構造

的危機」下、構造不況産業・地域のみならず「減量経営」のもとでの失業・不安定就業の増大。公害・「過密」・「過疎」問題の継続。新全総の総点検＝第三期全国総合開発計画の策定。地域農政・工業再配置計画の具体化などによる「定住圏構想」・「日本型福祉社会計画」の試行と第2次石油危機のもとでの困難への蓬着。経済・社会構造の軍事化・ファシズム化の危険が胎胚されつつある時期。

これら各期における具体的な地域諸政策は付表(1)、(2)の年表にみるごとくであるが、以下、国家独占資本主義の地域諸政策展開の基本線を、雇用－生活問題との関連において、さらに産業構造変動と社会的安定帯の構築との関連で、みていこう。

## 第1章 食糧・失業対策と傾斜生産方式下における地域政策

戦後日本経済の出発点は『昭和22年度経済実相報告書』（第一次経済白書）が明らかにしているごとく、「国の財政も、重要企業も、国民の家計も、いずれも赤字」で、国土の荒廃、企業設備の老朽化、国民体位の低下に端的に示される縮小再生産の構造にあった。それは侵略戦争の帰結であったのだが、東京・大阪をはじめとする中心都市・工業都市への空襲・艦砲射撃・原爆などによる、国民生活と生産諸力の直接的破壊に基くところが大きい。しかも、海外からの復員者、「戦時中各種の法令に基づいて増強した人員の整理」（東芝川崎工場だけでも10万人以上いた従業員を45年9月末には4.5万人に「整理」⑤）等の結果、雇用問題は深刻化し農村潜在失業者は急速に増大した。

こうした中で、46年2月の閣議「緊急就業対策要綱」は帰農計画施行・基幹産業振起のほか、各種土木建築事業の推進をあげたが、それは公共事業制度という失業対策、そのための統一的企画運営機関としての「経済安定本部」設置（46年8月）へと展開した。経済安定本部はさらに局面の抜本的打開策として傾斜生産方式を打ち出していくわけだが、それより以前に、内務省国土局は戦中の国土計画策定作業の蓄積をもとに、「国土計画基本方針」（45年9月）→「復興国土計画要綱」（46年9月）を策定していた。そこでは「37万平方方に縮減せられたる本土に8,000万人口を包容し、1930年度の生活水準を維持せん」との目標のもとに、次のごとき構想がたてられた。

すなわち、食糧増産、地方都市の産業振興による経済力増強、戦災都市・旧軍都軍港・新興工業都市の性格転換、基本的立地条件の整備をはかり、「過大の人口収容に付遺憾なきよう措置」する。そのため農業配分計画（耕地・農家の地方別配分と需給計画）、工業配分計画（鉄鋼・軽金属・機械・自動車・造船・化学・繊維産業の工場配置、地方別生産目標）、人口配分計画（産業別、地方別、都市階梯別）が提示された。とくに人口の4大工業地帯への集中に対処するため、全国を11の地方圏＝経済圏に区分し、各圏に中心都市地区（札幌、弘前、仙塩、京浜、新潟、金沢、名古屋、京阪神、広島、高松、熊本及び福岡）を設定、8,000万人口を農村地域に5,000万、京浜・名古屋・京阪神地区で6,000万・120万・440万の計1,160万、地方都市で1,840万と案をたてた。

この復興計画は経済安定本部に対する「政治的含み」⑥をもつものであったが、内務省はさらに翌47年3月「地方計画策定基本要綱」にもとづき、地方総合開発計画を志向する。しかし、同年5月、国土計画総括の事務と国土計画審議会の運営は拡充された経済安定本部の所轄となり、「広範な分野で統制機構と計画経済の下に国民をいつまでも従属させることになる」⑦ 内務省流の国土計画は頓座し

た。その上、現実の国民経済と国民生活は机上プランを許すものではなく、工業生産の回復は遅れ、食糧および失業のための緊急対策が先行せざるをえなかった。まさに「国民の勤労の基礎である食糧を確保することがすべての根本」だったのである（「経済緊急対策」47年6月）。食糧の超過供給と配給制、緊急開拓、肥料の配分、農村工業・副業の振興等の対策は、農政のみならず国政全体の柱であった。しかし、失業対策でもあった緊急開拓は耕境外地に等しい土地への入植、つまり事実上の棄民政策であり、また農地解放は零細小農制の打開を意図したものではなかった。

他方、戦後第1期は「大きな変革」のための「可能性をゆたかにはらんだ流動的な事態」<sup>⑧</sup>のもとで、旧秩序の変革＝民主主義革命と経済危機突破＝再生産構造の再構成の両課題が、個別企業における「生産管理」・「経営参加」、食糧の「人民管理」・重要産業での「生産復興闘争」という形で提唱されていた。<sup>⑨</sup> 労働省・職業安定法・失業保険法を成立させた社会党片山内閣は、傾斜生産方式の推進による「勤労者の生活権の確保」（＝「働くものが自らの額に汗して勤労の果実をふやし、それを自らの生活を豊かにするように確保する体制をつくりだすこと」）<sup>⑩</sup> をその政策目標とし、上記の課題に答えようとした。しかし労働運動の「生産闘争」への限局のもとで、「まじめにはたらくものどうしがもっともっと直接につながりあって、自らの労働の成果を通じて生活を豊かにしてゆく」<sup>⑪</sup>、そのための「耐乏と協力とそして血と汗の労働」という<<理念>>は、労働強化（たとえば炭鉱での24時間3交替制の強行）と対米依存下の「再版原始的蓄積過程」に帰結していった。低賃金構造・独占利潤維持構造はついに変革されえなかったのである。

傾斜生産方式の雇用に及ぼす直接的関係という点では、この段階においての製鉄工場が日本製鉄の輪西（室蘭）・釜石・広畑・八幡の各製鉄所と日本鋼管川崎製鉄所にしかなかった鉄鋼業に比べ、亜炭炭を含む産炭地域への失業者吸引力に注意しなければならない。戦中の朝鮮人・中国人労働者の酷使にかわり、「召集解除者、軍需工業からの転換者、復員者、戦災者、引揚者など」が食糧その他生活必需物資の優先配給、住宅提供、相対的高賃金等の優遇措置によって炭鉱に集まり、「こうして確保された炭鉱労働力は、その構成において農村出身者に代って都市労働者の比重が増大したこと、学歴の高い労働者の割合が多くなったことなどの点で戦前と著しい対照をなしていた。」<sup>⑫</sup> かかる炭鉱労働者たちが三池闘争に至るまでの、戦後労働運動の中核部隊を形成したことは周知のところである。

## 第2章 「産業合理化」と国土総合開発法

「戦後民主化」は1948年のアメリカの反共政策の強化の中で転換しはじめる。「経済9原則」の実施と朝鮮戦争開始とがその具体化の第一歩であった。共産主義封じ込め作戦における「極東の工場」としての経済的役割を果し得る重工業の育成方針は、「ドツジ合理化」の強行のもと、第3次吉田長期政権の「産業合理化」計画と日経連の「体系的近代的労務管理の確立」方針とを両輪として展開された。

すなわち、1949年9月の閣議「産業合理化に関する件」の決定にもとづき設置された産業合理化審議会は、朝鮮戦争勃発の50年6月に鉄鋼合理化案を、さらに同審議会は対日講和・日米安保条約と時を同じくして、産業機械設備の「近代化」、炭鉱、鉄鋼、電源、造船への重点施策、労働力の合理的活用等、10項目の産業合理化第一次答申を提出。吉田政府はこれらを受けて52年3月「企業合理化

促進法」を制定した。そこでは技術向上・機械設備近代化の促進とともに、「産業関連施設の整備」がうたわれていることに注意を要する。この年から翌年にかけて道路整備特別措置法・港湾整備促進法等が制定される。——なお、かかる過程は同時に、個別独占企業内におけるアメリカ式労務管理の受容過程、さらにアメリカからの技術の導入をももったが、巨大企業の本格的新規立地は鉄鋼一貫体制をみざす川崎製鉄の千葉製鉄所建設（50年決定、53年稼働）のみであり、造船をはじめ既存の立地内での「合理化」をはかっていた。

このような「産業合理化」過程は特需景気のもとで下請系列の再編成、そして旧財閥系の銀行・商社を中核とする「企業集団」を形成せしめた（財閥解体の打ち切り）のであるが、かかる経済政策は再軍備問題や池田・ロバートソン会談における教育・マスコミの再編成問題とともに、いわゆる「逆コース」として、鋭い政治的対決を生んだ。総評がニワトリからアヒルになった背後には、「ドツジ合理化」における徹底した人員整理・労働条件悪化への反発が存したのであり、失業の増大をもたらす「工場の整理」（たとえば東芝は44工場のうち28工場を整理）に対して、「労働者階級は『産業防衛闘争』を組織して抵抗し、また地方中小企業の倒壊や巨大企業の地方工場閉鎖にたいして、郷土産業を守る『地域人民闘争』が組織された。」<sup>13</sup>——こうした事態に対し、閣議「現下の失業情勢に対処すべき失業対策」は、「失業の深刻化が社会不安の原因」とならぬよう、失業対策事業の創設、公共事業への失業者の吸収をはかった（「緊急失業対策法」49年5月）。吉田政府は、重化学工業育成により「新たな労働の需要を誘致して雇用の増大をはかる以外に失業対策はない」（施政方針演説、49年11月）との論理を根底におきつつ、当面は緊急失業対策事業と「抜本的総合国土開発施策」により事態をのり切ろうとした。そうして、ここに50年5月制定の国土総合開発法の政治的な一側面を見出すことができる。

国土総合開発法はもともと、第1期における府県の総合開発への要望を背景にした建設省の国土開発計画と農林省の食糧増産計画、「ドツジ合理化」下に商工省と貿易庁が合体した通産省の産業基盤整備計画、それらが経済安定本部の経済復興計画の枠組の中でとりまとめられようとしたものである。

前述したごとく、47年5月、国土計画総括事務は経済安定本部の所管となっていた。そうして48年1月、内務省の解体にともない、その手にあった地方計画行政は建設院（建設省）にひきつがれ、「経済安定本部の活動が消極的に過ぎて、国土計画の進展が若干阻害されていた頃の建設院、建設省の地方総合開発計画を推進する努力」<sup>14</sup>は、48年度において22府県22地域からの地方総合開発計画調査のための援助要請となってあらわれていた。48～50年度にかけて建設省は「国、地方公共団体その他の行なう公共事業と私企業による産業施設の実施」が「総合的に矛盾なく効率的に」行なわれるよう、「総合開発事業調査」を14地域で行なった。これらの地域は、のちに特定地域総合開発の地域指定のさい、ほとんどそのままとり入れられている。（阿仁田沢、最上、奥会津、伊豆島嶼、能登、東三河、吉野・熊野、島根・大山、芸北、那賀川、四国西南、阿蘇、南九州、石狩）。このほかに、建設省は次の地帯を未開発地帯として選定していた。十和田、安家、大船渡、玉造（山形）、常磐、吾妻、神奈川中部、三浦半島、三面小国（新潟、山形）、佐渡、富士山麓、東濃、西濃、琵琶湖、淡路島、丹後但馬、山口宇部、筑豊、西彼杆、五家荘、北見、十勝、後志、上川、空知。これら両者の地域選定にあたって建設省が開発さるべき資源としてみていたものは、林産資源（22地域）、農産（19）、水力（13）、水産（10）、観光（7）、亜炭（6）、石炭（5）、石灰石（4）、鉱産・開拓（3）、

畜産(2)であった。

国土総合開発法は全国計画・府県計画・地方計画・特定地域計画の必要性をうたっているが、この期に現実化せられたのは特定地域総合開発計画のみである。しかもそれをリードした建設省の直接的な目的は、上述したごとく、多様な包蔵資源の開発、そのための道路・交通計画というものであった。そうした「国土計画一本やりの色彩」<sup>15</sup>に対して、現在まで多くの批判が出されてきたが、ここでは第一に地域開発の基本的な理念、第二に開発の総合的施策の内実といった論点を念頭において、この期の地域諸政策をみていこう。

国土総合開発法は「国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」(第1条 傍点筆者)ことを法の目的としている。その基本理念は、アメリカのTVA開発における「草の根民主主義」でも、内務省的国土計画でもなく、プラグマティックな状況への適応主義であり、民衆の貧困と工業開発とのはざまを包蔵資源の開発ということできくったものであった。当然に資源開発→経済発展→生活向上の「近代化」コースが思念されており、その追求によって支配の正当化構造をつくりあげんとしたのである。したがって、「経済復興のための資源再開発という物量的ないし素材的な、いわば生産力的ないし技術的視点が第一に強調されることによって地域経済復興への民衆的参与への視点がまったく欠落していた」<sup>16</sup>(傍点筆者)とまでいいきことはできない。

第1に、当時の階級関係、社会情勢の中で、地域開発と民主主義との関連についての把握が、法の策定過程において垣間見られた。49年に翻訳されたリリエンソールの『TVA—民主主義は前進する』の影響は、たとえば農林省農地局計画部経済課の『総合開発の基本理念とその展開方式について(未定稿)(49年12月)のなかにみいだすことができる。そこでは、「開発事業は単に経済政策の一環としてのみ考へらるべきものではなく、むしろ、新しき国民の在り方を具体的且実践的に示す場」であり、「それらの事業を契機とする民主的な新生活人の形成」であることが強調されていた。そのことによつて、「行政機構からはなかなか総合化され難い」事態を突破せんとしたのである。

より詳しくみると、今後の開発政策は第一に従来の「土地と人との不均衡と、それに基づく諸弊に対し是正補完的」であるべきこと、第二に「各種の産業と生活要素を有機一体的に結合せる一箇の地域的生活圏計画」として構想され、第三にあらゆる科学的技術を合目的に駆使すべき「国民の科学的訓練の場」たらしめ、第四に「真の民主主義的集落樹立の実践体」として開発地をとらえ、その意味で第五に「国民鍛練の道場」たらしめねばならない、と主張されている。ここには啓蒙主義的立場からの、農業の手工業的残滓(日本精神の農業的表現)、農村の伝統的因襲、日本の家族制度の典型としての農業家族における家族員の隷属、といった一切の封建遺制の払拭をもって新たな開発をとらえんとする理念がある。(同書pp120-2)

もちろん、かかる啓蒙主義的理念が「逆コース」下の国土総合開発法に全面的に反映しているというわけではない。しかし、「逆コース」と「近代化」とは当然にも両立しうるものであり、その結合が具体的に追求されていったこともまた看過してはならない。

第2に、国土総合開発法は国土計画・産業立地を主なねらいとしながらも、地域住民の貧困と要求とに直面しての、雇用対策・社会政策の側面を当初から含みこんでいた。このことは中心的な所轄官庁で

あった建設省の「産業開発青年隊運動」をとっていても明らかである。この運動は、「日本資本主義の規制のもとに包蔵されてきたわが国農村社会構造の根底に巣くっているところの致命的な潜在失業問題」<sup>17</sup>、中でも「日本資本主義の経済、社会構造を絶えず不安定、不健全なものとしてゆさぶり続けて来た」のが農村二、三男問題であると把握し、その雇用対策を国土総合開発と結びつけたものである。それが「運動」といわれるわけは「一種の青年運動の形態をとって、下から盛り上がってくる」ことが期待されたからであった。そうしたことにより、土木建築技術を習得し、しかも「産業合理化」にみあう生産管理・労務管理・集団訓練などの科目を学んだ青年達が、「新しい社会秩序の先駆者、推進者」となると思念されている。<sup>17</sup>

ここにみられるごとく、啓蒙主義は投げ捨てられたのではなく、変容させられたのである。「草の根保守主義」の裾野は、産業開発青年隊運動を支持した日本青年団体協議会（51年結成）、日本4H協会（52年結成）、全国農協青年組織協議会（54年結成）等を介して、広がっていった。「草の根保守主義」はまさに雇用-生活にルーツをおくがゆえに、その威力を発揮しえたのである。しかし、なおかつ、その土台の上に建てられた施策の展開方式が、米の切れた風となって行く。——第二の論点（総合的施策の内実）をみてみよう。

周知のごとく、特定地域総合開発は資源開発・産業振興・国土保全・災害防除等を目的としていた。その地域指定にあたっては、50年11月に建設省から「特定地域指定の基準（案）」が示され、42都府県から51候補地域が同省に提出された（北海道は北海道開発庁による別途の開発計画策定、51年10月）。その中から、国土総合開発審議会の審議・「政治的圧力」をへて、51年12月に19地域が閣議指定されたわけであるが、それぞれの特定地域開発計画が具体化するまでには1～5.5年かかっている（表1）。確定された段階での開発目的は、全体的には林産・農産・電源の開発と治山治水および工業条件整備が上位を占めるが、これを54年（第5次吉田内閣）までに計画決定した地域と55年（鳩山内閣）以降の地域とに区分してみると、前者では治山治水、農産・林産開発、後者の戦後第Ⅲ期では電源開発と工業立地条件整備の比重が極めて高くなる。このことは、全国総合開発計画が策定されない中での特定地域開発計画が、経済情勢の推移の中でその性格を変容させていったことを物語っている。53～54年に指定された調査地域（15地域）においては、農産開発（14）・治山治水（12）とならんで、電源開発（11）、さらに工業立地条件整備が13地域となっていることは、上述と同じく食糧増産を目的としつつ、比重が工業立地へと移りはじめている戦後第Ⅲ期の特徴を裏書きするものである。

特定地域総合開発地域を市町村レベルにまでおろしてその指定状況をみると、後掲図1のごとくなる。経済審議会産業立地小委員会は国民所得倍増計画の立案にあたり、「われわれは国土総合開発のための特定地域が、全国的に広がり、二十数地域に達すると、ほとんどそれ自体が意味を持たなくなっているという事実を忘れてはいけない。」<sup>18</sup>と痛罵した。そこから「拠点開発方式」が打ち出されてくるわけであるが、そこにみられる重化学工業開発優先の論理の現実的基礎は、朝鮮戦争下の1950年における再編を終えた重工業の再出発（造船、鉄鋼、自動車など）、太平洋岸石油精製工場の再開許可（GHQ）と、川崎製鉄の千葉市への進出を契機とする新規大規模立地への胎動にあった（表2参照）。そうして、独占の投資を国の立地政策が支えていた。その出発点は企業合理化促進法（52年3月）である。

表1. 特定地域総合開発地域(51年12月指定、57年10月追加指定)の開発目標

	計画の 閣議 決定	工条 業件 立整 地備	資 源(電 源開 源発)	(地 下)	(林 産)	(農 産)	(畜 産)	(水 産)	国 (治山 治水 全)	(鉱 害復 旧)	(土 壤侵 蝕)	冷 害 防 除	候補地域 として 選定 した省
北 上	53.2	○	○	○	○	○			○				通 産
阿 仁 田 沢	53.10		○		○	○			○				建 設
最 上	"			○	○	○			○				"
天 竜 東 三 河	54.6	○	○		○	○			○				建設通産
大 山 出 雲	"				○	○		○	○				建 設
阿 蘇	"					○	○		○				"
南 九 州	"		○		○			○	○		○		"
北 九 州	54.8	○		○							○		通 産
能 登	55.8					○		○					建 設
芸 北	"		○		○								"
四 国 西 南	"		○		○			○	○		○		"
錦 川	55.11	○	○	○					○				通 産
只 見	56.3		○	○	○	○							建 設
飛 越	"	○	○	○	○	○							通 産
木 曾	"	○	○		○	○			○				"
那 賀 川	"	○	○		○								建設通産
吉 野 熊 野	56.10		○	○	○								建 設
利 根	57.5	○	○		○	○			○				通 産
十和田岩木	58.10					○		○	○				(追 加 指 定)
北 奥 羽	"	○		○		○		○				○	
仙 塩	"	○	△ (火発)										
計	-	10	13	8	14	13	1	6	12	1	2	1	-
～ 5 4 年	-	3/8	4/8	3/8	6/8	6/8	1/8	2/8	7/8	1/8	1/8	-	-
5 5 年～	-	7/13	9/13	5/13	8/13	7/13	-	4/13	5/13	-	1/13	1/13	-

表2. 戦後第2階梯開始時における重化学産業主要企業

	造船業(大手・中堅)	鉄鋼一貫製鉄所	乗用車	石油精製工場
1950	三菱日本重工(横浜市) 新三菱重工(神戸市) 三菱造船(長崎市) " (下関市) " (広島市) 三井造船(玉野市) 川崎重工業(神戸市) " (大阪市) " (因島市) 石川島重工(東京都) 播磨造船所(相生町) 日本鋼管(横浜市) " (清水市) 藤永田造船(大阪市) 川南工業(香焼町) 浦賀船渠(横須賀市) 函館船渠(函館市)	八幡製鉄(八幡市) 富士製鉄(室蘭市) " (釜石市) " (姫路市) " (広畑) 日本鋼管(川崎市) " (横浜市) 中山製鋼(大阪市)	トヨタ自工(挙母市) 日産自動車(横浜市)	日石・カルテックス系 日本石油精製(横浜) 日石・カルテックス系 日本石油精製(下松市) 日石・カルテックス系 興亜石油(山口県和木町) 東燃・エッソモバイル系 東亜燃料(和歌山市) 東亜燃料(清水市) 昭石・シエル系 昭和石油(川崎市) 三菱・ケデイ系 三菱石油(川崎市) 丸善石油系 丸善石油(和歌山県下津町) 大協石油系 大協石油(四日市市)
1951				富士興産(海南市) 太陽石油 (愛媛県菊間町)
1952				丸善石油系 丸善石油(松山市)
1953	飯野重工(舞鶴市) 独立	住友金属(小倉市) 合併 川崎製鉄(千葉市) 新設		共同石油系 アジア石油(横浜市)
1954	呉造船(呉市) 分離独立	神戸製鋼(尼崎) 系列化		

若干の経過をたどると、企業合理化促進法以後、国の産業関連施設への補助事業がなされ、通産省企業局内に産業施設課が新設された。電源開発促進法(52年7月)の果たした役割は明らかであるが、工業用地問題では旧軍工廠の払下げ方針決定(52年9月)の意味は大きい。主なものを見ても、52年から55年にかけて、旧大阪陸軍造兵廠播磨製造所跡地(→神戸製鋼所に)、同枚方製造所(→小松製作所)、旧名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所(→新大同工業)、旧光海軍工廠(→八幡製鉄)、旧徳山第三海軍燃料廠(→出光興産、昭和石油)、旧四日市第二海軍燃料廠(三菱グループ、中部電力)、岩国陸軍燃料廠(三井グループ、日本鉱業)がある。土地は以上のごとく「解決」されたが、工業用水問題については、産業合理化審議会産業関連施設部会に用水分科会を設けるとともに、公募地方債による工業用水道整備計画(通産省、ともに53年)がたてられた(静岡、川崎、尼崎、四日市、和歌山県・市、西播、松阪、松山、山口県がそれに応じた)。

以上の動向からもわかるごとく、国独资の独占企業育成策はすでに開始されていた。しかも「国土総合開発においては、企業側の要請する産業関連施設の大幅な公共投資がおこないがたい実情にあった」<sup>19</sup>と判断した通産・建設・運輸の3省は「工鉱業地帯整備促進法案」を準備しようとしたのであった。これは56年からの工鉱業地帯整備協議会へと発展していくわけだが、その延長上に先に見たごとき経済審議会産業立地小委員会の発言が出てくることになる。

しかし、だからといって「地域開発」が経済効率の面からだけ論じられてよいわけではない。特定地域の指定をめぐる「政治的圧力」にしても、その背後には治山治水の手ぬぎ、交通・社会的共同生活手段の低水準、地場産業の停滞といった事態に対する、地域住民の激しい要求が渦まいていたとみなければならない。それぞれの地域社会の固有の条件に応じた雇用＝労働、生活＝福祉の再生産が求められていたことが看過されてはならない。

そのことは、この期(第Ⅱ期)における農業特殊立法にあらわれている。「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」(51年3月)東北・北陸・北海道)、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」(52年4月、中国、四国、九州)、「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」(52年5月、中国・四国の沿岸地帯)、「湿田単作地域農業改良促進法」(52年12月)、「海岸砂地帯農業振興臨時措置法」(53年3月)、「畑地農業改良促進法」(53年8月)。]これら特殊立法は「農民の意欲と政府の施策とを自主的な農業振興計画の上に結集し、農政に地域的な特色を生かそう」<sup>20</sup>と意図されたものであるが、根底にはドッジ・ラインによる供米や税金の強化などの影響をうけた農民たちの、農業生産力と農家経営・生活水準向上を求めての法律制定運動があった。だから議員立法という形をとったのであり、そのことを通して農村を保守勢力の社会的安定帯たらしめようとしたのである。

さらに、この期には「離島振興法」(53年7月)が同じく議員立法で制定されている。もともと特定地域総合開発は「対島」を地域指定し、また隠岐島(「大山出雲」地域)、屋久島・種ヶ島(「南九州」地域)も対象とされていた。しかし、「第1次産業のみに依存する離島が、地域や生業のちがいでよって本土との生活上の格差を余儀なくされて久しいが、このような状態をいつまでもそのまま放置することは、国の政治的社会的見地からいって決してこのまじいことではない」<sup>21</sup>との見地から、端的に言えば「社会政策的観点」から離島振興が見直され、特定地域開発への期待を失った島根・長崎県など島民、県当局の新法制定運動が、自民党議員による国会上程へとつらなった。「草の根保守主義」のル

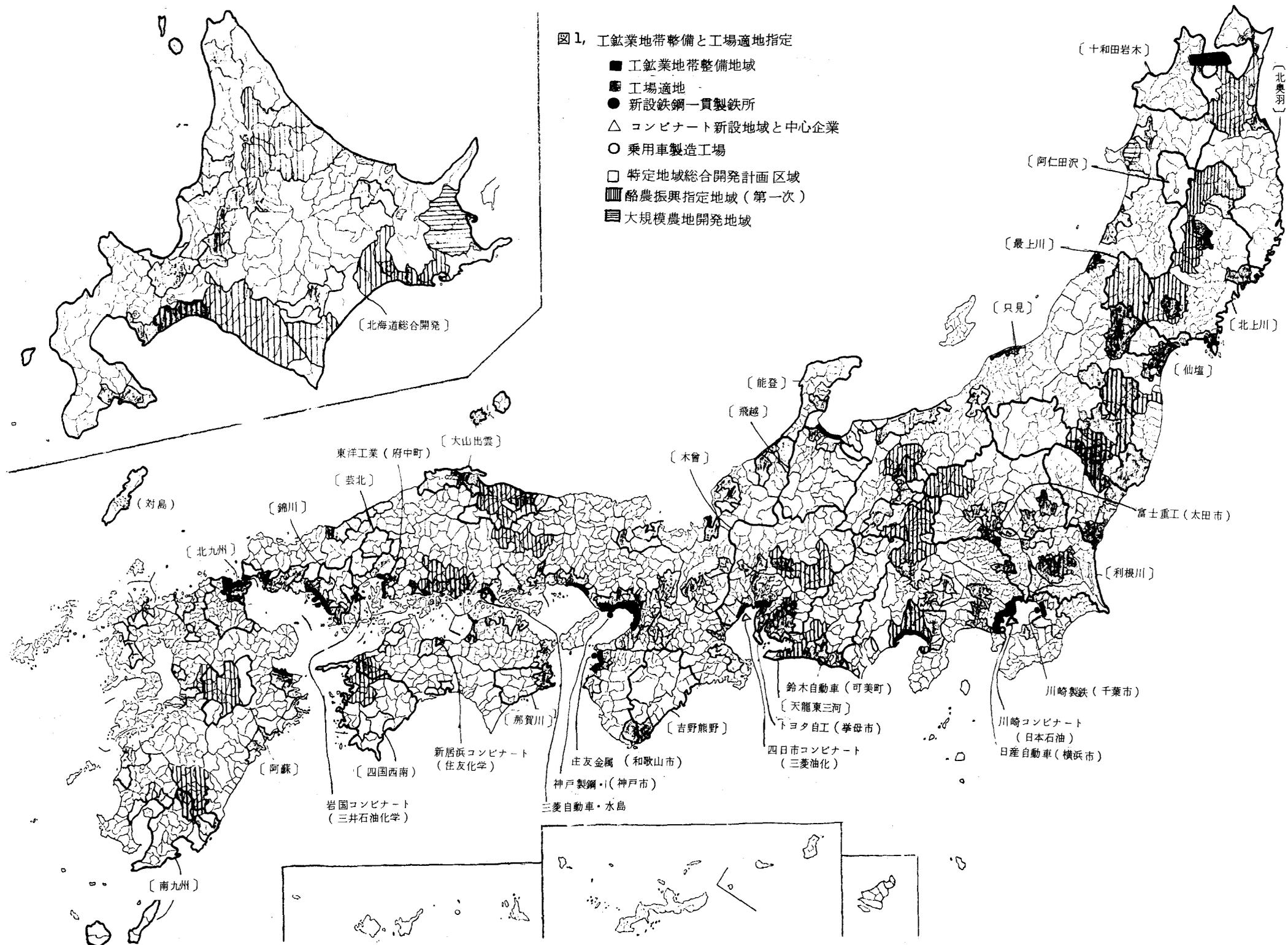


図1, 工鉦業地帯整備と工場適地指定

- 工鉦業地帯整備地域
- 工場適地
- 新設鉄鋼一貫製鉄所
- △ コンビナート新設地域と中心企業
- 乗用車製造工場
- 特定地域総合開発計画区域
- ▨ 酪農振興指定地域(第一次)
- ▨ 大規模農地開発地域

〔十和田岩木〕

〔北奥羽〕

〔阿仁田沢〕

〔最上川〕

〔只見〕

〔北上川〕

〔仙塩〕

〔能登〕

〔飛越〕

〔木曾〕

富士重工(太田市)

〔利根川〕

〔対馬〕

東洋工業(府中町)

〔大山出雲〕

〔芸北〕

〔錦川〕

〔北九州〕

鈴木自動車(可美町)

〔天龍東三河〕

トヨタ自工(挙母市)

四日市コンビナート

(三菱油化)

川崎製鉄(千葉市)

川崎コンビナート

(日本石油)

日産自動車(横浜市)

〔那賀川〕

〔吉野熊野〕

庄友金属(和歌山市)

神戸製鋼(神戸市)

三菱自動車・水島

新居浜コンビナート

(住友化学)

岩国コンビナート

(三井石油化学)

〔四国西南〕

〔阿蘇〕

〔南九州〕

ーツがここにある。

問題は、こうした下からの地域住民の声が市町村→府県を通して、国政にいかにか反映しえたかというところにある。戦後の地方自治法によって地方自治団体としての法認された都道府県は、国土総合開発法のもとで都府県総合開発計画の主体とされ、いくつかの試みもなされたが、いずれもほとんど実施されなかった。他方、1952年の農地法制定による農地改革の終焉の上に、町村合併法（53年）・新市町村建設促進法（56年）に基いた地方行政機構の最末端の再編成がなされ、そうした中から地方農業委員会の農村建設計画や市町村の新市町村建設計画が試みられはじめていた。しかしながら、特定地域総合開発計画は都府県議会の承認をうるだけでよく、企画立案—実施の過程において、市町村の意見が反映されにくい構造になっていた。他方、50年の川崎製鉄の千葉進出決定を契機に、工場誘致条例が制定された（50年2市、51年1県12市、52年5県22市、53年2県23市、54年2県24市、町村は除く）。財政赤字解消と労働市場の拡大の魅力に引かれたのであろうが、この段階にあっては、その千葉県においてさえ未だ「開発の方向を決めかねていた。」<sup>22</sup> つまり「＜地域開発＞は政府ないし巨大私的企業が主体となって、地域住民はそこに生じる生産力効果の恩恵に浴することを期待するといったパターン」<sup>23</sup> は、この期にあっては確立しえていない。それが明確になるには「生産性の向上の国民運動」が必要であった。

### 第3章 高度成長第1期における「生産性向上」の論理と太平洋ベルト地帯の形成

朝鮮戦争期の「特需景気」と休戦後の「平和不況」との間に、対米依存の「産業合理化」をテコとして、戦後日本資本主義の再生産軌道は一応定置せしめられた。「もはや『戦後』ではない」と戦後10年目にあたる55年度を総括した『経済白書』は、「神武景気」のさなか、「われわれはいまや異った事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終た。今後の成長は近代化によって支えられる」<sup>24</sup> とうたいあげたが、成長主義的経済政策の開始は同時に「生産性向上」の国民運動の開始でもあった。日本生産性本部（会長・石坂泰三日経連会長、副会長・永野重雄富士製鉄社長、中山伊知郎中労委会長）の創立趣意書はいう、「いま戦後10年目を迎えて、わが国経済の現状を反省し、将来を想うとき、われわれはいまこそ生産性の向上に全力を傾注すべき」であり、「広く全国民が深い理解をもって、これに協力」せんことを「痛感」する、と。そうした中で「経済自立5カ年計画」がはじめて立案され、さらに勤儉貯蓄・生活刷新をうたった「新生活運動」を経済4団体のみならず国も推進した。——戦後第Ⅱ期はこのように幕あけし、以降「生産性」「成長性」の追求が徐々に演じられたのである。

「産業合理化」運動にかかわって登場した「生産性向上運動」がアメリカの対日政策の重要な一環であったことは論をまたない。重要なことはそれが「個々の合理化、能率増進運動とは異なり、日本経済の自立と国民生活の向上を目指す総合施策に貫ぬかれた運動」（労働総同盟第2回中央委員会、1955年）を志向していたことである。そのためには「輸出貿易の振興」が不可避であり、「国際競争力」を高めるための「技術革新」がさけられないという論理にもとづき、産業およびエネルギー構造の変換がめざされた。すなわち石油化学工業育成、鉄鋼・機械産業（自動車・電機）振興がそれである。石炭が石油へと転換していく。

若干の経過をみると、造船業は1956年末で年間造船量、起工・進水・竣工とも世界第1位に到達していたが、その鉄源としての鉄鋼業は56～60年の第二次合理化計画で、外資も導入しての産業基盤整備強化をはかった。「この時期のこうした大規模な投資こそが、60年代に世界の鉄鋼供給基地として飛躍的に展開していく太平洋ベルト地帯の基礎を形成」<sup>25</sup> していくことになる。ベルト地帯のもう一つの大きな要素である石油化学工業は、通産省省議の「石油化学工業育成対策」(55年7月)以後、本格的に創設せられた。石炭からのガス源転換、BTXの供給確保、ポリエチレン・合成ゴム確保を目的とした、この第1期計画では旧3大財閥系の三井石油化学(岩国)、三菱油化(四日市)、住友化学(新居浜)およびカルテックス・日本石油系の日本石油化学(川崎)が、エチレン先発4社としてそれぞれ石油化学コンビナートを志向し、旧軍用地跡地などに立地した。

1956年に機械工業振興臨時措置法、57年に電子工業振興臨時措置法が制定されるが、55年から60年代前半にかけて電機産業をリードしたのは家庭電器部門(ラジオ・冷蔵庫・洗濯機、そしてテレビ)であった。松下電器・三洋電機などのほか、電源開発ブーム(51～57年)終了とともに重電4社もこれに参入し、日立・東芝・三菱電機・富士電機は総合電機4社へと転換していく。家電製品は「勤労大衆の生活様式の変化と『合理化』」というルーツにのり、さらに需要喚起をはかった。<sup>26</sup> 他方、自動車産業は55年の通産省「国民車育成要項案」以降、小型乗用車による国際市場戦線への参入をはかり、トヨタ・日産の先発2社は「労使一体となった、徹底した合理化政策」・「量産体制を補完する部品工業の再編強化」<sup>27</sup> にのりだした。56年には鈴木自動車(浜名郡可美村)、58年には富士重工(栃木県大田町)・東洋工業(広島県府中町)・愛知機械(名古屋市)・ダイハツ(大阪府池田市)が、そして59年には新三菱自動車(水島工場)が、それぞれ乗用車生産に加わり、国内外の市場戦が激烈となっていた(図1)。

「生産性向上運動」は、かかる「官民一体」の産業構造の「高度化」をその現実的基盤としていたのである。その上に、産業基盤の整備と企業内の「合理化」、労使協調が位置づく。

この期の産業基盤整備はいわゆる行政指導によって主導されたことが特徴といえる。その中核的組織は1956年に設置された「工鉱業地帯整備協議会」である。これは経企・通産・運輸・建設の各省庁次官を幹事とし、大蔵・農林・厚生・自治の省庁およびこの年設立された首都圏整備委員会を委員として構成されたもので(59年度からは労働省が幹事・委員として加わる)、「法律の制定等と云うこととは一応別にして」、整備予算の確保を主目的とした。すなわち「当時は『全国総合開発計画』がまだ完成されていなかったので、工業の適正配置とか、各工業地帯の全国的視野からの性格付けなど」は棚上げして、「全国からいくつかの地帯を選定し、その地帯内の差し迫った問題について極地的な解決をはかる」<sup>28</sup> という、対症療法が志向されたのであった。なによりの「急務」は、用地用水の不足、輸送のひっ迫、化学工業の発展を阻害する公共施設上の隘路、それらを打開することだとされた。

こうして、既成工業地帯の整備と新規工業地帯の育成がすすめられた。56～58年の間には京浜・名古屋・阪神・北九州地帯(56年)、および名古屋地帯の名古屋・四日市地帯への変更、阪神地帯への堺の追加、播磨地帯の指定(57年)。59年には駿河湾と和歌山県北部の臨海工業地帯が追加指定され、60年の京葉、水島、広島、呉、富山・高岡、61年の周南、大分・鶴崎と、計13地帯が工鉱業地帯整備協議会によってとりあげられた。これらは通産省の工業地帯別立地条件調査に基礎をおくも

のであったが、同省は58～61年にかけて計216カ所の「工場適地」を選定し、都道府県に調査依頼をするという形で、新規工場地区を全国に見い出そうとしていた（前掲図1参照）。既存の4大工業地帯の中で「工場適地」の指定をうけなかったのは「京浜」だけであるが、「工鉱業整備地帯」に指定された13カ所中、4大工業地帯と「広島・呉」をのぞく8地帯は、次の第Ⅳ期に新産業都市指定3（「富山・高岡」「水島」「大分・鶴崎」）、工業整備特別整備地域指定3（「駿河湾」「播磨」「周南」）首都圏・近畿圏の都市開発地域指定2（「京葉」「和歌山県北部」）をうける。いわば独占資本によってずっと陽の目をあびせられてきた地域である。

しかしながら、かかる地域指定の動向は、これと平行して進められていた「特定地域総合開発計画」との密接な関連をもっていない。後者の計画で「工業立地条件整備」を目標とした8地域中、上記13地帯に入るのは「北九州」「錦川」「飛越」の3地域のみであり、資本の論理による経済合理性の追求を、通産省をはじめとする官僚機構が「自立経済」の達成という名前のもとに、貫徹させたのであった。

それにもかかわらず、「生産性向上運動」は「雇用・分配・協議」<sup>29</sup>を通じて生活向上をもたらすと主張せられた。この戦後第Ⅲ期は、1956年の「完全失業者」が106万人で戦後最高といわれたように、失業・低賃金・低生活水準という問題をかかえこんでいた。そこで生産性本部副会長の中山伊知郎氏は次のように論じた。「常識的にゆきつまったといわれている日本の賃金問題、あるいは生活水準の問題を打開するカギ」は、過剰人口論的な考え方ではなく、「労働を使って生産する場合の生産性の問題」<sup>30</sup>にある。「生産性」の問題は資本の生産性としてだけではなく、「労働の生産性」として見る必要があり、「生産性の問題をこのように労働に結びつけて考えることは、これを人間の問題として考えることである。」人間の問題であるということは「失業と雇用、生活水準と労働力の再生産、さらに進んでは、階級闘争の一切の問題がその中に入ってくる」。<sup>31</sup>したがって企業家の「単純な生産性向上の推進」ではなく、「意識的な国民運動」が必要となる。そのさいの共通の目的が、雇用（「生産性向上は究極には雇用を増大する」）と協議（「企業における人的関係を重視する」労働の経営協議会）と分配（「生産性向上の成果の公正分配」）である。<sup>32</sup>

このように、「国民経済的観点」からいわゆる「パイの理論」が裏付けられたのであるが、中央労働委員会会長、労働省中央賃金審議会会長、経済審議会総合部会長、大蔵省金融制度調査会委員、独占禁止法審議会会長、経済企画庁参与等をこの期に担った中山伊知郎氏の「経済民主主義」の理論は、官界や日本労働組合総同盟・全日本労働組合会議などの労働界に大きな影響を及ぼしたのであった。総同盟はいち早く「生産性向上運動」に賛意を示しており、総同盟会長を生産性本部副会長に送りこみ、全労会議も比較的協調的な態度であった。しかし総評は職場闘争強化方針でこれに対抗し、国労・鉄鋼労連・王子製紙労組等の争議、そして砂川闘争→勤評→警職法→安保闘争とつづく政治的対決は、「生産性向上国民運動」とは全く別の形の国民運動を広汎に呼びおこそうとしていた。「平和と民主主義、生活向上」がそのスローガンであった。

とりわけエネルギー転換に直面していた炭労は長期計画闘争を、さらに三鉱連は経営方針変革闘争を提起していた。それが総資本と総労働の対決といわれた三井三池闘争へと特化させられていったのである。このことは、総評をはじめとする労働組合のナショナル・センターが春闘方式の中で、「平和と民主主義、生活向上」を全国民にもたやすための産業－雇用のあり方、労働の質の改革といった基本的な

課題を重要視しえなかったことを示すといつてよい。炭鉱労働者の直面していた問題はまさにその象徴であり、「生産性向上運動」に対する総評の「国内市場の平和的拡大をめざした労働者の生活を守る賃金値上げを軸とした闘い」<sup>33</sup>（傍点筆者）という「基本的態度」では対処しうる質のものではなかった。「国内市場の平和的拡大」をいかに行なうのか、というレベルでの戦略、それにもとづいて、新たな段階での、地域の産業・職場・生活を守る闘いが要求されていたのである。「生産性向上運動」の結果生じた「大工業における雇傭の停滞、臨時工の増加、そして第三次部門に労働力人口の増加部分が大きく吸収されるということは、結局それだけ潜在失業者が増加するというにはほかならない」<sup>34</sup>のであるから。少なくとも、全礦同盟のごとくに「労働組合みずから積適的な労働プラン」をもって、労働時間短縮闘争を提起し、雇用増大にもつなげていくことが不可避であったが、現実には「安保と三池」以後、労働組合のナショナルセンターは地域社会への関心を急速に失ない、「地域開発」問題に独自の見解を対置するという事はなくなる。現在、いわゆる「主体」論が提起されざるをえないゆえんといえようか。

それでは、昭和恐慌下の失業よりもさらに深刻とされた失業問題<sup>35</sup>に対し、いかなる雇用対策がとられたか。「生産性向上運動」の三原則は失業発生を予測して次のごとくいう。

「生産性の向上とは、究極においては雇用を増大するものであるが、過渡的な過剰人員に対しては、国民経済的観点に立って能う限り配置転換その他により失業を防止するよう官民協力して適切な措置を講ずるものとする。」（第一原則）

ここから「完全雇用の達成」という「展望」（57年に失業対策審議会→雇用審議会）と、エネルギー構造の転換—石炭産業の合理化—炭鉱離職者の「反発」・滞留—労資紛争の激化、地域社会の貧困化に対応する「炭鉱離職者臨時措置法」（59年11月）とがでてくる。後者は社会政策的見地にとどまらず、「雇用政策が、産業政策の裏付けとしての機能をもつことを明確にした」という点で、「激動期にある雇用法制のいわば開拓者」<sup>36</sup>と位置づけられるものであるが、広域職業紹介・緊急就労対策事業・職業訓練・新規に炭鉱労働者を雇用するさいの炭鉱離職者の優先雇用（訓示規定）という法内容では、中高年離職者の「職業と生活の安定」（同法第1条）を保障するものではなかった。筑豊にみるごとく中高年失業者が滞留し、結局は失対事業と生活保護による「産業政策の結果に対する事後救済」しかなされなかった。しかしながら同法を契機として「産業政策の実施に必要な前提条件としての、より積極的な機能」<sup>37</sup>をもつ労働政策が、とりわけ次の第Ⅳ期に展開される。

以上みたごとく、「生産性向上」による「パイの理論」は決して地域住民の雇用—生活の問題を解決するものではなかった。「はたらくものどうしのつながりあい」（第1次経済白書）が密接になったわけでもない。それにもかかわらず、日々の労働を自立経済—完全雇用—福祉向上とつなげてみせることによって、また「経営のまずいところ、技術のおくれているところは、この〔国際・国内の〕競争に敗けて自然労働条件も低いところでもまんなければならない」（新産別）という労働組合幹部の指導もあって、「パイの理論」が労働者を職場の生産目標に釘づけにしていくのである。そうして企業の立地する自治体にあつては、企業誘致を住民福祉と直結させる発想が作り出され、工場誘致条令を策定した県市は55年1県27市、56年2県17市、57年15市、58年2県16市、59年21市と、55年をピークに若干減少しつつも、累積でいえば50年以降に18県179市に及び、前者は4

割弱、後者は三分の一をそれぞれ占めていた。

しかしこれを逆にいえば、この段階においては、市部だけとりだしてみてもその三分の二は工業誘致一本槍ではなく、農業をも重視していたことを物語る。55年度からスタートした河野農政下の新農山漁村建設計画の策定を行なわなかったのは14市のみだからである。町村まで含めて考えれば、新市町村建設促進法下の「新市町村建設計画」は農林漁業計画をその重要な一環としていたことは明らかである。そこに、「農業のあらゆる分野で創意に乏しい農民に代わり農業の発展を進めてきた」と豪語する農林官僚の従来の発想に対し、「農山漁民自身の主体性や創意」<sup>38</sup>を強調した新農山漁村建設運動の新鮮さがうけとめられた根拠があった。町村合併後の地域社会の「安定」にとっても、また農村青年運動としても、大きな意味をもちえたのである。

もっとも、河野農政の強調した「主体性や創意」は、国際的な視野に立った農業の生産性の向上にむけられていたことを看過してはならない。「戦後の再編過程を脱却したわが国の資本主義経済が、従来その外部に置いていた農村経済までを同化せずにおかないまでにその自律性を高めるに至ったこと、そのために農業の体質改善が必然のもの」<sup>39</sup>とされたのである。食糧増産至上主義の修正、選択的拡大と適地適作の生産地形成、さらに有線放送施設や生活改善センター建設等による農家生活・農村社会生活の「近代化」が企図された。しかもそれを「共同化」によって遂行し、共同利用施設・機械による協業経営・協業組織を樹立せんとしたところに、この運動の農林漁業における「生産性向上運動」としての性格が端的に看取しうる。すなわち、「農山漁民の自由意志による適地適産の推進」→「国際競争にも立派に伍してゆけるような適正経営の確立」→「生産性の飛躍的な向上」→「希望のある生活環境」の形成、というのが河野一郎農林大臣の論理であった。

新農山漁村建設計画による共同利用機械（耕耘機、トラクター）の実際の導入状況は、かなりの頻度であった。現在の市町村の範囲に修正してみると、たとえば北海道は212市町村中、耕耘機導入4、トラクター導入32市町村、新潟県（112市町村）はそれぞれ3、24、また宮城県（74市町村）は前者23、後者2である。（農林省『新農山漁村建設史』の部落別データ参照）。これらから農業の機械化の端初が切られはじめているとみることができ、そのさい共同利用機械の補助率は他の共同施設・建物とならんで一番高く、5割以内となっていた。ということは、少なくとも5割が地元負担となる（たとえ融資を受けたとしても）。機械化による労働軽減と借金の増大という構造が、潜在失業者をかかえこんだ貧困のなかからたちあられてくる。農村は失業に対する緩衝地帯ではなく、二、三男、女子を都市へ送り出す供給源となっていく。農業労働における労賃範疇の未確立と農産物価格の保障のなさの中で新農山漁村建設計画を「導火線」として新たに打ち出されてくる基本法農政は、かかる状況に拍車をかけ、大量の土地持ち労働者を強制的に創出せしめることになる。

## 第4章 旧全総段階における「拠点開発方式」と国民社会の二分化

経済企画庁は1956年度より『国民生活白書』を出しているが、59年度白書は「戦後国民生活の構造的変化」と題して、国民生活の地域差を分析せんとしたものである。1950年代の新鋭重化学工業の官民一致による強行的創出は、産業・エネルギー構造ばかりではなく、家計消費の構造をも一変さ

せた。「欲望自然主義」にもとづく「消費者的主体性」<sup>④〇</sup> がたちあらわれてくると分析される、消費動向、生活要求の変化は確実に存した。59年度白書は、こうした動向に地域格差があり、それは当然にも「所得格差」によってひきおこされるが、「所得格差」自体、産業構成の「先進地域と後進地域との間での歴史的な富と人口の集中傾向の格差」によって生ずる、ということを明らかにした。

経済審議会の『日本経済の長期展望』(60年8月)は「国民所得倍増を目標とする長期計画」(59年11月、諮問)の前提作業の所産だったが、そこでは消費構造の変化を所得水準の向上、技術革新、民主主義的意識の確立による「生活構造」の変化過程の結果としてとらえている。その指標としては①中間層の異常な増加と、ホワイトカラー意識の強化、②労働組合の結成、③家庭生活の合理化の進展と、余暇時間の増大、④婦人の社会的地位と意識の向上、婦人の職場への大量進出、⑤青少年の意識の変化と、その主張の社会および家庭に与える影響の増大、⑥マスコミの発達による生活への浸透、⑦オートメーションの発達による大量生産方式と大量消費の確立、⑧技術の発達による新製品(とくに耐久消費財)の大量出現、⑨意匠、色彩意識の発達と、流行の周期の短縮、⑩生活様式ならびに生活意識の全国的画一化、農民生活の都市化、が列記されている。そうして現代生活の特徴を「生活の中における二重性」=「極端な実用効果、機能化を求める側面と、極端なDemonstration効果、Leisure的なものを求める側面」の二重性としてとらえていた(同書P735)。

さらに、経済企画庁調整局『国民生活の地域差とその背景』(61年)は「消費生活のフロウ(消費支出)とストック(個人資産および社会資産)ならびにパターン(消費の型)」を比較して、「生活の地域差」を図2のごとく示してみせた。—戦前や戦後直後とは異なった国民生活の構造、その地域差の動態をとらえ、それに対する政策対応を行なおうとする志向性は、61年の経企庁・国民生活向上対策審議会へとつながる。

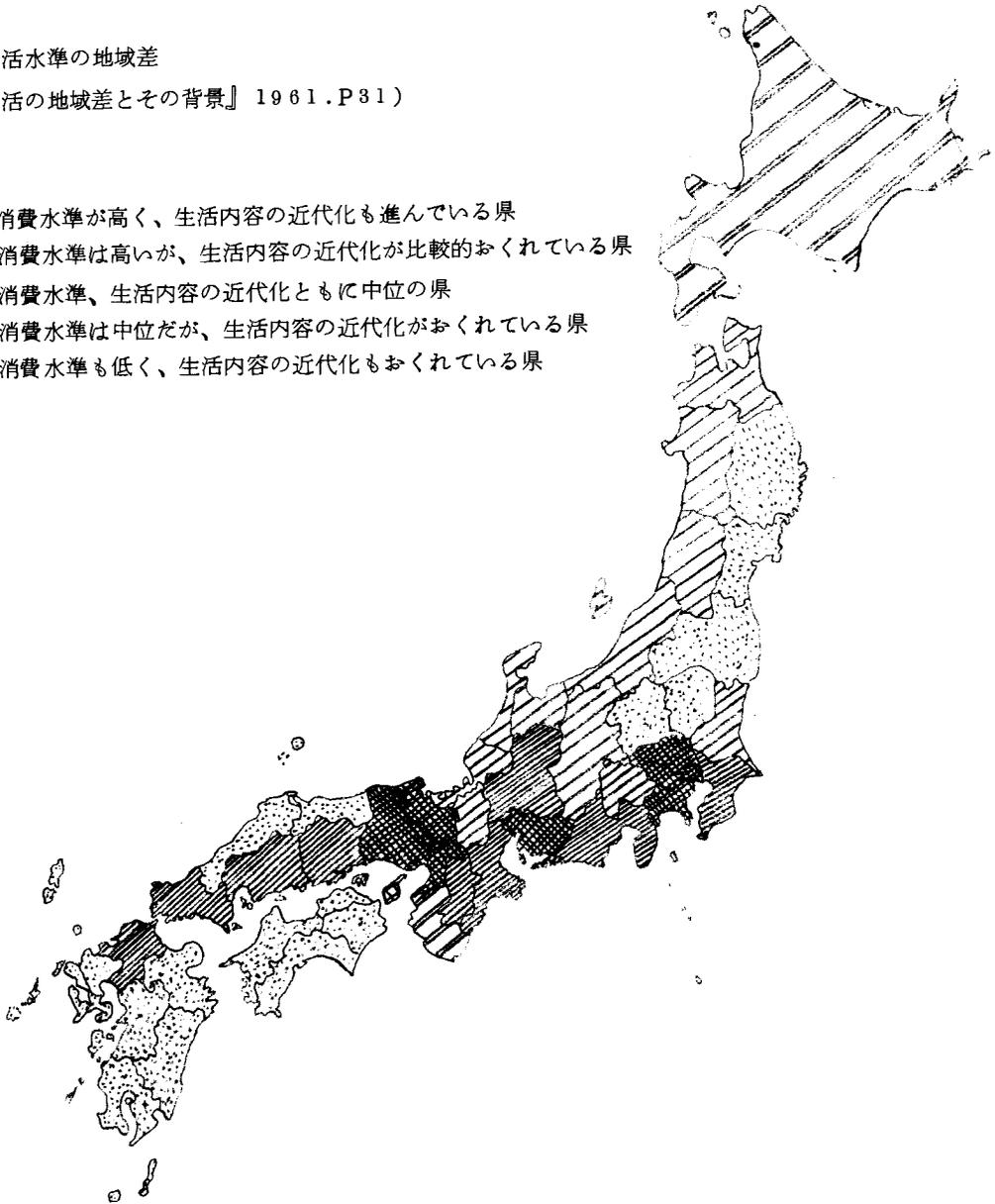
労働のみでなく生活の変化が「勤評・警職法」→「安保・三池」の背後にはあった。新生活運動の「勤儉節約」ではもはや人びとの生活要求に応ずることはできず、他方に貿易の「自由化」がひかえている中で、生産性向上運動の雇用・分配・協議というテーマは、「国民所得倍増」による「格差是正」という衣をきせられることになる。「速やかに国民総生産を倍増して、雇用の増大による完全雇用の達成をはかり、国民の生活水準を大幅に引きあげること」、これが新たなスローガンであった(「国民所得倍増計画」大蔵省印刷局、P5)。その上立って池田内閣は、農業および中小企業の「近代化」により農業と非農業間、大企業と中小企業間の「生活上および所得上の格差の是正」をはかり、また「後進地域の開発促進」と「産業の適正配置、公共投資の地域別配分の再検討」により地域相互間の格差を是正するとの政策課題を提起した。

しかしここで注意すべきは、国民所得倍増計画の真のねらいは、「生産性向上にもとづく輸出競争力の強化」にあったことである。したがって、産業の適正配置といっても、経済審議会産業立地小委員会がのべるごとく、「工業の分散化、後進地域の開発」といっても「あれもこれもと工場地帯をふやし、中途半端な、効率の低い工場地帯を造るということであってはならない。」「徒らに所得格差、地域格差の是正を焦って、やたらに工業の分散を図るべきではない」ということになる。<sup>④①</sup>つまり「国民所得倍増計画の構想」において閣議は速やかに国土総合開発計画を策定すべく決定を行なったが、「全国総合開発計画」(62年10月)によって産業配置が策定されたのではない。独占資本の産業立地動向、そ

図2 総合消費生活水準の地域差

(『国民生活の地域差とその背景』1961.P31)

-  消費水準が高く、生活内容の近代化も進んでいる県
-  消費水準は高いが、生活内容の近代化が比較のおくれている県
-  消費水準、生活内容の近代化ともに中位の県
-  消費水準は中位だが、生活内容の近代化がおくれている県
-  消費水準も低く、生活内容の近代化もおくれている県

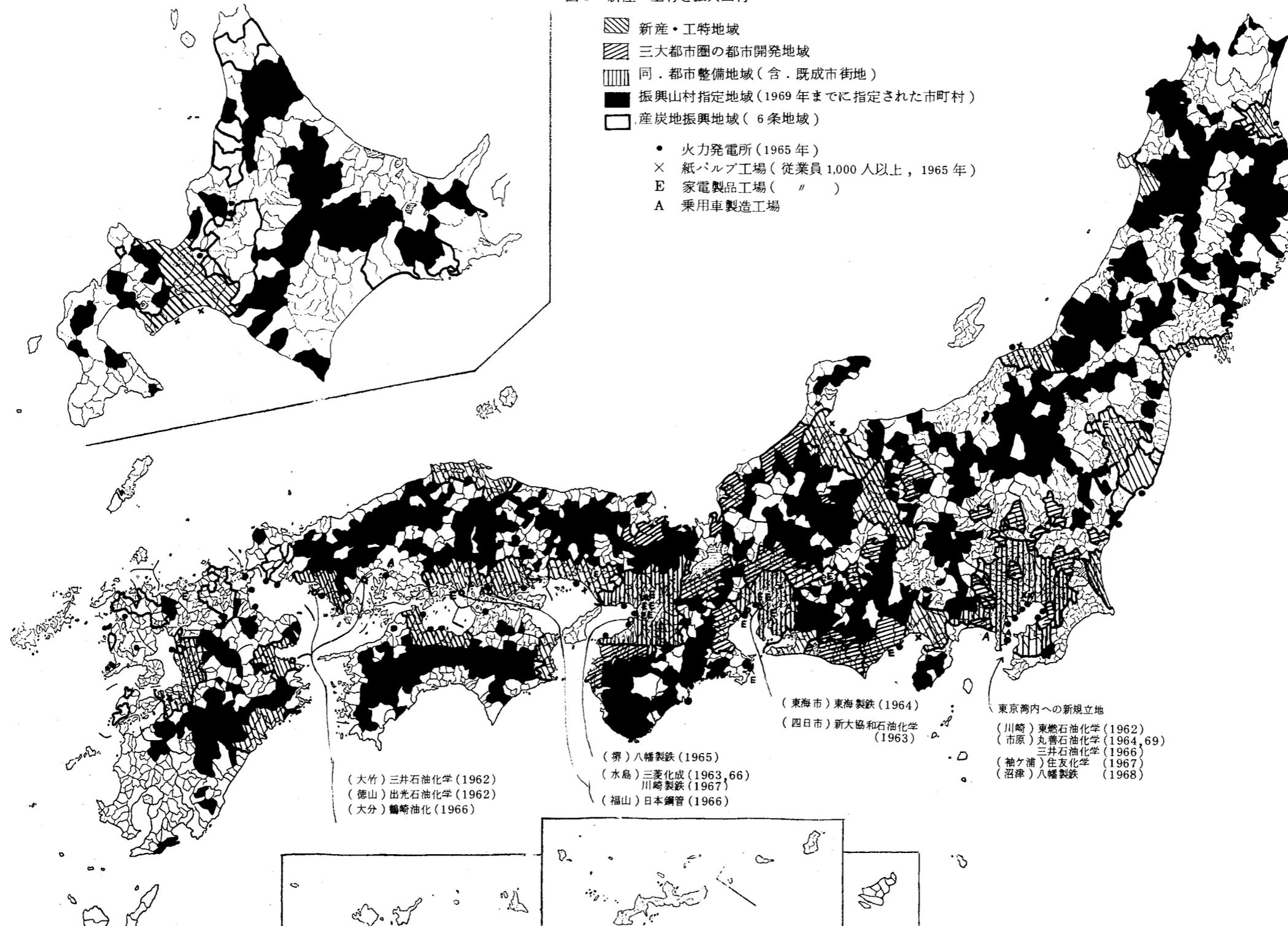


れをバックアップする政策志向は図3の構図にみるごとく、既成のものとして存していた。

たしかに、所得倍増計画の具体化過程において通産省の「工業適正配置構想」、建設省「広域都市建設構想」、自治省「地方基幹都市建設推進方針」、そして経済企画庁の「全国総合開発計画案」(いずれも1961年)が出され、戦前戦後を通して初めての総合的な全国開発に官僚機構は意欲をもやし、それらが調整されて旧全総が成立した経過はある。しかしながら経団連の「産業立地政策に関する要望」(61年1月)、経済同友会「地域経済開発について」(62年7月)はいずれも、「自由経済の下で政策的に産業を配置させようとする事は適当でない」と、資本の論理=利潤の原則からの企業立地を強く主張していた。その上に立った閣議決定の「構想」は、「後進性の強い地域(南九州・西九州・山陰・四国南



図4 新産・工特と振興山村



に低開発地域の場合、地域住民の開発に対する意欲と英知とが、この計画実現の大きなきめてとなる。…地域住民の開発に対する自主的積極的意欲を醸成し、新たな人間形成を促がすことによって、将来にわたる地域的发展の契機をつかむことがより重要、不可欠な事柄である。」<sup>42</sup>

通産省の『わが国の工業立地』は「大分・鶴崎の誘致の成功例をみても、科学的方法で企業の投資の動向、地域の立地条件、誘致に対する各界の意見の取り入れ等を行なったところが成功をしている」（P 28）とのべ、企業および国家の工業開発への自治体の適応を強調してみせた。現実に行進したのは、自治体の意向ではなく、貿易の自由化、さらに資本の自由化に対処し、世界市場戦で勝たんがための、産業構造のより一層の高度化、そのための産業および地域の“スクラップ・アンド・ビルド”である。1960年代を通して、鉄鋼長期設備計画、第二期・第三期・第四期石油化学育成計画、第二次・第三次機械工業振興臨時措置法、第二次電子工業振興臨時措置法などが、鉄鋼、石油化学、電機、自動車といった輸出産業を支えた。対極には石炭産業があり（60年石炭鉱業合理化学業団発足、61年産炭地振興臨時措置法）、また繊維産業がこれに次いだ（64年繊維工業設備等臨時措置法、特定繊維工業構造改善臨時措置法）。さらに、民間大企業労組の動向と大規模合併の高度成長第二期にとって果した役割は大きかった。

1955年、60年の製造業労働組合員に占める総評、同盟の比率はともに22～3%であったが65年には21%と27%、第一次石油危機直前の72年には18%と29%となる。その背後には全日本労働総同盟組合会議（62年）、全国民主化運動連絡会議（63年）、国際金属労連日本協議会（IMF・JC 64年）、全日本労働総同盟（64年）の結成があり、その上に全造船三菱長崎分会からの2,000人脱退、三菱横浜分会の全造船脱退、プリンス労組の全国金属脱退、東洋高压労組・信越化学労組の合化労連脱退、鉄鋼労連、自動車労連、三菱横浜造船労組のIMF・JC加盟、IMF・JC春闘の開始（いずれも65～67年）。これらが企業間の大型合併の動向と密接な関連をもっていたことは周知のところである。

こうした官民労協調のもとでの独占大企業の実際の立地動向は図4のごとくである。鉄鋼・石油化学・火力発電・紙パといった公害多発型産業が都市部に、とりわけ太平洋ベルト地帯に集中している。自動車・電機を含め、既存集積地か新産・工特・都市開発地域への立地は明らかであり、「拠点開発」はそのかぎりでは成功したかにみえる。しかしすでに論じられているごとく、それは公害という名の企業加害の拠点を一挙に創出せしめた。しかも、それらの工場内での労資の「生産性」への協力体制は、労組をして生活環境を守るたたかいをおこさせるにはいたらなかった。大気汚染防止法・騒音規制法（68年）水質汚濁防止法・海洋汚染防止法（69年）などの諸立法は、その内容がどんなに不十分なものであれ、住民運動なくしては考えられないものであった。

三島・沼津での住友化学の石油化学コンビナート建設に反対した住民運動（63年）は、「植民地型の開発反対」というスローガンに示されていたように、地域社会の生活と地域産業のあり方を自分たちで考えるという課題、地方自治を運動としてとらえるという方向を、端的に開示したといえる。そして64年の四日市公害訴訟の開始は「私たちにも生きる権利がある」との怒りをもとにしていた。そこから、国と企業の公害発生源への対策を迫り、抜本的には「公害を生まない技術体系、自然と人間、自然と技術が対立しない生産体系の実現」<sup>43</sup> という認識がうち出されてくる。公害問題へのとりくみはこうした点にまでふみこまなくてはならないのは当然である。三島・沼津を撤退した住友化学は千葉県



五井地区に立地し、現に企業活動を続けているのであり、それは東京湾における公害拠点の一つなのだから。

ところで、先にみたように、所得倍増計画一旧全総は「地域格差の是正」をうたっていた。しかし現実はそのとおりでなかったことはいまでもない。図5は1960年段階での労働力流動の状況であるが、この図における京浜・阪神の比重はますます高くなり、「過密」は深まった。そして瀬戸内の比重増大に対して、北海道は労働力流出地域となる。そうした事態は、構造農政のもとでの離農者・兼業者を、労働力流動化政策としてうけとめるという雇用政策によって促進された。そのことは農村が社会的安定帯として機能しなくなった(イエ・ムラの解体)段階での、土地持ち労働者の大量創出(常雇工としてだけでなく臨時工・社外工・季節工として)し、大企業常雇労働者を中心とする新たな安定帯を構築せんとする動向の一環とみることもできる。いずれにしても、農村部、とりわけ山村の「過疎化」は甚しく、1965年に福田赴夫氏の手によって山村振興法が議員立法されざるをえなかった。

こうして、60年代の旧全総段階において、地域社会はますます開かれた社会となって、国民経済のもとに固く結びつけられたわけだが、それは太平洋ベルト地帯を中心とする既成工業地帯、首都圏・近畿圏の都市開発地域・工特地域・新産都市といった独占資本の拠点地帯と、「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている」(山村振興法第二条)とされた振興山村地域、さらに低工地域、産炭地といった、「育てたる子供たる財界からすてられた」<sup>44</sup> 地帯へと、大きく二分されたのである(前掲図4参照)。

## 第5章 新全総段階における“大規模開発プロジェクトー広域市町村圏ーコミュニティ”の論理の展開

『新全国総合開発計画』(69年5月)は「新しい社会への対応」という課題を提起したところに、「大規模開発プロジェクト」方式とならぶ、もう一つの特徴があった。旧全総は「国民生活の向上」をうたい文句にしていたのであるが、ここではその社会的拡がりに着目された。それだけ社会環境が悪化していたということである。すでに65年の「国民所得倍増計画の残された期間における中期の経済計画」(中期経済計画)は、「社会開発」による「ひずみ」是正を説いていた。「ひずみ」是正とは、「従来の高貯蓄ー高投資ー高成長の発展のパターンや、産業構造・雇用構造近代化による国際競争力強化ー輸出増大ー経済成長という経済発展のメカニズム」を前提とした上で、所得の再分配や社会的環境の改善(社会資本の整備と社会保障の充実)という「社会開発」によって「生産面・生活面の後進の部門を経済・社会の発展テンポに同調させ、経済社会の円滑な近代化と福祉国家への前進を図る」(P10)ことであった。しかしそこでは公害は「国民生活を不快にしている」という把握でしかなかったし「経済・社会の近代化」の内実は抽象的な「福祉国家」ということ以上には出ていない。

これに対し「40年代への挑戦」を副題とする『経済社会発展計画』(67年3月)は昭和40年代の経済社会の条件変化を、①全面的国際化(日本経済がより効率の高いものへ発展する跳躍台)、②労働力不足の本格化(年功賃金、終身雇用制度などの再検討必要)、③都市化のいっそうの進展(生活水準の

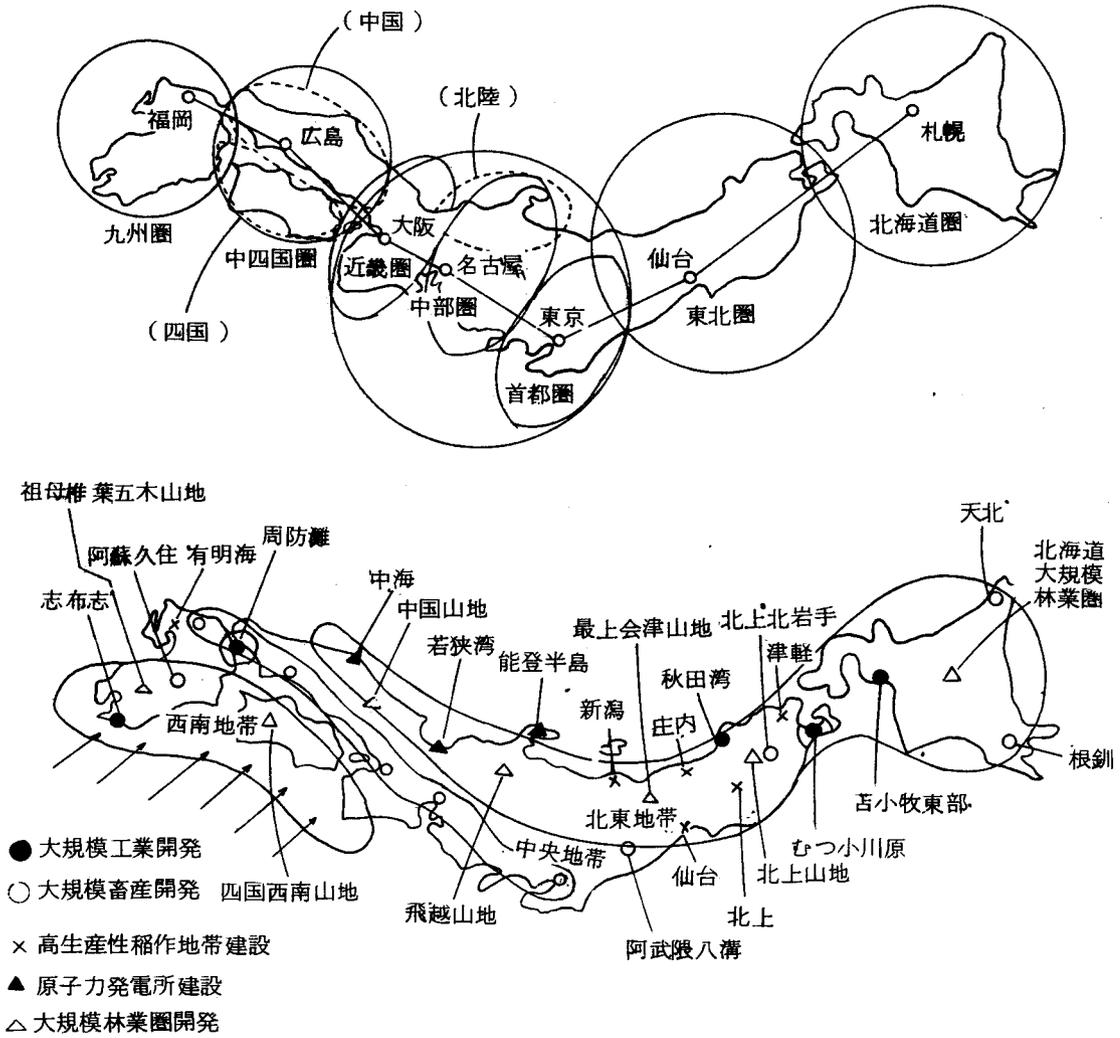
上昇や都市的生活様式の普及)の柱でもってとらえた。そうして政府・企業は高度成長の中で、「量的拡大をこれまでと同じ態度で追及する慣習」から脱却できなかったがために、新しい条件変化への適応態勢をとりえず、消費者物価の上昇、住宅や生活環境施設、交通施設など社会資本整備の遅れ、公害の増大など生活面の不満を増大させたのだ、と総括した。そこからつぎのような「社会開発」の推進が提示された。第1に豊かな地域社会の建設(大都市における都市づくり、新住宅建設のための社会資本投下。農村における地域住民生活基盤の充実と、兼業化の増大に対処する雇用機会の増大、地域開発)。第2に上述と即応した、国民の住みよい生活の場(住宅・生活環境施設)の整備と、健康的な国民生活を確保するための公害の防除。第3に人間疎外の傾向の中での「健全な家庭を中心とする地域社会を築き上げ、社会的連帯感の強い温かい社会を形成する必要性」。そのための、健康、教育、青少年、婦人問題、消費者保護などの施策。第4に国民福祉・社会保障の充実(世帯の細分化、人口構成の老年化、産業構造の変化、賃金・雇用制度の近代化にともなう、社会的要求の高まりへの対応。とりわけ老人福祉、心身障害者対策)、以上である。

さて、これをうけた新全総は、周知のごとく「過密・過疎現象の基本的な解決」を志向した。経済社会発展計画は、大都市問題を周辺未開発地の開発による住宅建設ととらえ、「人口流出の激しい地域」での農地への植林、農地の採草・放牧地への転換、観光開発という施策を提示しただけであった。それに対し、新全総では「国土利用の硬直性を打破し、新しい社会へ積極的に対応し、新しい環境を形成するという観点から、国土利用の抜本的な再編成」(P6)を強調した。そこには過密・過疎問題はますます深刻化し、事態の解決は容易ではない、という認識がある。

同時に、新全総は「新しい社会」を単に「都市化」の進展とみるだけではなく、より積極的に「情報化社会」の出現としてとらえんとしていた。そして過密・過疎を抜本的に解決して資本にとっての外部不経済を除去し、資本の自由化が完了した段階での世界市場戦、国際的な情報化に対処する国土開発は、全国的な通信網、交通体系の合理的な新ネットワーク、すなわち「中枢管理機能の集積と物的流通の機構とを広域的に体系化する」新しいネットワークをその新骨格とすべきだととらえられた。それが抜本的な開発の基礎条件であるが、その上に①大規模開発プロジェクト、②広域生活圏、③コミュニティ(近隣社会)建設が位置づく。

大規模プロジェクト方式による産業開発の構想は、巨大重化学コンビナート建設、最大規模の畜産開発、そしてさらに大型エネルギー基地(原子力発電基地)の建設を内容とする(それぞれの立地候補地は図6に示した)。これらに既存の工業・農業が連動すべく、全国7ブロックごとに計画のブレーク・ダウンがなされるわけであるが、そうした新開発方式を進めるにあたって「広域開発行政」が志向される。それは同時に「広域生活圏」、「生活環境の国民的標準の確保」の場としても位置づけられた。すなわち、「都道府県の区域を越える広域的な開発行政」の推進が道州制の布石であるのに対し、「市町村の区域を越える」とされた広域生活圏は、現にある全国400~500の生活圏ではなく、生活水準の向上、モータリゼーションによる生活の広域化の結果として生まれつつある圏域として把握される。それらを「地域開発の圏域」としようというのである。——このようにして「新しい国土経営の生成システム」を創出することによって「高密度社会」をつくりあげ、過密・過疎問題の解決をはかるが、さらに「豊かさを目ざして革新を続ける社会では、物質的な豊かさにもまして、社会的、生活的な豊かさが

図6 新全総の開発プラン



求められ、個人に対しては自立の人間形成が要求されるとともに、社会的には広い連帯感が醸成されなければならない」(P7~8)ことが強調される。

こうした発想が具体化されると、たとえば国民生活審議会の『コミュニティ生活の場における人間性の回復』(89年11月)となり、また行政的には自治省の「コミュニティ(近隣社会)に関する対策案」(71年4月)による「モデル・コミュニティ」が71~73年度にわたり83地区指定されていくわけだが、以上の展開からも明らかなごとく、大規模開発→広域開発行政⇒生活の場における人間性回復・社

会的連帯感の醸成という行政の論理が確実に看取できる。それを逆にして、コミュニティの形成⇒広域開発行政の是正→大規模開発の変更を求めるには、今日の地域社会における人間疎外の真因をはっきりと見定めておかねばならない。フィジカル・プランニングや地区環境整備（ゴミ・街路・公園など）、レクリエーションといったことの意味は当然に存しているが、それらによって回復される人間性というのは、結局、それだけのものでしかなかったということになる。生活の問題は何よりも雇用・労働・産業と、社会保障・社会福祉とにつなげてとらえねばならない。その点からみても地域開発のあり方が問われているのである。少なくとも今日のコミュニティ形成運動では、雇用と労働条件の改善、社会保障を充実させていくことはできないし、またそのようなものとしても位置づけられてはいない。

新全総の一番のねらいは、エレクトロニクス、原子力等の「新産業」を進展させるとともに、外部不経済によって大都市立地のメリットがうすれている鉄鋼、石油、石油化学などの巨大資本に、新たな拠点を創出せんとするところであった。そのことはつぎの言葉に端的にあらわれている。「基幹産業の生産規模は、昭和60年には、昭和40年に比し、鉄鋼4倍、石油5倍、石油化学1.8倍となり、またますます激化する国際競争に対処して、工場設備の規模は飛躍的に拡大し、これに対応して、これら巨大な生産機能の展開の場を造出する必要がある。」(PP25~6)。そうして「抜本的」な過密対策は大都市立地の不適当な工業の地方分散であり、「抜本的」な過疎対策は「効率的な開発を進めることの困難な地域」への「社会保障、集落の移転統合」ということであった。——田中角栄氏の「日本列島改造論」は、新全総の論理を功悪両面含めて一步先へ進めさせた。工業再配置によって「人と経済の流れを変える」、そうすれば「過疎と出かせぎでくずれ地域社会」としての農村も「農工一体」でよみがえらるだろうし、工場跡地の再開発によって都市改造も行なえるという論理であった(工業再配置促進法72.6)。そうして、新全総の大規模工業開発プロジェクトは工業再配地の視点から位置づけなおされ、同時に25万都市構想とともに、中規模臨海工業基地が示されたのである(図7参照)。「農工一体で花ひらく」農村ではなく、公害の農村地帯への分散的拡大の危険性が、そこにはあった。

ところで、こうした新全総にしてもまた「列島改造論」にしても、それがそのまま実施に移されたわけではない。71年のニクソン・ショック、78年第1次オイル・ショックによるパニックと74年以降の長期的な構造不況は経済政策を大きく制約し、それらをして公共投資による景気対策の意味をも持たせるに至る(たとえば産業構造審議会住宅都市産業部会「住宅産業およびこれに関連する都市産業の発展の方向と必要な施策」の答申、72年)。しかも通産省の「産業構造の長期ビジョン」(74年)にみられるごとく、鉄鋼-石油化学をリーディング産業としてきた産業構造それ自体の転換が課題視されてくる。新全総の総点検はいずれにしても不可避であった。74年以来の不況の深刻化の実態は次章でふれるが、自動車戦争の火中にある自動車産業、国をあげての原子力発電所の建設などを除く、重化学工業の新規立地は極めて少ない。

もちろん、重化学産業の大規模立地のみが地域産業開発を意味するものではない。この点でとくに注目すべきは「農村地域工業導入促進法」(71年6月)である。すでに前にみたごとく、農村地域への企業進出は自動車・電機・繊維関係の系列、下請を中心としてなされていたが、農工法は「農業と工業の協調・補完」を企図した。すなわち農業の側からは農村地域での工業開発によって離農の円滑化をはかり、もって農業就業構造改善をはかろうとする。他方、工業の側からは内陸型工業の立地確保を求めて、既

図7 大規模工業基地および工業団地候補地  
 (「日本列島改造論」)



成工業地帯の立地環境悪化の代償を農村に求め、かつ農村部の労働力を比較的低賃金で雇用できるという「メリット」があった。かかる農工法は沖縄を除く46都道府県の2,596市町村に指定された(図8参照)。指定をうけなかったのは三大圏と新産・工特地域、そして県庁所在都市及びそれに準ずる都市であった。指定をうけた市町村で実際に工業団地を造成したのは992(約4割弱)に及ぶ。造成計画年次別に見ると、71年-153市町村、72年-241、73年-279、74年-190、75年-69、76年-44、77年-16市町村であるから、石油ショックの影響をもちうけたことがわかる。しかし表3にみるごとく、都合1,799の工場が農村地帯へ進出したのであった。自治体の工業団地造成にかけた期待もわかうというものである。——雇用政策からみれば、それは積極的労働力政策の一環であり、輸出産業からみれば、下請系列構造をつくりあげることによって、世界市場での戦いを

表3 農工法にもとづく企業誘致件数

		(1971~78.12)					
北海道	124	(6.9)	三重	23	(1.3)		
青森	20	(1.1)	滋賀	24	(1.3)		
岩手	66	(3.7)	和歌山	3	(0.2)		
宮城	30	(1.7)	兵庫	31	(1.7)		
秋田	43	(2.4)	鳥取	34	(1.9)		
山形	176	(9.8)	島根	20	(1.1)		
福島	107	(5.9)	岡山	30	(1.7)		
新潟	152	(8.4)	広島	64	(3.6)		
茨城	61	(3.4)	山口	26	(1.4)		
栃木	34	(1.9)	徳島	3	(0.2)		
群馬	13	(0.7)	香川	68	(3.8)		
埼玉	13	(0.7)	愛媛	21	(1.2)		
千葉	3	(0.2)	高知	11	(0.6)		
山梨	20	(1.1)	福岡	56	(3.1)		
長野	154	(8.6)	佐賀	23	(1.3)		
富山	34	(1.9)	長崎	17	(0.9)		
石川	36	(2.0)	大分	28	(1.6)		
福井	21	(1.2)	熊本	56	(3.1)		
静岡	36	(2.0)	宮崎	29	(1.6)		
愛知	10	(0.6)	鹿児島	18	(1.0)		
岐阜	61	(3.4)	合計	1,799	(100.0)		

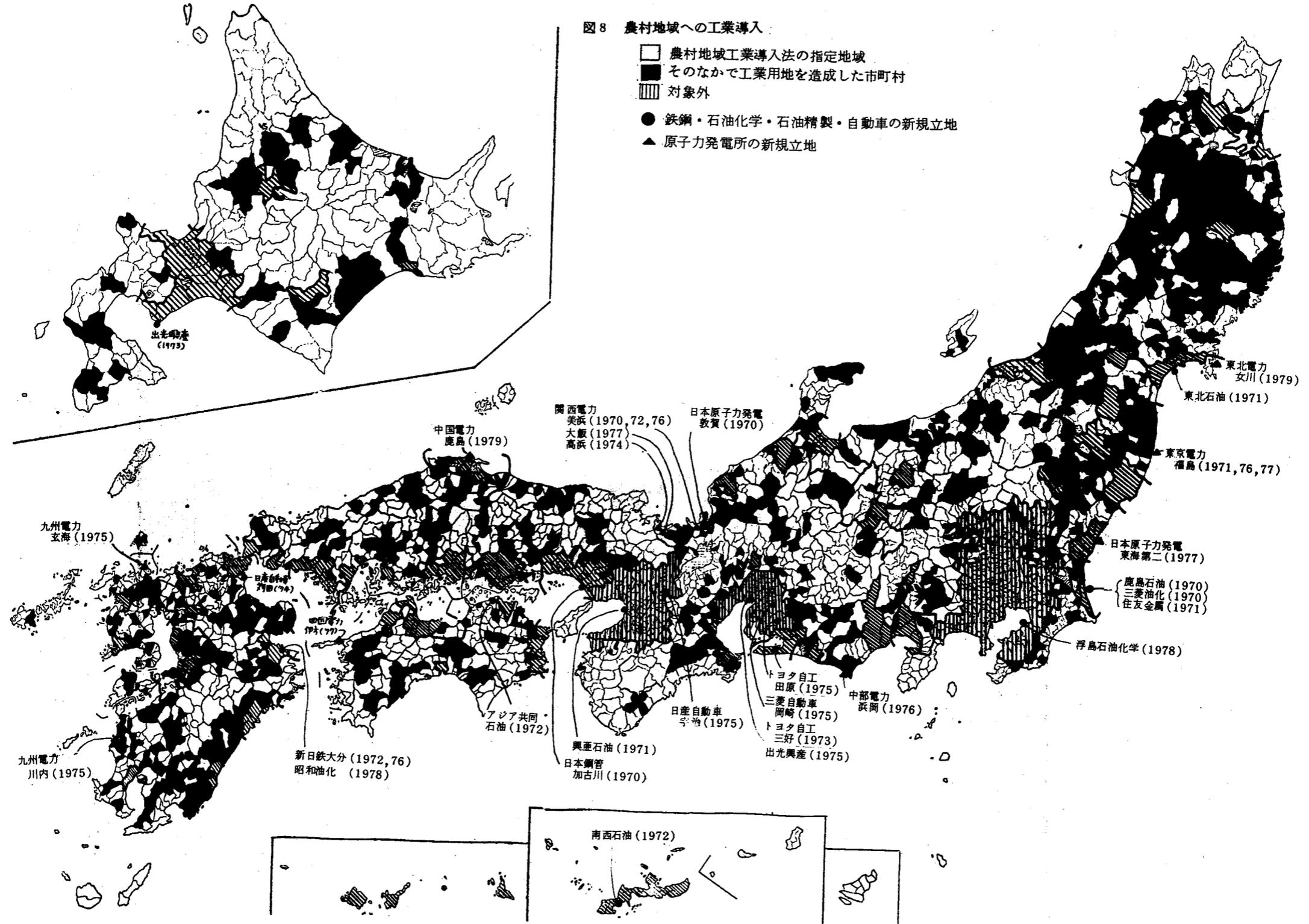
有利にしうるものであった。(たとえば東北三菱自動車部品〔二本松市〕、山形いすゞ自動車〔寒河江市〕、スズキ自動車部品〔秋田県井川町〕；三菱電機〔岐阜県可児町〕、日立〔新潟県中条町〕、松下電器〔花巻市、武生市、熊本県菊水町〕；石川島播磨〔長野県辰野町〕、三井造船〔由良町〕、住友化学〔三沢市〕など)。

しかしせっかく誘致した企業もその体質の弱いものは、構造的危機とよばれた長期不況の中で、倒産・撤退したものも少なくはなかった。その上、在来の企業までもが、その根底からゆさぶられたのである。こうして、コミュニティが論じられている中で、地域社会の基礎が、減反-稲作転換-水田利用再編の政策、また畜産価格の不安定や200カイリ問題などもあわせて、急激にゆらぎはじめていく。

## 第6章 「低成長下」の失業問題の再燃と三全総の定住構想の射星

第一次石油危機を契機とする長期の構造的不況に対して、最初にたてられた経済計画は『昭和50年代前期経済計画-安定した社会を目指して』(76年5月)であり、そこでは「地域構造の展望と地域政策」が構想された。ついで、77年11月『第三次全国総合開発計画』が策定されるわけであるが、その前提として次のような作業が積みあげられていた。

図8 農村地域への工業導入



- 7 2. 1 0 新全総総点検の基本方針
- 7 3. 8 「巨大都市問題とその対策」中間報告（素案）
  - 1 0 「土地問題とその対策」 //
- 7 5. 8 「地方都市問題」 //
- 「自然環境の保全」 //
- 1 0 「計画のフレーム」 //
- 1 1 「農林水産業問題とその対策」 //
- 7 7. 6 「工業基地問題とその対策」 //
- 7 「巨大都市問題とその対策（補論）—全国幹線交通施設の整備について」 //
- 8 「地域開発関係法制度」 //

三全総は、旧全総段階の「拠点開発」方式、新全総段階の「大規模開発プロジェクト」方式に対し、一種の社会計画である「定住圏」構想をその特徴とした。これは、大平内閣下の経済計画、『新経済社会7カ年計画』（79年8月）における「田園都市国家」構想とともに、いわゆる低成長のもとでの地域政策構想を示すものである。

今日、「戦後における高度成長の中でわが国に定着してきた行動様式、制度、慣行などの変革を迫られている。それは、国民生活・地域・産業・国際関係などの各分野にわたっている」（総合研究開発機構）<sup>45</sup> ことが、よく指摘される。そこから、地域主義、分散型地域社会論、地方分権論、住民参加、企業市民社会など、さまざまな「地方の時代」の主張が、国の経済計画・開発計画を批判し、補完する形でうち出されてきた。しかし、こうした諸論にしても、その根底としての国民生活の変化をその前提とせざるをえない。「昭和50年代前期経済計画」自体、

「これまでの高度成長によって、我が国の所得水準は急速に上昇し、現在では、ほぼ西欧水準に到達している。しかしこの間、所得水準の向上に伴って、国民の意識が多様化し、環境問題の深刻化、住宅や公的部門の立ち遅れ等各種のひずみが生じた。このため、国民の欲求は、私的消費の増大よりも、住宅等のストックの増大や社会的消費の充実等生活の質的向上を重視するようになってきた。最近の石油危機と狂乱物価の経験の中で、この傾向は一層強まり、先行きに対する不安の解消や社会的公正の確保が強く求められている。」（大蔵省印刷局、P5、傍点筆者）

ということ、を、計画立案の重要な与件としていた。それを国際関係の激変の中での産業構造変革と結びつけ、地域政策によって媒介せんとするところに、前期計画→三全総→7カ年計画の基本路線がある。つまり、国民生活・地域・産業・国際関係は不可分の連関構造の中におかれているのである。しかし、国の経済・開発計画では、国際関係→産業→地域→国民生活というベクトルで発想されていることもまた確かなのであって、それに対する国民生活→地域→産業→国際関係というベクトルへの変革、そのための政策論、主体の形成が今日求められているといつてよい。

さて、高度成長から低成長への変化は、資本の蓄積方式の変化を意味した。つまり、雇用情勢の変化、産業構造の変革、それに対応する地域政策の新展開が必至であった。まず『前期経済計画』をみよう。それは、わが国経済の「大きな転換期」における「従来の高度成長から、調和のとれた生活の充実を指向する新たな時代」を基本課題にせんとした。そこからつぎの5項目の「新しい政策体系」がうちださ

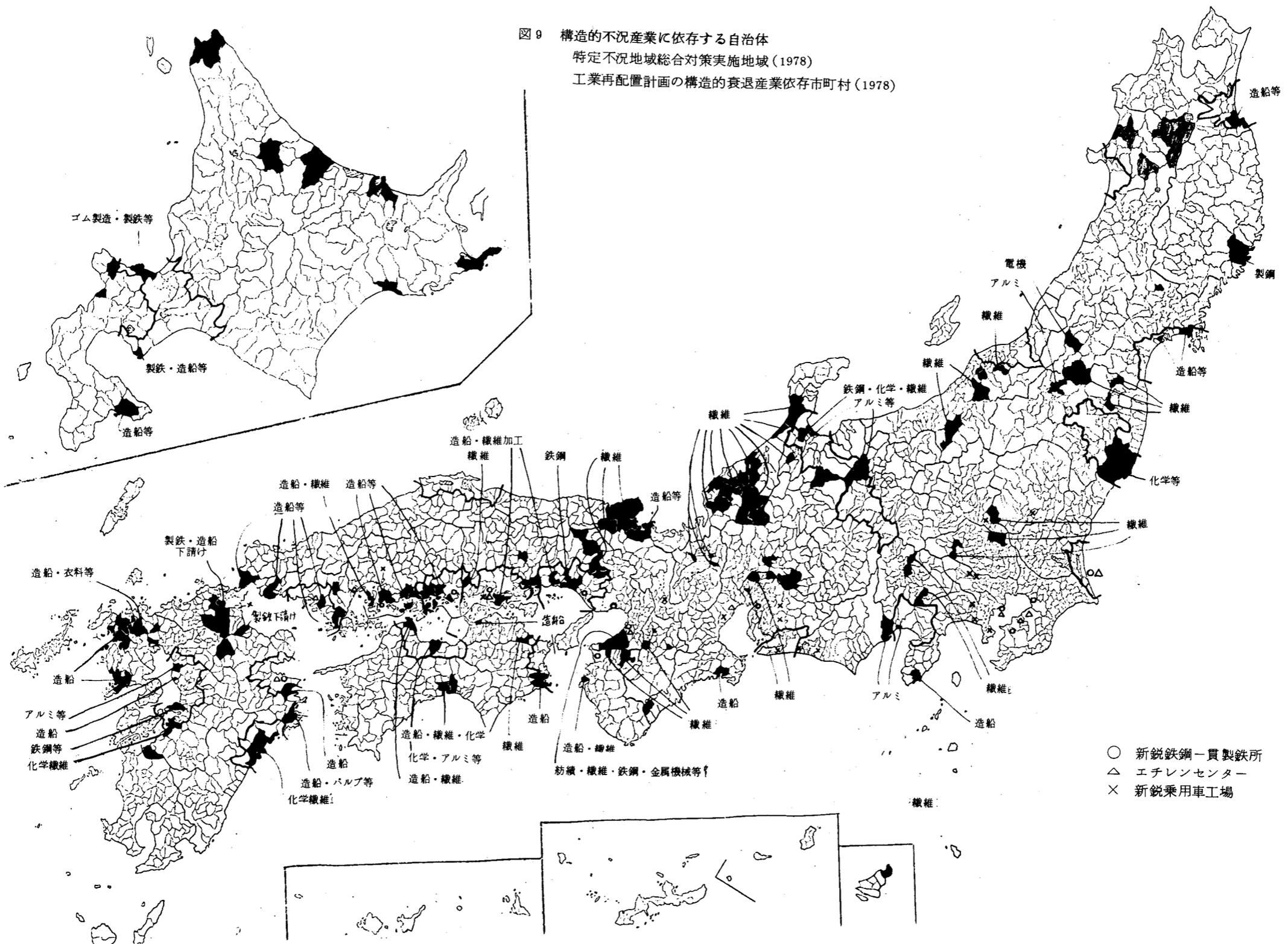
れた。すなわち①物価の安定と完全雇用の確保、②安定した生活の確保と住み良い環境の形成（社会保障、住宅、環境保全、社会資本、教育・文化）、③世界経済発展への協調と貢献、④経済的安全の確保と長期発展基盤の培養（後述）、⑤資源配分と負担の適正化（租税負担等、公債政策の活用、金融の効率化、国・地方の行財政合理化）である。

この計画が政策体系の第1位に、物価対策とともに雇用問題を提示したことは、まさに長期の構造的な不況下の「大失業時代」の幕明けを象徴していた。大木一訓氏の『雇用・失業の経済分析』（79年）によれば、失業・不安定就業の増大は、第一に「不況業種」をはじめとする、臨時工（パートタイマー・季節工など）、社外工、内職下請などの整理、家内労働者の事実上の失業。第二に本工労働者の一時帰休、「希望」退職、解雇。第三に中小零細企業における不安定就業者の増大。第四に日雇労働者や出稼ぎ労働者の失業の深刻化。第五に高令者・主婦などのあらたな就業希望者の増大と極度に不安定な就労、といった諸側面においてたちあらわれた。独占大企業ではさらに省資源・省エネルギーの名のもとに、トヨタ自工の「少人化」と「自動化」に端的な、人べらし・労働の濃密化がおしすすめられていった。

構造的経済危機下の雇用・失業情勢は76年の景気底入れまでの時期と、77年後半以降の「雇用調整」の再燃の時期とに区分しうる。前者においては雇用保険法（74年）による雇用調整給付金制度が、繊維産業・電機産業などでの一時帰休をバックアップした。（労働省試算の80億円が75年度予算では175億円にふくれあがり、逆に工業再配置促進法・農村地域工業導入促進法などへの交付金である地域雇用交付金は121億円→7.7億円と減少している）。<sup>46</sup> その上に、配転・出向、さらに「希望」退職・解雇が来た。

繊維産業で本工員の「希望」退職募集は、東洋紡（2,300名）、日東紡（577名）数島紡（120名）、富士紡（600～800名）など。鐘紡、ユニチカ、東レ、三菱レイヨンも人員整理。大和毛織、東海レイヨンの倒産・廃業。電機産業では、日立、東芝、三菱電機、日本電気、アルプス電機などの一時帰休、松下の2,400名配転など。さらに鉄鋼では75～6年に平電炉業界の「希望」退職募集。大谷重鋼（535名、従業員数の32%）、大和製鋼（285名、36%）、東海鋼業（248名、27%）など。特殊鋼業界でも、特殊製鋼（335名、20%）、三菱製鋼（300名、11%）、日本特殊鋼（任意退職→289名応募、15%）など。造船大手6社も76年春に人員削減計画（78年春までに三菱重工77,100→69,500名、石川島播磨36,600→35,000、川崎重工33,600→31,800、日立造船23,600→20,300、三井造船16,300→12,300、住友重機13,000→漸減）。ところで『昭和50年代前期経済計画』の「完全雇用」確保のための具体的施策は、雇用調整給付金や雇用保険失業給付制度等の運用のほか、「産業構造の変化等に対応する職業転換等の推進」および「産業の衰退等が雇用面に著しい影響を及ぼすおそれのある地域」についての対策をあげていた。それらが78年における特定不況の産業および地域に対する諸立法となっていくのであるが、矛盾の突出点に手当てをあたえつつ、産業構造のスクラップ・アンド・ビルドをおしすすめ、かつそのための「地域構造改善」をすすめる、というのがそこでの主旨である。すなわち特定不況産業安定臨時措置法は、繊維・化学肥料などの構造不況業種での設備廃業、さらに造船中小倒産後の造船大手の設備廃業・売却をお

図9 構造的な不況産業に依存する自治体  
 特定不況地域総合対策実施地域(1978)  
 工業再配置計画の構造的衰退産業依存市町村(1978)



しすめ、特定機械情報産業振興臨措法でビルド産業を振興する。他方で特定不況産業離職者臨措法（77年）、特定不況地域離職者臨措法、特定不況地域中小企業対策臨措法（78年）、産地中小企業対策臨措法（79年）が出される。こうして、大手重化学産業では沖電機工業のごとき指名解雇の復活、終身雇用制の再検討（選択定年制、割増退職金制、転職・転身援助制、派遣社員制）などが進行し、鉄鋼・化学を含め「減量経営」は一段と深化した。中小企業もその「高度化」をさらに要求されている。

図9は自治省、通産省の特定不況地域振興総合対策指定地域および工業再配置計画の構造的衰退産業依存地域の指定をうけた市町村をみたものであるが、繊維、造船、産地企業対策を主軸に、鉄鋼、化学、アルミ等の生産調整に対応する指定がなされていることがわかる。これらは単に社会政策的見地からなされているのではなしに、産業構造再編政策、それと結びついた雇用政策の視点から施行されていることが看過されてはならない。

『昭和50年代前期経済画』は、その上に「地域構造の展望と地域政策」をたてている。すなわち、「全国土にわたって、活力ある地域社会を維持し得るような地域構造への改善」をはかることが「経済社会の長期的な発展基盤を維持培養」する根本だと把握する。かかる「地域構造改善」のために、第一に「基幹的施設」（交通通信体系とエネルギー確保のための発電所等の適切な立地 — エネルギー危機のもとでふたたび水力発電所建設が志向されようとしている。しかし、火力発電がなくなったわけではないし、原発への執着も強い）。第二に「産業の適正配置」、すなわち「工業再配置の推進」と基礎資源型工業のための「新規工業基地の開発」を提示する。未だ、新全総一列島改造案の基本戦略は生きている。第三に「計画」は「地域整備の推進」をうたった。そこでのポイントは、「大都市地域での集中抑制と環境整備をはかりつつ、大都市地域に比べ立ち後れている地方の生活環境整備と都市機能の向上及び産業立地基盤の整備に重点」をおき、かつ「その際、都市と周辺農山村を一体とした広域生活圏の形成により、各地域の住民福祉の向上と均てん」を図る、というところに存した。農山漁村では生産基盤の整備、農産物の加工、流通等の地域産業の振興、適切な工業の導入のほか、農山漁村集落と地方中核都市、市町村の中心市街地とを結ぶ交通通信施設、サービスのネットワークの整備を行なうことによって、「安定した地域社会」をつくりあげ、もって食糧の安定供給に答えるとの位置づけがなされた。したがって「担い手の確保」が重視せられた。

さらに「計画」は、その地域政策の第四として「コミュニティ」を、経済計画としてはじめてその言葉を使いながら、次のように定位した。すなわち「地域住民が地域的連帯感と相互扶助の精神に基づいて真に豊かな近隣社会を営むことができるようにするためには、地域社会の自発的な意欲に基づいてコミュニティ施設の推進がなされ、またコミュニティ活動を通じてその有効利用が図られなければならない。」かかるコミュニティによってはじめて「国民生活に対する各種の施策も本来の効果を発揮できる」。かように、それは位置づけられたのであった（P74、28）。— 産業政策—地域政策、そして「健全なコミュニティの形成」（＝「地域と家庭に基盤」を置く社会連帯）、それに基づくコミュニティ・ケアの推進、という路線が明らかに看取できる。地域政策の中の「コミュニティ」は決して一人立ちしているわけではない。

さて、『第三期全国総合開発計画』（77年11月）の構想は、以上みてきた『昭和50年代前期経済計画』の延長上にたてられたものである。計画の基本的目標としての「居住環境の総合的整備」「国土

の保全と利用」「経済社会の新しい変化への対応」(雇用の場の確保と生活基盤の整備)、これらの諸要請に対応し「過密過疎問題等当面する諸困難を克服しつつ、超長期の展望に立って、国民の安定した生活基盤」の整備をはからんとする基本構想が「定住構想」であるが、その具現化の主要計画課題は、①国土の管理、②国民生活の基盤(住宅及び生活環境、食糧資源、エネルギー資源)、③大都市及びその周辺地域、④地方都市及び農山漁村、⑤国土利用の均衡を図るための基盤整備、の諸課題とされたことは周知のところであろう。

ここで、この5つの計画課題の内容をブレイクダウンして、各細目ごとに新全総の大規模開発プロジェクトとつきあわせてみる(表4参照)。そうすると、新全総でいうところの大規模開発の3つのタイプ、すなわち「地域開発政策のうち最も重要な戦略手段」たる新ネットワークの建設(第1のタイプ)、遠隔地大規模工業基地建設を中心とする大規模産業開発プロジェクト(第2のタイプ)、居住環境整備・環境保全にかかわるプロジェクト(第3のタイプ)のいずれをとっても、三全総は基本的にはそれをうけつぎ、拡大しようとしていることがわかる。つまり、三全総はそれが具現化されるであろうプロジェクトについてみるかぎりでは、新全総の路線を根本的に否定したというものではない。

違いは「味つけ」にあるものと思われる。すなわち、④「国土の管理に関する計画課題」においての水系の類型化とそれに応じた治山治水、防災、水資源、森林資源の管理。

水系は、山地性流域、平地・丘陵に富む流域、平地性流域、大都市圏流域、小流域、湖沼等の閉鎖水域を有する流域の6つに区分された。—こうした視点に基づく国土管理構想が建設省の「流域圏」構想(その全国土の区分は図10)の基本的発想は、「人間の居住環境の空間を流域単位でとらえ、そのなかで、土地、水、緑等の資源の賦存量や開発(あるいは活動)の許容量を把握し、特に地域計画を企てる上において大きな制約条件となる治水、利水、水質保全等の水に関する視点」から「生活圏整備」を行なおうとする(建設省計画局監修『地方生活圏要覧』78年版P217)。その背後には、わが国土が危険にみちあふれていることへの認識がある。

また、②「国民生活の基盤に関する計画課題」での、大都市都心地域、人口急増地域、地方都市、農山漁村及び豪雪地帯ごとの住環境の整備、『昭和50年代前期経済計画』をうけての、食糧・エネルギーの資源問題としての位置づけと地域的配置。

しかしながら、三全総の構想としての特色は、なによりも③④⑤の課題と直接にかかわる「定住圏」にある。それは「第1に、歴史的、伝統的文化に根ざし、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図り、第2に大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活圏を確立する」(大蔵省印刷局、P27)というものである。かかるものとしての定住圏は「流域圏、通勤通学圏、広域生活圏として生活の基本的圏域」であるわけだが(図11参照)、同時に「地域開発の基礎的な圏域」とされていることに留意しなければならない。すなわち、交通通信体系の整備と工業再配置、そして「教育・文化・医療施設の適正配置」<sup>47</sup> といった、新全総の開発思想と同質の施策が「定住構想の基礎」なのである。その上で、大都市圏(都心地域、人口急増地域)、地方都市(人口20万以上の定住圏中心都市、20万未満の中心都市)、農山漁村(都市周辺農村地域、農村地域、山村地域、漁村地域)、離島地域ごとの居住環境総合整備を、「定住圏」を媒介として行なおうというのが、定住圏構造の骨子といえよう。

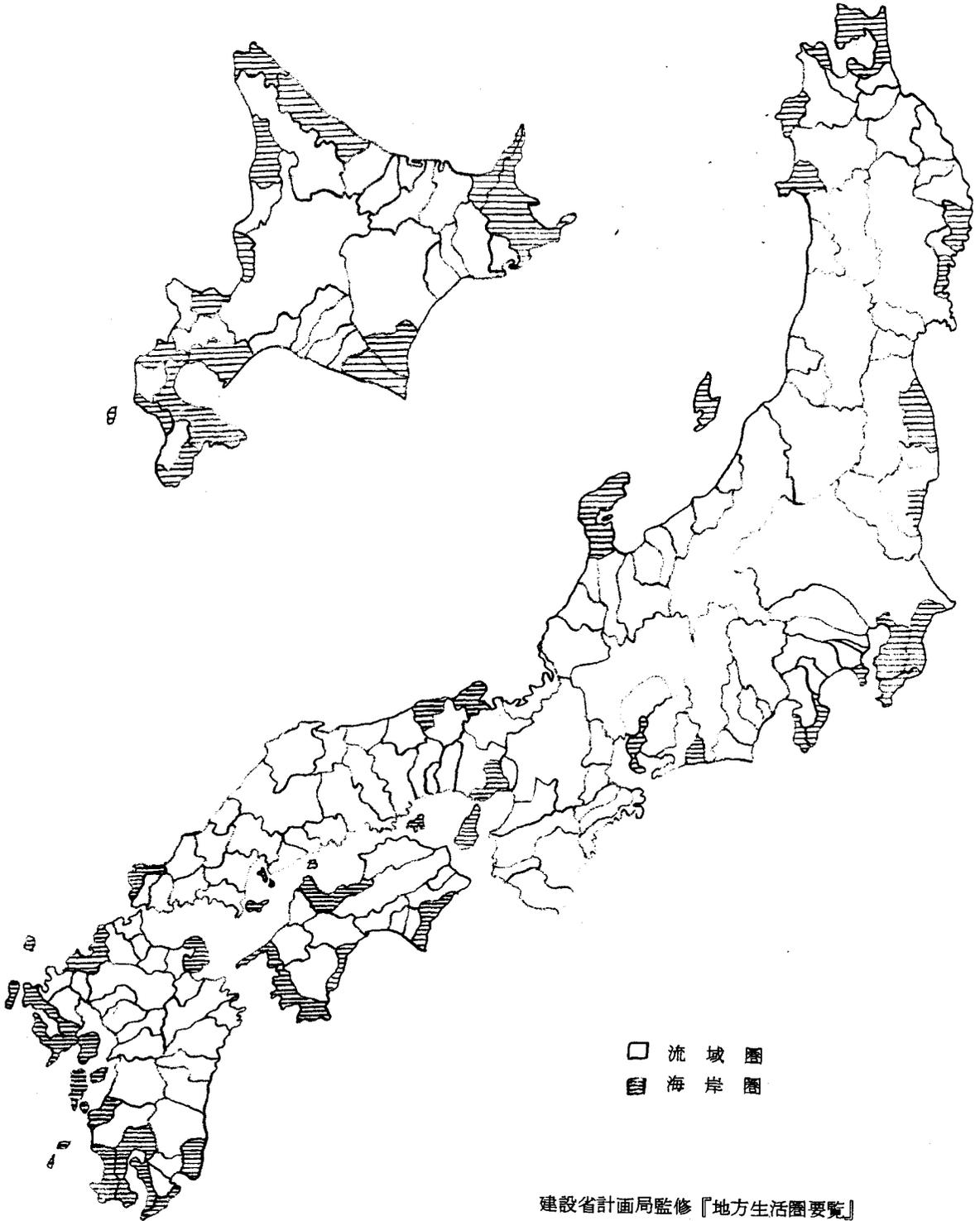
そのさい、さらに注目すべきは、定住圏を具現化する方式は地方公共団体(市町村、都道府県)の自主性にゆだねられようとしていることである。まず第一に「定住圏の整備を推進するためには、国と地

表 4. 新全総の大規模開発プロジェクトと三全総の計画との対応

	新全国総合開発計画 ( 1969 )		第三期全国総合開発計画 ( 1977 )	
	プロジェクト	事業の実施		
新ネットワークの建設	1. 全国的通信網の整備	第 5 次電信電話拡充 5 年計画 (73~77)	新メディアの開発など、さらに拡大	
	2. 全国的航空網の整備	空港整備第 2 次 5 年計画 (71~75)	継 続	
	3. 全国的高速幹線鉄道網の整備	全国新幹線鉄道整備法 (70) → 工事 3 線	"	
	4. 幹線高速道路網の整備	第 7 次道路整備 5 年計画 (73~77) 本州四国連絡橋公団設立 (70) 名古屋 (70)・福岡北九州 (71) 高速道路公社	" " とくにとりあげてはいない	
	5. 国際空港の建設	新東京国際空港公団設立 (70)	関西国際空港の建設も推進	
	6. 大規模流通拠点港湾の整備	第 4 次港湾整備 5 年計画 (71~75)	新港湾計画など拡大	
大規模産業開発	1. 大規模畜産基地建設 (根室、北上・北岩手、阿武隈、阿蘇飯田久住高原)	第 2 次土地改良長期計画 (73~82) 農用地開発公団設立 (74)	根釧、天北、北上北岩手 出羽丘陵、阿武隈、阿蘇 久住飯田等 (拡大)	
	2. 高生産性稲作地帯建設 (新潟、津軽、北上、有明海周辺)	第 2 次土地改良長期計画 (73~82)		とくにうたってはいいないが、水田地帯における高能率農業経営の確立志向
	3. 遠隔地大規模工業基地の建設	苫小牧東部開発 (株) 設立 (72)	苫東、むつ小川原、志布志及び秋田湾	
	4. 大規模エネルギー基地の建設	(内陸) 石油パイプライン事業法 (72) 原子力開発利用長期計画 (72)	石油供給基地建設—苫東、むつ小川原、西日本。電源 3 法活用により積極的に反応	
	5. 三大湾における流通関連施設	東京湾環状道路 (70~ ) 大阪湾岸道路 (70~ )	広域的港湾体系の整備を促進	
環境保全にかかわるプロジェクト	1. 大規模レクリエーション基地建設	都市公園等整備 5 年事業 (72~76) 観光レクリエーション地区施設整備事業 (73~ ) 大規模林業圏開発 (73~ )	とくにとりあげてはいないが、自然環境の保全の観点からの整備 流域別に類型化し、森林資源の充実を図る	
	2. 首都・近畿圏の大規模水系の総合開発	琵琶湖総合開発計画 (72) 淀川水系における水資源開発基本計画 (72) 利根川水系における水資源開発基本計画 (74)		水系の類型化による総合的管理の全国土への拡大
	3. 中核都市における高次圏域施設整備	地域振興整備公団設立 (74) → 地方都市開発整備の着手 2 (75)	定住圏の中心都市として位置づけ、積極的に整備 大阪でも防災拠点の整備を行なう	
	4. 大都市の防災のための都市改造	江東防災拠点事業		第 3 期住宅建設計画 (51~ ) 継 続
	5. 大都市の住宅建設等 大規模ニュータウン建設	第 2 期住宅建設 5 年計画 (46~50) 筑波学園都市建設法 (70) 泉北 (69~52)、多摩 (72~77)、千葉 (73~79)、宅地開発公団設立 (75)		

(資料) 国土庁計画調整局「公共事業等関係資料」(75.10) および三全総

图 10 建設省「流域圏」構想(1978)



建設省計画局監修『地方生活圏要覧』  
(昭和53年版、P219)

方公共団体との緊密な連携を図るとともに、これまでの広域生活圏に関する行政の成果を基礎にした地方公共団体の活動に期待」(P102)すること。第二に「定住構想はもとより一人ひとりの住民の定住条件の選択が原点であり、これらの選択によって地域社会が形成される」のであるから、「住民の自主的な活動をうながし、より創造的に発展させること」(同)が、「計画の実施」にあたってのキーポイントとされている。そこから、三全総は「いわば官製のコミュニティづくりによって、住民をいまいちど官治主義の手につかみなおし、十分な財政的保障なしにおき、生活にとって必要な行政需要には、営利主義で対応させ、河川の流域を中心とした工場の分散計画にとっての『受け皿』をつくろうというわけ」だ<sup>48</sup>との批判が出てくるのは必至であった。

しかしながら、私たちは定住構想が官治コミュニティ主義によって具現化される中で、小学校区を単位としたコミュニティづくりのみでなしに、しだいに地域社会の雇用問題へと接近してきたことを看過してはならない。

定住圏構想はその具現化の当初、自治省の広域市町村圏、建設省の地方生活圏、それに国土庁のモデル定住圏、さらには新経済社会7カ年計画の田園都市国家構想が加わり、その不統一ぶりが自治体の担当者から批判されたことは周知のところである。それが「定住構想は田園都市構想の基本方向と軌を一にする」、「広域市町村圏、地方生活圏、モデル定住圏の圏域が一致する」よう調整する、「具体化については各県1カ所のモデル定住圏を選定し、各省庁が協力して所要の措置を講じる」との方針が示された。<sup>49</sup> モデル定住圏は現在、計画に加わらない北海道、沖縄、大都市圏の東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪をのぞく40圏域584市町村に設定されている。

表5は日本経済新聞社がモデル定住圏の第一次指定をうけた地域の動向を調査したものだが、そこには工業再配置、「教育、文化、医療施設の適正配置」に対応した動向が看取できる。つまり、雇用・失業情勢のひきつづく悪化、自治体財政のひっ迫の深化といった事態の中で、雇用・労働の問題が旧全総、新全総以来の工業再配置の路線へと吸収されようとしているともいってよい。自治省の「新広域市町村圏計画」(79年)は、こうした動向をキャッチし、ゴミ処理や消防などに限られていた広域市町村圏の内実を地元住民の声をもっと反映させるとともに、都道府県の参加のもとに、産業振興、幹線道路の整備、病院、体育館の建設へと質的に充実させようとするものである。<sup>50</sup> そのこと自体、団体自治の単位を市町村から広域市町村へと移行させてしまう危険性をもつものだが、同時に次のような反省に裏打ちされていたことは銘記されてよい。「三全総の定住圏が目指すような地域振興の総合的な主体に広域市町村圏が脱皮するためには、第一に、現在の生活関連施設の共同設置中心という一部事務組合的体質から、産業振興、雇用の確保等を含めた総合的な地域振興のための広域行政主体へと転換する必要がある。第二に、そのためには従来と異なり、より強力な行政機構をつくり、事務局を充実させて、実質的な企画、調整機能を備えたものにする必要がある。第三に、産業面の施策を含む幅広い活動を行うこととする関連で、市町村のみでは施策に限度があり、都道府県のなんらかの形での参画が必要となる」<sup>51</sup> — この文の筆者(神奈川県総合企画主幹、広島県企画課長の二氏)は、こうした方向での地域政策、地域計画を、人間住居環境的な視点からの「社会計画」とよぶのである。

しかし、こうしたベクトルでの「社会計画」は、一方では定住構想の決め手として、新産業都市や工業整備特別地域を雇用創出見直しということで位置づけんとする国土庁の構想(80年1月)<sup>52</sup>と連動

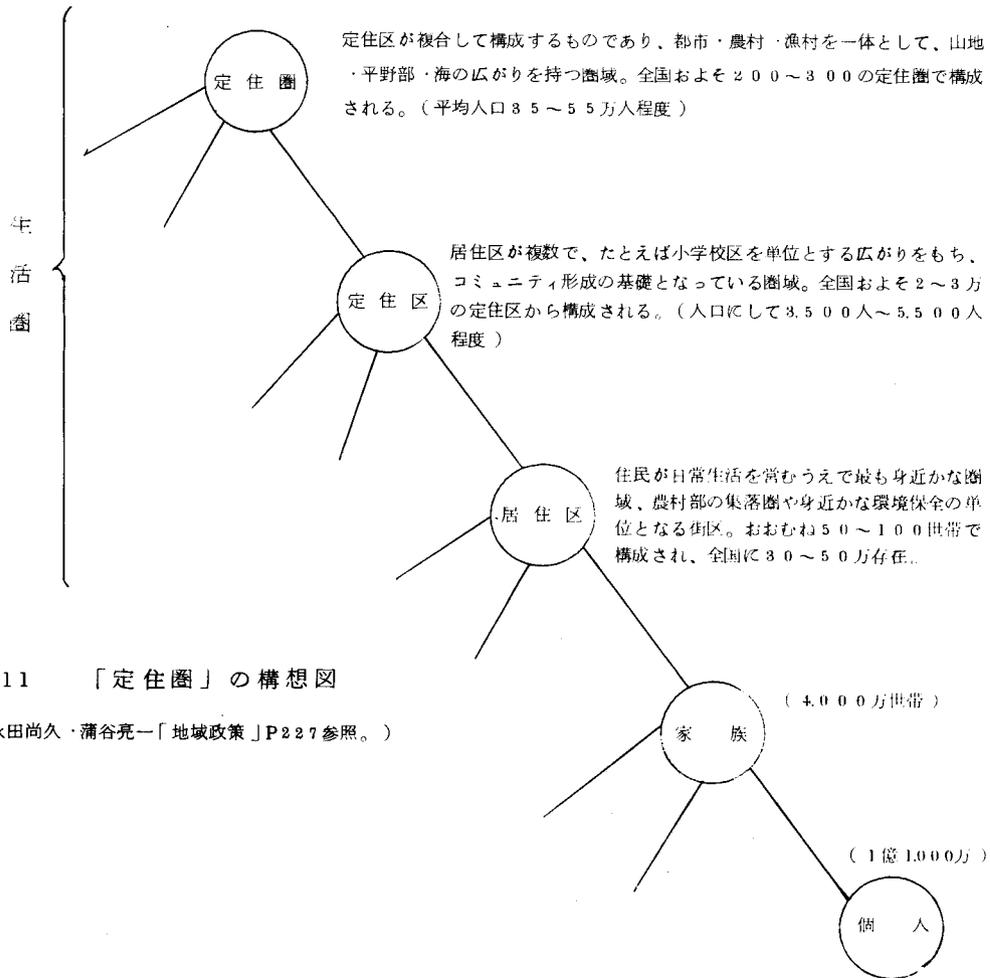


図11 「定住圏」の構想図  
(永田尚久・蒲谷亮一「地域政策」P227参照。)

するものであるとともに、他方「地域の環境・文化・教育サービスの提供についても民間委託や民営化を進める」という経済同友会の発想<sup>53</sup>、国民の負担増を求める日本型福祉社会(新7カ年計画)の中にセットされてしまうものであろう。

## 第7章 地域政策における「社会開発」

戦後の地域開発政策は、資本の自由な産業立地を求めての欲求を根底におき、それを補完する国独資の政策展開の重要な柱となってきたことは、すでに明らかである。そうして、かかる姿勢は三全総下においても変わりはない。しかし同時に、経済計画、地域開発計画をたてるさい、国民の動向が必ずその与件として設定されてきたことも事実である。国民生活の安定確保、雇用の「保障」は、裸の権力によって抑圧するのではない以上、支配の正当化構造をつくりあげるために不可避であったし、さらに国内市場育成の観点からも追求されてきた。つまり、第Ⅰ期における食糧確保、第Ⅱ期の生計維持、第Ⅲ期の消費拡大、第Ⅳ期の所得倍増、第Ⅴ期の社会開発、そうして今日の段階における社会計画、というように開発理念自体が変遷させられつつ、産業立地政策を貫徹させんとしてきたのであった。かかる過程は、しかし、国独資の政策も究極的には国民諸階層の動向に規定されざるをえないことを示している。

高度成長から低成長への移行という今日的段階は、かつてのごとき“パイの理論”がそのままでは通

表5 定住圏構想推進の動き（日本経済新聞、78年10月1日）

地域名	中心都市	所管省庁	作業の進ちょく状況と地域での定住の条件、手続など
① 弘前	前(青森県)	弘前市(14)国土	・都市機能整備に関する住民意識調査を実施、これをもとに、10月中旬に目標整備水準を設定する。北和徳工業団地への企業立地など雇用の場確保が定住条件の柱。農業、観光資源の開発も
② 関	関(岩手県)	一関市(10)国土	・都市機能整備計画策定協議会を設置、圏域内の施設利用状況などを調査中。一関東工業団地への企業誘致など2次産業の発展が定住構想推進の大きな鍵。東北新幹線や自動車道の整備も
③ 栗原	原(宮城県)	築館町(10)国土	・農村定住条件整備検討委員会を設けて、現地調査や住民へのアンケート調査を進めている。過疎化に歯ドメをかけるための農工団地の導入や新しい地場産業の育成、圏域内の道路整備など
④ 能代	代(秋田県)	能代市(8)国土	・施設整備についての住民意向調査をもとに、今後の整備の方向を煮詰めていく。国営農地総合開発事業(376減)の進展と海岸線を利用した海洋性レクリエーション基地の開発。企業誘致も
⑤ 新庄	庄(山形県)	新庄市(8)建設	・対象圏域内での施設整備基礎調査を終え、今後の整備計画や投資可能額の検討を10月中旬までにまとめる。下水道関係の整備を中心とした豪雪対策。神室ダムの建設や工業団地の造成
⑥ 上越	越(新潟県)	上越市(22)国土	・既存の都市施設の利用状況や住民の評価、要望を集約中。教育、文化、医療など各項目ごとの目標整備水準を近くまとめる。豪雪対策や雇用の場確保、上越教育大の設置
⑦ 砺波	波(富山県)	砺波市(10)国土	・検討委員会を通じて、地域の概況調査や住民の意向調査を近く実施、これらをもとに地域整備の基本方針を定める。木工業など地場産業の育成や山ろく地帯の観光開発など
⑧ 福井・坂井	井(福井県)	福井市(13)自治	・圏域内の現況は調査や高校生に対する定住の意識調査などを終え、定住構想推進の具体的手段などを検討中。福井臨海工業地帯への企業立地や国立福井医科大学の設置など
⑨ 中津	津(岐阜県)	関市(7)自治	・各市町村の企画担当者から成る幹事会を発足して、圏域内の実態調査や高校生の意識調査を実施。10月には市町村長に対する聞き取り調査も。東海・北陸自動車道の建設や中核病院の設置
⑩ 大垣	垣(岐阜県)	大垣市(21)建設	・人口の推移、道路、河川の整備状況など圏域内の現状は調べ問題点の洗い出し、今後の方向づけを進めている。公園、下水道の整備や海津郡内での総合病院の設置
⑪ 掛川	川(静岡県)	掛川市(8)国土	・掛川圏高次都市機能整備計画委員会を設置、整備目標や財源規模など基本計画を作成中。牧の原台地周辺の開発や高等教育機関の設置。園芸博覧会の開催や新幹線の停車も
⑫ 田辺	辺(和歌山県)	田辺市(10)自治	・学識経験者を交えた地方定住構想推進委員会を設けて、現地での聞き取り調査などを完了。田辺市の10万都市計画の推進が定住条件の柱。木材関連の地場産業の育成や水産系大学の誘致
⑬ 益田	田(鳥根県)	益田市(8)建設	・圏域内の道路、河川、公園の整備状況など基礎調査を終え、年内に整備基本計画を作成。過疎現象に歯ドメをかけるための道路、下水道整備など生活基盤整備と工業団地の建設
⑭ 益田	田(鳥根県)	益田市(7)国土	・農村定住条件整備のための現状調査を民間コンサルタント会社へ委託、10月には6集落を対象に現地調査も。就労の場確保が定住実現の最大の柱。ほかに中国縦貫自動車道の整備など
⑮ 津山	山(岡山県)	津山市(15)自治	・若年層を中心とした定住に関する住民意識調査などを踏まえて整備基本計画を策定中。勝央中核工業団地への企業立地や国立科学技術大学の誘致、文化学園都市構想の推進
⑯ 山口・防府	口(山口県)	山口市等(8)国土	・圏域内の施設利用状況など現状分析を完了、9月末までに整備目標をまとめる。東洋工業関連の部品工場の誘致や山口市内での流通団地の建設。中国縦貫道の整備など
⑰ 今治	治(愛媛県)	今治市(16)建設	・道路、下水道、公園など施設整備についての各市町村の考え方を集約中、住民意識調査も実施へ。水の確保が定住構想推進のポイントで、そのほか本四架橋建設に伴う工業開発など
⑱ 宇和島	島(愛媛県)	宇和島市(12)国土	・圏域内を200地区に分けて、文化、医療など都市施設の現状を調査中。南予レクリエーション都市構想の推進や四国縦貫道の整備、宿毛線の建設など
⑲ 大洲・八幡浜	浜(愛媛県)	大洲市等(16)国土	・農村地域での定住構想を具体化するための人口構成、所得水準、就労形態を中心とした基礎資料集め。水不足対策と交通網の整備が今後の柱
⑳ 久留米	米(福岡県)	久留米市(19)国土	・久留米圏域を約440地区に分けて、施設の利用状況や住民の満足度を調査中。10月をメドに整備目標を設定へ。広川工業団地への企業立地が定住実現の鍵。圏域内のモノレールの建設も
㉑ 球磨	磨(熊本県)	人吉市等(14)建設	・生活環境整備のための現状と問題点の洗い出しを各市町村で実施中。九州縦貫自動車道の整備や人吉市の都市機能施設の充実、自然公園都市構想(人吉市)を定住構想にどう役立てるかなど
㉒ 日田	田(大分県)	日田市(8)国土	・住民に対する意向調査を終え、今後、圏域内の8カ所で地域懇談会を開いて、都市機能整備計画をまとめていく。工業団地の導入や木工を中心とした地場産業の振興、学園都市構想の推進
㉓ 都城	城(宮崎県)	都城市(6)国土	・農村定住条件を探るための現地調査を九州経済調査会に委託中。集落間の道路整備やコミュニティー施設の充実
㉔ 川内・串木野	野(鹿児島県)	川内市等(14)国土	・基礎資料集めや住民意識調査を実施して、都市施設の広域利用システムを検討中。串木野臨海工業地帯の進展が定住構想実現の大きな柱。そのほか圏域内での単科大学の設置など

用しない。雇用・福祉の問題が一つの焦点となっていることはいうまでもない。しかし、かつてヒットラーは労働者、農民・勤労市民の雇用・生活問題を解決するとして登場し、軍事国家体制のための社会計画を推進したのであったし、今日、わが国において雇用創出のため労働組合が兵器生産、軍需工業の増大を要望するに至っている。いかなる社会計画がつくれるのか、という問題は、きわめて重要な帰結をもたらすことは間違いない。地方自治体の社会計画策定にあたり、労働組合、農民組織などが地域社会づくりの主体として、労働と生活を基底とする生活・制度闘争を下からつみあげること、さらにそれらの全国組織が雇用・産業、生活・福祉について“パイの理論”からではなく、生活の論理から展望する政策の確立、それが今日なによりも求められている。地方自治体自身、住民運動や革新自治体の国民的体験を経過した今日、いわゆる「中央直結」だけでは矛盾は解決しえないのである。

「高度成長の暴走をそのままに見すごして、それによるバランスの破壊をここまでもってきたのは、簡単にいえば抑止力が十分に働かなかったからである。抑止力としてビルト・インされたはずの民主主義的な制度が十分にその機能を果たさなかったからである。」とは、中山伊知郎氏の言である（「経済民主主義」補論）<sup>54</sup>。そして氏における戦後日本の経済民主主義的改革の柱（＝抑止力）とは、労働組合運動、独占禁止、農地改革を意味した。生産性向上運動、国民所得倍增計画等の理論的指導者としての中山氏は、自から墓穴をほったのだが、戦後30数年間つみあげてきた民主主義の制度、慣行までも墓にみちびくわけにはいかない。

私たちは、経済計画の与件としてのではなく、地域社会計画の主体としての、労働者・農民・勤労市民の生産・労働・生活過程にたちもどり、そこから新たな地域総合社会計画の道筋をさぐらなければならない。（そのためには、本稿でみた国独資の地域諸政策だけではなく、地方自治国体の地域計画展開過程の把握も必要であるが、それは別稿にゆずる。）

（小林 甫）

注）

- (1) 北田芳治「戦後日本の経済政策」（北田芳治・相田利雄編『現代日本の経済政策』、上巻、大月書店 1979 所収）P8
- (2) 河相一成「危機における日本農政の展開」（大月書店、1979）P4 参照
- (3) 布施鉄治・小林甫「現代における「反動化」と“社会的土壌”」（『唯物論研究』創刊号 1979、11）参照
- (4) 布施鉄治・小林甫「現段階における地域社会研究・序説」（地域社会研究年報第1集『地域社会研究の現段階的課題』時潮社、1979）参照
- (5) 野田一夫編『戦後経営史』（日本生産性本部、1965）P27
- (6) 「内務省の経済計画」（日本タイムス、1946.9.4、西水牧郎編『資料・国土計画』大明堂、1975 所収）P293
- (7) 同上 P293
- (8) 都留重人「日本経済の戦後20年」（『経済評論』1965、10）P4
- (9) 島崎美代子「傾斜生産方式」（長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史Ⅱ』有斐閣、1971、所収）P298
- (10) 経済安定本部『第一次経済白書—昭和22年度経済実相報告書—』（講談社学術文庫版）P30
- (11) 同上 P95
- (12) 国土計画協会編『日本の国土総合開発計画』（東洋経済新報社、1963）P22
- (13) 矢田俊文『戦後日本の石炭産業』（新評論、1975）P71
- (14) 中村静治『日本生産性向上運動史』（勁草書房、1958）P148
- (15) 自治省若手官僚永田尚久・蒲谷亮一両氏の著作『地域政策』（ぎょうせい、1975）P71

- (16) 安原茂「新全総と大規模開発」(佐藤竺編著『地域開発・公害への対応』学陽書房、1974所収) P 46-7
- (17) 建設省『産業開発青年隊10年の記録』1963、P P 1-3
- (18) 『国民所得倍増計画』(大蔵省印刷局、1961)に付された経済審議会答申、P 89
- (19) 前掲『日本の国土総合開発計画』P 206
- (20) 農林省『新農山漁村建設史』1965、P 12
- (21) 前掲『日本の国土総合開発』P P 193-4
- (22) 中村紀一「地域開発と地方自治体」(前掲『地域開発・公害への対応』所収) P 141
- (23) 安原前掲論文、P 47
- (24) 経済企画庁『第10次経済白書』(至誠堂、1956) P 42
- (25) 山口昭男「鉄鋼産業政策」(前掲『現代日本の経済政策』下巻、所収) P 174
- (26) 宮脇孝久「電気機械産業政策」(同上書所収) P 242
- (27) 山口昭男「自動車産業政策」(同上書所収) P 205、206
- (28) 前掲『日本の国土総合開発』P 199
- (29) 中山伊知郎『新しい経営者新しい労働者』(有紀書房1958) P 165
- (30) 同上 P 47
- (31) 同上 P 142
- (32) 同上 P P 144-151
- (33) 日本生産性本部「主要労組の生産性に対する態度」(生産性向上シリーズⅢ『生産性の理論と実際』) P 228
- (34) 中村静治、前掲書、P 252
- (35) 同上 P 252
- (36) 自民党労働局長、労働政務次官などを歴任した加藤武徳氏の著作『わが国雇用法制の考察』(労働法令協会、1964) P 227、P 207
- (37) 同上 P 228
- (38) 前掲『新農山漁村建設史』P 1、P 20
- (39) 加藤武徳、前掲書、P P 184-5
- (40) 田中義久「私的生活の構造」参照(『私生活主義批判』筑摩書房、1974)
- (41) 前掲『国民所得倍増計画』所収、P 89
- (42) 「全国総合開発計画」(前掲『日本の国土総合開発計画』所収) P 656
- (43) 小野英二『原点・四日市公害10年の記録』(勁草書房、1971) P P 218-9
- (44) 宮本憲一『地域開発はこれでよいか』(岩波新書、1973) P 26
- (45) 総合研究開発機構『事典・日本の課題』(学陽書房、1978) P 4
- (46) 雑誌『経済』1975年7月号 P 40
- (47) 池上博「三全総における定住圏構想批判」は、ここに「教育の営利事業化という新全総のつくりだした地域教育政策の矛盾をより拡大し、それを公然と合法的なものに仕上げつつある」三全総の性格をみている(『地方自治とシビル・ミニマム』法律文化社、1978、所収、P 144)
- (48) 池上・前掲論文、P 146
- (49) 毎日新聞1979年2月17日号
- (50) 日本経済新聞1979年5月30日号
- (51) 永田・蒲谷、前掲書 P P 805-6
- (52) 北海道新聞1980年1月6日号
- (53) 日本経済新聞1979年1月20日号
- (54) 中山伊知郎『経済民主主義』の「補論」(講談社学術文庫、1976) P 130

付表(1) 戦後地域政策史年表

—— 産業との関連を中心として ——

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 水 産 業 政 策
1945		GHQにより軍需生産全面停止	第一次農地改革
1946	(政府「経済危機突破緊急対策」) (経済安定本部発足) (傾斜生産方式—石炭・鉄鋼)	政府「軍需産業転換整理方策要綱」 政府「化学肥料生産確保緊急対策」 政府「繊維産業再建3カ年計画」 企業および金融機関再建整備法	農林省「農村工業振興方策要綱」 財団法人農村工業振興会設立 第二次農地改革はじまる (自作農維持創設特措法)
1947	(船舶・石油配給・配炭・貿易・産業設備復興・価格調整・肥料配給の各公団発足) 経済安定本部「復興計画中間報告」	GHQ、自動車生産許可 製鋼用重油輸入開始 臨時石炭鉱業管理法	閣議「超非常時食糧対策大綱」 農林省「農村小規模加工振興要領」 農林省「開拓者資金融通法」
1948	(ドレーパー調査団「日本復興4カ年計画」発表) 経済安定本部「経済復興計画第1次試案」 (GHQ、経済安定9原則) (大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国成立)	鉄鉱石・原料炭輸入開始 政府、造船、国鉄復興5カ年計画 自動車生産5カ年計画 GHQ、企業合理化3原則	GHQ、農家に超過供出を要望 食糧配給公団発足 食糧確保臨時措置法公布
1949	(ドッジ・ライン発表) 「経済復興計画委員会報告」 (シャープ勧告) (中華人民共和国成立)	(通商産業省発足) GHQ、太平洋岸製油所の操業再開・原油輸入許可 通産省、特殊物資を除き統制全廃を決定 閣議「産業合理化に関する件」決定 産業合理化審議会発足	農林省農政局内に農村工業課設置 生糸の配給統制廃止 土地改良法 米価審議会設置
1950	(外資導入に関する法律) (朝鮮戦争勃発) ◎「特需景気」(～51) 「自立経済達成の条件」 (警察予備隊発足)	政府、造船業合理化審議会設置 閣議、「鉄鋼・石炭合理化施策要綱」 通産省、電力5カ年計画発表 GHQ、化学繊維設備制限撤廃	農相、農地改革の登記はほぼ完了と言明 木炭・林産物・味噌・醤油：農薬・農機具・肥料：農地価格の統制廃止 「農村工業振興」「農村副業振興要綱」

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>内務省国土局「国土計画基本方針」 内務省「復興国土計画要綱」 国土計画審議会設置</p> <p>内務省「地方計画策定基本要綱」 国土計画事務の内務省より経済安定本部への移管</p> <p>内務省解体にともない、従来の地方計画行政は建設省ひきつぐ 建設省「総合開発事業調査」 総合国土開発審議会設置（安本） GHQ、電源開発計画認可 総合国土開発審議会での国土計画法の提案（建設省より）、審議 北海道開発審議会発足</p> <p>国土総合開発法 北海道開発法 首都建設法 国際観光温泉文化都市建設法 （別府、伊東・熱海） 横浜国際港都建設法 国際文化観光都市建設法（京都・奈良）</p>	<p>→ 14地域を指定</p> <p>国土総合開発審議会に地域設定分科会 建設省「特定地域指定の基準（案）」</p>	<p>近畿、四国地方に地震、死者 1,330人 罹災都市応急簡易住宅建設要綱</p> <p>キャスリーン台風による関東大水害 利根川水域大洪水</p> <p>福井県に大地震 アイオン台風により関東、東北に死者・行方不明 2,368人</p> <p>港湾法公布、漁港法公布、建築基準法公布、住宅金融公庫 ジェーン台風で関西、336人死亡、4万戸全半壊</p>	<p>関東経営者協会結成 経済同友会結成</p> <p>経営者団体連合会設立 同友会「企業民主化プラン試案」発表 日本電気、住友電気などに科学的管理法の導入</p> <p>日本経営者団体連盟結成（「経営者よ正しく強かれ」） 日経連「生産管理に対する意見書」</p> <p>日経連、体系的近代的労務管理の整備を決議（アメリカ式労務管理の本格的導入） トップ・マネジメントに対する教育訓練方式 CCS 講座はじまる 「ドッジ合理化」はじまる レッド・パーズ、「職場防衛運動」 職制教育として労働者の TWI 第1回養成講習会、中間管理者教育として MTPインストラクター養成はじまる この頃より科学的管理法の導入顕著（品質管理、定型教育）</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 水 産 業 政 策
1951	自立経済審議会「自立経済計画の基本構想」 （日本開発銀行法） （対日講和条約、日米安保条約調印）	電力再編完了、9電力発足 政府、財閥解体完了と発表 産業合理化審議会、第一次答申 大蔵省四大重点融資方針 （電力・石炭・船舶・鉄鋼） 計画造船の本格化	積雪寒冷地単作地帯振興臨措法 農林漁業資金融通法 森林法 国有林野法
1952	（対日講和条約、日米安保条約発効） （経済審議庁設置） （保安隊発足）	企業合理化促進法 鉄鋼第一次合理化計画 GHQ、850工場返還（製鉄など） 三電力の電源開発外資導入許可 乗用車関係外資導入に関する方針 乗用車の代替および増車による7カ年充足計画（通産省） 通産省、石油長期需給5カ年計画	農林省、食糧増産5カ年計画 特殊土じょう地帯災害防除振興臨措法（議員立法） 急傾斜地帯農業振興臨措法 湿田単作地域農業改良促進法 農地法公布（農地改革終わる）
1953	「昭和32年度経済表」 （朝鮮休戦協定調印） ◎53～54年不況（12カ月） 「我が国経済の自立について」 （武器等製造法）	通産省「硫安合理化5ヶ年計画」 通産省「合成繊維育成5ヶ年計画」 通産省「特需産業育成策」 通産省石油化学技術懇談会設置 産業合理化審議会、第2次答申 産業投資特別会計法	てん菜振興臨措法 海岸砂丘地帯農業振興臨措法 畑地農業改良促進法 有畜農家創設特別措置法
1954	（MSA協定） 経済審議庁、総合開発構想 （防衛庁設置、自衛隊発足）	通産省「石炭鉱業不況打開策」 通産省「第二次鉄鋼合理化計画」 通産省生産性向上本部新設 臨時肥料需給安定法・硫安工業合理化臨措法（肥料2法） 「石油資源開発5ヶ年計画」 政府「生産性向上対策について」	酪農振興法 農林省、米穀懇談会設置

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>北海道総合開発計画 (第1次5カ年計画) 松江国際文化観光都市 建設法 芦屋国際文化住宅都市 建設法 松山国際観光温泉文化 都市建設法 国土調査法 GHQ、旧軍工廠の転活 用許可 石油・天然ガス資源開 発法 電源開発促進法 国土総合開発法改正法 国土開発審議会に水制 度部会</p>	<p>内閣総理大臣、19の 「特定地域」指定(通 産省選定6、建設省選 定10、両者一致したも の2)</p> <p>特殊土じょう地帯第1 次指定 大阪陸軍造兵廠(播磨) を神戸製鋼所に、大阪 陸軍造兵廠(枚方製造 所)を小松製作所に、 名古屋陸軍造兵廠(高 蔵製造所)を新大同工 業に払下げ</p>	<p>公営住宅法 第1次漁港整備計画 道路法、土地収用法 ルース台風で本州、 四国、九州、死者、 行方不明943人</p> <p>公営住宅建設3カ年計 画 道路整備特別措置法 電々公社設立</p>	<p>経団連、日米経済提携懇 談会設置 第1回品質管理大会(日 本科学技術連盟) 中間管理者教育としての JST はじまる この頃よりHR 導入さか んとなる</p> <p>経団連防衛生産委員会発 足 住友商事設立 このころ、三菱、三井、 住友の3グループ、社長 会の常設化 八幡製鉄にIE導入 日本鋼管、HR としてモ ラル調査実施</p>
<p>離島振興法(議員立法) 町村合併促進法 通産・建設・運輸3省 工鉱業地帯整備促進法 案の準備(～55) 産業合理化審議会産業 関連施設部会に用水分 科会</p>	<p>国総法にもとづく「調 査地域」第1次指定(10 地域)「北上」「阿 仁田沢」「最上」特定 地域開発計画、閣議決 定 旧光海軍工廠跡地を八 幡製鉄に、旧徳山燃料 廠跡地を昭和石油に、 旧四日市燃料廠跡を中 部電力と、石油精製8 社の合同会社に払下</p>	<p>港湾整備促進法 電信電話拡充第1次計 画 (テレビ放送開始)</p>	<p>兵器工業会発足 経団連など4団体、新生 活運動実践を決議 — 日本鋼管、川鉄で開始 いすゞ自動車、提案制度 導入 川崎製鉄千葉製鉄所火入 れ</p>
<p>奄美群島復興特別措置 法 経済審議庁計画部「総 合開発の構想(案)」</p>	<p>「調査地域」第2次指 定(8地域) 「天竜東河」「大山出 雲」「阿蘇」「南九州」 「北九州」特定地域の 開発計画決定 佐久間ダム工事着手 (～56)</p>	<p>第1次道路5カ年計画 青函連絡船洞爺丸 七重浜沖で転覆 死者1,400人 土地区画整理法</p>	<p>経団連ほか、日米生産性 増強委員会 三菱商事再統合</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 水 産 業 政 策
1955	閣議、総合経済6カ年計画決定 「経済自立5カ年計画」 (経済企画庁発足) (日米原子力協定) (防衛閣僚懇談会設置)	(日本生産性本部設立) 通産省「合成樹脂工業育成5カ年計画」 通産省「鉄鋼業第二次合理化計画」 通産省「石油化学工業育成対策」 (岩国・川崎・四日市にコンビナート) 石炭鉱業合理化臨時措置法 電力6カ年計画 通産省、産業組織化の法案構想 繊維工業設備臨時措置法 機械工業振興臨時措置法 (56-60) 産業合理化審議会エネルギー部会、「わが国におけるエネルギー需要見通し」	農林省、経済6カ年計画に対応して食糧増産6カ年計画第一次・第二次余剰農産物買付協定 農林省、新農山漁村建設総合対策発表
1956	◎「神武景気」(55~57下半年期) (国連に加盟) (国防会議発足) (スエズ戦争)	◎「神武景気」(55~57下半年期) (国連に加盟) (国防会議発足) (スエズ戦争)	閣議、「新農山漁村建設総合対策要綱」 農林省に農林水産技術会議設置 農地開発機械公団、世界銀行との借款協定 上北、根釧大規模農地開発開始
1957	◎「なべぞと景気」(58年まで19カ月) 「新長期経済計画」 (岸訪米、「日米新時代」声明)	通産省に鉄鉱事業合理化促進事業法案 第三次電力近代化計画 日本原子力発電法 電子工業振興臨時措置法 (57-63)	全国農山漁村振興協議会結成 農林省「農林水産政策要綱」 酪農審議会、牛乳・乳製品の需給調整対策答申 八郎潟干拓計画に着手

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>愛知用水公団、森林開発公団            地方財政再建促進特別措置法            産業合理化審議会「産業立地条件整備に関する決議及び報告書」閣議「旧軍燃料廠（四日市、徳山、岩国）の活用について」            首都圏整備法、新市町村建設促進法            各省次官会議決定で工鉱業地帯整備協議会設置（経企庁、大蔵、通産、建設、運輸、農林、厚生省、自治庁、首都圏整備委員会、59年より労働省参加）</p> <p>東北開発促進法（議員立法）            北海道総合開発第2次5カ年計画            国土総合開発審議会に全国部会            特定多目的ダム法</p>	<p>「芸北」「能登」「四国西南」「錦川」開発計画決定            四日市燃料廠跡を昭和石油に、徳山燃料廠跡を出光興産に、岩国燃料廠跡を三井石油と日本鉱業に払下げ→岩国・四日市・川崎にコンビナート計画            「瀬戸内調査地域」への追加指定（大分鶴崎）            「飛越」「木曾」「只見」「那賀川」「吉野熊野」特定地域開発計画決定            黒部電源開発開始            通産省、主要21工業地帯における立地条件調査            工業用水法(1956)にもとづく工業用井戸使用制限地区指定（川崎・四日市・尼崎）            水俣病確認さる            「利根川」特定地域計画決定            「仙塩」ほか2地域、「調査地域」から「特定地域」へ追加指定            通産省、26主要工業地帯の立地調査            工鉱業地帯整備協議会、4大工業地帯（東京・川崎・横浜：名古屋：大阪・尼崎・芦屋・西宮・神戸：門司・小倉・戸畑・八幡・若松）の整備</p>	<p>第2次漁港整備計画            日本住宅公団法            住宅建設10カ年計画</p> <p>日本道路公団法            東海道本線全線電化完了            都市公園法            空港整備法</p> <p>国土開発縦貫自動車道建設法            高速自動車国道法            名神高速道路着工            運輸省に日本国有鉄道幹線調査会            第2次電信電話拡充計画</p>	<p>日本生産性本部発足（会長・石坂泰三）            三井・三菱・住友グループ・富士・三和・第一銀行系、原子力開発に着手（～56）            三井石油化学設立（岩国コンビナート着手）            日本石油化学設立（川崎コンビナート着手）            三菱油化（四日市コンビナート着手）            昭和石油（四日市コンビナート着手）            経済同友会、IE導入の重要性強調            鈴木自動車、乗用車に進出</p> <p>経団連独禁法改正を要望            ゼネラル・スタッフ制による中央集権的管理体制強化            生産性本部「生産性と労使協議制」発表</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 水 産 業 政 策
1958	第一次防（58-60） （世界恐慌、ドル危機はじまる） （駐留軍関係離職者等臨時措置法）	電子工業振興5カ年計画 航空工業振興法 通産省、鉄鋼業界に操短勧告 閣議、繊維不況対策 公正取引委員会、雪印乳業・クローバー乳業の合併承認 （集排法により分割された企業の再合併の最初） 通産省、技術輸出振興対策	米価要求全国農民大会、全国酪農大会、危機突破全国養蚕農民大会 全国農業委員代表者会議、農業基本法制定促進など決議
1959	◎「岩戸景気」（59下期～61末） （大蔵省、貿易為替自由化方針検討） 経済審議会に「国民所得倍増を目標とする長期経済計画」について諮問	航空機工業振興法改正法（日本航空機工業の設立） 通産省、第二期石油化学育成計画 日本石炭協会、重油価格を目標とする炭価引下げの石炭鉱業長期合理化計画を提出 炭鉱離職者臨時措置法	農林漁業基本問題調査会 自民党、「農林漁業基本政策の構想」 社会党、「長期農業政策」 農林省「果樹農業振興総合対策要綱」 農林省、「農地転用基準の制定」通達
1960	（貿易為替自由化根本方針決定） （日米新安保条約） 経済審議会長期展望部会 「日本経済の長期展望」 閣議、「国民所得倍増計画」 （南ベトナム民族解放戦線結成） （石油輸出国会議OPEC設立）	鉄鋼長期設備計画（第三次合理化計画） 通産省、外資導入の制限緩和方針 中小企業業種別振興臨措法 石炭鉱業合理化事業団発足 通産省、257品目の輸入自由化  第二次機械工業振興臨措法 （61-5） 通産省、エネルギー懇談会設置 産業構造調査会新設、第1回産業体制部会開催 輸入自由化品目拡大実施 （自由化率70%）	経済同友会「日本農業に対する見解」 農林関係物資940品目の80%を3年後に自由化する計画発表 農林省「農林漁業新政策要綱」（農業基本法制定の方針）  果樹農業振興特別措置法 農業基本法成立 農林省「農業構造改善事業促進対策要綱」 農業近代化資金法
1961	二次防決定 （韓国、朴政権成立） （経済開発協力機構OEC D発効）		

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>首都圏基本計画 首都圏市街地開発区域整備法 東北開発促進計画及び台風常襲地帯の災害防除法（議員立法） 産業合理化審議会に立地部会 「工業地帯開発公団法案」 通産省に「工業地帯の立地条件整備に関する調査費」</p> <p>工場立地の調査等に関する法律 経企庁「全国総合開発計画 一 中間報告」 九州地方開発促進法（議員立法）→九州地方開発促進計画 首都圏既成市街地の工業制限法「臨海工業地帯開発公団法案」 四国地方開発促進法（議員立法）→四国地方開発促進計画 北陸地方開発促進法（議員立法） 中国地方開発促進法（議員立法） 経済審議会産業立地分科会、太平洋ベルト地帯構想 通産省「工業適正配置構想」 経企庁「全国総合開発計画草案」 建設省「広域都市建設構想」 自治省「地方基幹都市建設推進方針」 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 低開発地域工業開発促進法 産炭地域振興臨時措置法</p>	<p>「仙塩」「北奥羽」「十和田岩木」特定地域計画決定 通産省、全国56の「新規工業地区」選定（工場適地調査） 工鉱業地帯整備協議会、名古屋地帯に四日市、阪神地帯に堺を追加、新しく播磨地帯を整備 工業用水井戸使用制限地区追加（大阪、横浜） 江戸川への本州製紙の汚水放流問題 通産省、工場適地60地区選定 水質保全法・工場排水法(1959)にもとづく公共用水域の指定 工鉱業地帯整備協議会、58年度と同じく6地域の整備</p> <p>工業用水法による新規指定（名古屋市南部、東京都江東区） 通産省、工場適地に50地区選定 工鉱業地帯整備協議会、駿河湾臨海工業地帯、和歌山県北部工業地帯追加、計8地域の整備</p> <p>通産省、工場適地に50地区選定 工鉱業地帯整備協議会、京葉、水島、広島、呉、富山・高岡の4地域を追加、計12地域の整備</p>	<p>東京タワー竣工 道路整備緊急措置法 下水道法</p> <p>特定港湾施設整備特別会計 首都高速道路公団 第2次道路整備5カ年計画 第2次電信電話拡充計画（改訂） 伊勢湾台風、死者5,041人</p> <p>チリ津波により北海道南岸、三陸に大被害、死者139、被害家屋4.6万戸 第1次治山治水5カ年計画 住宅地区改良法 建設省、宅地総合対策</p> <p>第3次道路整備5カ年計画 国鉄、東海道新幹線建設工事 公共用地取得に関する特別措置法 宅地造成等規制法 第2室戸台風、奄美・室戸岬・阪神、死者202人（災害対策基本法公布） 港湾整備緊急措置法</p>	<p>住友化学、新居浜コンビナート 東レ、帝人のテトロン工業化 事業部制の導入（積水化学、三菱電機、旭化成など） 八幡製鉄戸畑製造所にライン・スタッフ組織、作業長制度導入 東洋工業、ダイハツ、富士重工、乗用車に進出</p> <p>三井物産再統合 トヨタ自工、乗用車生産本格化（元町工場建設） 八幡製鉄、戸畑製鉄所火入れ 神戸製鋼、神戸製鉄所火入れ IE協会発足 第1回アジア生産委員会東京で開催 石川島造船と播磨重工の合併 大阪製鋼西島製鉄所火入れ</p> <p>日産自動車、追浜工場いすゞ自動車、藤沢工場 トヨタ自工、全社的QC開始 住友金属和歌山製鉄所 三菱化成、水島に石油化学コンビナート 丸善石油化学、千葉県五井に進出 アジア生産性機構発足（本部東京）</p>

	経済計画	産業構造政策	農林水産業政策
1962	◎「構造不況」(61末～62末) 経企庁「景気循環の変貌」 (転型期論争おこる)	石油業法 通産省産業懇談会、初会合 産業構造調査会産業体制部会、 新産業秩序について通産省の 官民協調方式を承認 石炭鉱業調査団、スクラップ &ビルド方式など石炭鉱業安 定対答を答申 貿易自由化率88%	政府、「農産物の需要と生産 の長期見通し」 農林省、農業構造改善促進対 策本部設置
1963	◎「オリンピック景気」 (62末～64末) 経済審議会「国民所得倍増 計画中間検討報告」 (南ベトナム、軍部のクー デター)	中小企業近代化促進法 中小企業基本法 産業構造調査会「日本の産業 構造について」 特定産業振興臨措法案流れる 海運再建2法	農林省、生鮮食料品等流通対 策本部 砂糖など35品目の輸入自由化 全国農業会議所「農業基幹労 働力流出対策」答申 農林省、地方農政局設置
1964	(OECD加盟、IMF 8 条国 移行) (政府、南ベトナム援助の 方針) 政府、「国民所得倍増計画 の残された期間における中 期の経済計画」について、 経審に諮問 経企庁「社会開発の基本構 想」 (アメリカ、南ベトナム援 助特別教書)	産業構造審議会発足 繊維工業設備等臨措法 第二次電子工業振興臨措法 石炭鉱業審議会、石炭産業再 建策 石油化学協調懇談会発足 海運6グループの集約化	林業基本法(林業構造改善・ 林産物市場合理化など) 農林省、農地管理事業団構想 農林省、63年に初めて農業生 産の低下傾向があらわれたと 指摘 甘味資源特別措置法
1965	◎「65年不況」(64末～65、 10) 「中期経済計画」→政府、 社会開発懇談会設置・ (戦後初の赤字国債) (ベトナム戦争の一層の拡 大ー北爆開始、韓国等の派 兵) (日韓条約)	電子工業審議会「電子計算機 工業の国際競争力の強化策に ついての中間報告」 大型プロジェクト研究開発体 制につき中間答申発表 総合エネルギー調査会発足 通産省、自動車・機械などの 全輸出品に対し関税戻し制度 適用 通産省、第三期石油化学育成 計画	出稼ぎ者総決起大会、この年 から毎年ひらかれる 八郎潟新農村建設事業団 加工原料乳生産補給金等暫定 措置法公布 砂糖の価格安定等に関する法 律

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>新産業都市建設促進法 北海道第2期総合開発計画 『全国総合開発計画』 豪雪地帯対策特措法 (議員立法) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等の法律</p>	<p>低工地域第1次指定 (71地区) 産炭地域指定 農業構造改善事業指定 (パイロット地区76、一般地域174) 工鉱業地帯整備協議会、61年度と同じく12地域の整備。また63年度計画として、周南、大分鶴崎の2地域追加、計14地域の整備を策定</p>	<p>第1次港湾整備5カ年計画 第3次電信電話拡充計画 阪神高速道路公団 建築用地下水の採取の規制法、ばい煙の排出の規制等の法律 宅地制度審議会設置</p>	<p>不動産協会設立 日経連、社内報センター トヨタ労使協議会、「労使宣言」 鉄鋼大手3社(八幡・富士・鋼管)で職務給導入 東京電力、人間能力開発委員会 プリンス自工、村山工場出光、徳山に石油化学コンビナート、三井石油化学、大竹進出 三菱重工の合併、日野自動車、東京・羽村工場 経済審議会「人的能力政策に関する答申」 日経連、「協調する日経連」を宣言</p>
<p>産炭地域振興基本計画 近畿圏整備法 建設省『国土建設の基本構想(案)』</p>	<p>低工地域第2次指定 (34地区) 工業整備特別地域閣議指定(6地区) 豪雪地帯指定 ばい煙規制地域(京浜、阪神、北九州工業地帯) 四日市地区大気汚染特別調査団</p>	<p>第3次漁港整備計画 (建築基準法改正) (建築物の高さ制限) 緩和など 新住宅市街地開発法</p>	<p>山陽特殊鋼、山一証券の倒産 このころ、目標管理制度導入およびQCサークル運動さかんとなる 東海製鉄(新日鉄名古屋)火入れ</p>
<p>工業整備特別地域整備促進法(議員立法) 東北開発促進計画(改訂) 九州地方開発促進計画(改訂) 北陸地方開発促進計画(1) 中国地方開発促進計画(1) 過密都市問題閣僚懇談会</p>	<p>新産都市第一次指定 (13地区) 工特地域指定(6地区) 13地区の新産建設基本計画の承認 厚生省、新産都市建設に伴う公害対策で新要綱策定</p>	<p>山陽本線全線電化 東海道新幹線全通 鉄道建設公団 異常温水で東京都の水不足深刻 河川法、住宅造成事業法</p>	<p>日経連、能力主義管理の提唱 日本電機、ZD方式導入 東レ、東芝でレイオフ実施 日産自動車、座間工場 トヨタ自工、上郷工場 八幡製鉄堺製鉄所火入れ 大阪石油化学設立(堺)</p>
<p>四国地方開発促進計画(改訂) 近畿圏基本整備計画(1) 山村振興法 新産・工特地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 経企庁に国民生活局設置 市町村の合併の特例に関する法(広域化)</p>	<p>低工地域第3次指定 (11地区) 新産都市指定(1地区) (新潟水俣病調査団) 6地区の工特整備基本計画承認 全国初の“基幹都市” 新「郡山市」誕生</p>	<p>第4次道路整備5カ年計画 第1次下水道整備5カ年計画 第2次治山・治水5カ年計画 第2次港湾整備計画 九州横断自動車道建設法 中国横断自動車道建設法 地方住宅供給公社法</p>	<p>日経連、能力主義管理の提唱 日本電機、ZD方式導入 東レ、東芝でレイオフ実施 日産自動車、座間工場 トヨタ自工、上郷工場 八幡製鉄堺製鉄所火入れ 大阪石油化学設立(堺)</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 漁 業 政 策
1966	政府、経審に「均衡がとれ 充実した経済社会の発展を はかるための長期経済計画」 を諮問 (第2次中東戦争)	政府、公害対策審議会設置 産業構造審議会「産業公害対 策のあり方について」 閣議、石炭の長期安定策を決 定 通産省、対日直接投資に対す る実態調査発表 第三次機械工業振興臨措法	農林省「大型機械の利用を中 心とする生産組織の整備につ いて」次官通達 閣議、土地改良長期計画策定 原料乳不足払い制度 農産物価格安定法 野菜生産出荷安定法 北海道開発審議会「寒地農業 の確立について」
1967	『経済社会発展計画』 (第1次資本自由化実施) 三次防決定 (第3次中東戦争)	産業構造審議会、資本自由化 対策特別委員会設置 通産省、石油化学協調懇談会 で新增設のエチレン設備は年 産30万トン以上との方針決定 特定繊維工業構造改善臨措法 動力炉・核燃料開発事業団	農林省、酪農振興特別助成実 施要綱 「構造政策の基本方針」 公定小作料改訂(4倍化)
1968	(アメリカ、ドル防衛策発 表) 鉄鋼連盟、対米輸出の 自主規制措置決定 — 米側自主規制受入れ拒否 を回答 日米自動車交渉 (アメリカ・ベトナムへの 北爆全面停止を発表) (小笠原返還協定) (技術導入の自由化)	産業構造審大型合併支持を表 明 通産省、工業標準化推進5カ 年計画策定 通産省、都市ガス事業新5カ 年計画 通産省、第4期石油化学育成 計画 外資審、技術導入自由化で答 申	農相、総合農政を表明 新都市計画法による市街化区 域内の農地の転用

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>中部圏開発整備法（議員立法） 首都圏および近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 都市開発資金の貸付に関する法律 首都圏近郊緑地保全法</p> <p>経審地域部会『高密度経済社会への地域課題』 北海道開発庁「北海道開発の長期展望」 地域開発制度調査会議設置（関係省庁事務次官） 通産省、新製油所15カ所の新增設認可</p> <p>総企庁、国土総合開発構想 国土総合開発審、新全総経企庁試案審議 通産省立地公害部「工業開発の構想」 建設省「地域開発の主要課題」 中部圏基本開発整備計画（1） 首都圏基本計画（改訂） 新都市計画法 自民党、都市政策大綱 大気汚染防止法 騒音規制法</p>	<p>新産都市指定（1地区） 秋田湾地区の新産建設基本計画承認 首都圏開発区域、近畿圏近郊整備地域・開発区域の指定 低工地域第3次指定の補正 人口集中の著しい大都市の政令指定 山村振興地域の指定（～72） 首都圏都市開発地域追加指定（鹿島地区） 中海地区の新産建設基本計画承認 首都圏近郊緑地保全地域指定（10地域）</p> <p>野菜生産出荷安定法にもとづく指定産地告示 中部圏都市整備・開発区域指定（開発区域は13区域）</p>	<p>住宅建設計画法 第1期住宅建設5カ年計画 第1期土地改良長期計画 流通業務市街地の整備法</p> <p>下水道整備緊急措置法 公害対策基本法 建築審議会、日照権確保の答申</p> <p>第5次道路整備計画 第4次電信電話拡充計画 清掃施設整備緊急措置法</p>	<p>産業問題研究会発足 芙蓉グループ発足（富士銀行） 日産自動車・プリンス自工合併 トヨタ、日野提携、いすゞ・富士重工提携 日本鋼管福山製鉄所</p> <p>三和グループ、第一グループ発足 旧財閥系三企業集団も体制強化 三次防に対し財界の要望多し この年以降、三菱・三井・住友・芙蓉の4企業集団、石油・海洋・情報開発に着手 川崎製鉄水島製鉄所 住友化学、千葉県袖ヶ浦に進出 社員研修ブーム 造船6グループの集約化 八幡製鉄君津製鉄所火入れ 三井化学と東洋高圧合併（三井東圧化学） 川崎重工、車輛、航空機合併 日産自、栃木工場。日産自、富士重工と提携 トヨタ自工、三好工場</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 漁 業 政 策
1969	<p>( ニクソン・ドクトリンー 新アジア政策 ) ( 第 2 次資本自由化実施 ) ( 日米繊維交渉 ) 経審、「経済社会発展計画」 の手直し決定 ( 第 4 次中東戦争 )</p>	<p>政府、石炭産業再建策決定 特定繊維工業構造改善臨措法 改正法 通産省化学工業局に住宅産業 室 政府、鉄鋼業大型化で統一見 解 政府、自動車の資本自由化を 71年10月から実施する方針決 定</p>	<p>自主流通米制度発足 農業振興地域の整備法 農林省、第 2 次農業構造改善 事業促進対策要綱 政府・自民党、米作調整の基 本方針決定 ( →米作作付制限 措置 ) 経審『日本農業進歩への道』</p>
1970	<p>経審、「新経済社会発展計 画の課題」 『新経済社会発展計画』 琉流政府、沖縄長期経済開 発計画策定 ( 日米新安保条約自動延長 ) ( 第 3 次資本自由化実施 ) ( 日米繊維交渉 )</p>	<p>政府、自動車の排出ガス規制 拡大を決定 産構審重工業部会「70年代の 機械産業の進むべき道」答申 通産省、自動車業界を外資と 競争させる方針決定 産構審住宅産業部会「住宅産 業及び住宅産業政策のあり方」 答申 産構審繊維部会「特定織布業 の構造改善政策」答申 下請中小企業振興法公布 公害対策基本法改正法</p>	<p>「総合農政の推進について」 閣議決定 広域農業総合開発基本調査実 施要綱 45年度産米生産対策実施要綱 農団地の土壌汚染防止法 厚生省、白米中のカドミウム 汚染許容量基準発表 物価安定政策会議「野菜の価 格安定対策について」提言 農地法改訂 ( 標準小作料制度 など ) 農業者年金基金法</p>
1971	<p>( 沖縄返還協定 ) ( 自動車の資本自由化実施 ) ( 第 4 次資本自由化実施 ) ( 対外直接投資の自由化範 囲拡大 ) ( ニクソン大統領、新経済 政策、新中国政策 ) 産構審『70年代の通商産業 政策のあり方について』中 間報告 ( O P E C のペルシ ャ 湾 6 カ国と国際石油資本との間 の原油値上げ交渉妥結 )</p>	<p>特定電子工業及び特定機械工 業振興臨時措置法 政府、対米繊維輸出自主規制 等に係る特別措置決定 政府、米国の輸入課徴金制度 実施に伴う当面の緊急中小企 業対策決定 政府、繊維業界救済策決定 特定工場における公害防止組 織の整備に関する法律</p>	<p>稲作転換措置 ( 71 - 75 年度 ) 行政管理庁、農林・厚生両者 に対し農薬公害対策の徹底、 改善を勧告 生産調整及び稲作転換対策実 施要綱 広域営農団地対策要綱 生きている牛、豚など20品目 の輸入自由化実施 国有林野の活用に関する法律</p>

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>『新全国総合開発計画』 都市再開発法 通産省、大規模工業基地開発案 建設省、地方生活圈構想 小笠原諸島復興特別措置法 地方制度調査会、広域市町村圏と地方公共団体の連合について答申 経企庁、集落再編計画 自治省、広域市町村圏自治省、コミュニティ（近隣社会）対策 建設省、団地コミュニティ施設団地事業 北海道第3期総合開発政策 過疎地域対策緊急措置法 本州四国連絡橋公団 廃棄物の処理、清掃に関する法律 水質汚濁防止法 海洋汚染防止法 人の健康に関する公害犯罪の処罰法 公害紛争処理法（第64公害国会で公害関係14法） 環境庁設置 農村地域工業導入促進法 自治省、モデルコミュニティ事業 近畿圏基本整備計画（改訂） 沖繩振興開発特別措置法 公害防止事業の財政特別措置法 国総審、新全総々点検の意見書 悪臭防止法</p>	<p>厚生省、公害病対象地域として水俣市、四日市市、川崎市、大阪市など6カ所決定 首都圏近郊緑地保全地域指定（第2次、4地域）  厚生省、東京・大阪・神奈川の3地域に係る公害防止計画の基本方針案 自治省、広域市町村圏指定（73圏域） （東京牛込柳町で鉛中毒患者） （東京杉並で光化学スモッグ） 首都圏都市開発区域追加指定（3地区） 過疎地域指定（45～） 農業振興地域指定（45～）  モデル・コミュニティ指定（40地区） 農村工業導入地区指定 「むつ小川原総合開発会議」 人口急増市町村等における公共施設整備のための特別措置</p>	<p>第2次下水道整備計画 第3次治山・治水計画 第3次港湾整備計画 第1次空港整備5カ年計画 第4次漁港整備計画 地価公示法  第1次国鉄財政再建計画 電信電話拡充7カ年計画  第2期住宅建設5カ年計画 海岸事業5カ年計画 第6次道路整備計画 第3次下水道整備計画</p>	<p>新日本製鉄誕生 日本鋼管福山4号炉火入れ 経団連会長、「防衛力漸増」を強調 住友機械と浦賀ドックの合併（住友重機） ニチボウと日レの合併（ユニチカ） 鉄鋼連盟、「自主管理活動」を本格化 新全総にもとづき、6大企業集団、都市開発に着手 三菱総合研究所設立 経団連、「持株会社」の復活を主張 職能的資格制度の導入（新日鉄、住友化学など） 日経連、「全員経営」をうちだす 神戸製鋼加古川製鉄所 トヨタ自工、堤工場。日産車体、新京都工場  日本生産性本部、「経営参加」を提唱 住友金属、鹿島製鉄所火入れ いすゞ、GMと提携</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 漁 業 政 策
1972	<p>国防会議、四次防正式決定            (ニクソン大統領、第2次新経済政策)            (全面的な技術導入の自由化)            (OPECと国際石油資本との間の石油値上げ交渉妥結)</p>	<p>政府、新石炭対策決定            産構審紙パルプ部会「70年代の紙パルプ産業のあり方」答申            通産省、新たな資本自由化推進策まとめる            産構審住宅都市産業部会「住宅産業及びこれに関連する都市産業の発展方向と必要な施策」答申            機電法にもとづく電子計算機利用高度化計画</p>	<p>農業団地育成対策基本要綱            肉用牛生産団地育成事業(72～)            集団哺育育成施設事業の補助(72～)            農村総合開発整備構想            山村地域農林漁業特別対策実施要領            土地改良法改訂(創設換地制度)</p>
1973	<p>『経済社会基本計画』            (ベトナム平和パリ協定)            (円、変動相場制へ移行)            OPEC、メジャー原油値上            (国際石油大手2社、日本の石油精製各社に原油17～23%値上げ通告→石油精製元売り各社、灯油・LPG・ガソリンなど30%以上の値上げ)＝第1次石油危機</p>	<p>産構審「70年代の化学工業のあり方」            産構審、通産省の産業構造転換期ビジョン作りを了承            資源エネルギー庁発足            石油化学協調懇、エチレン新規立地で投資集約化うちだす            産業計画懇談会、「産業構造の改革」の提言            政府、緊急石油対策推進本部及国民生活安定緊急対策本部設置            「石油緊急事態」告示            国民生活安定緊措法            石油需給適正化法</p>	<p>(大豆価格異常高騰)            新土地改良計画、閣議決定            畑作共済および園芸施設共済に関する臨時措置法            田中首相、30万haの農地転用を表明</p>

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>通産省企業局に工業再配置室 田中通産省、日本列島改造論発表 工業再配置促進法公布 内閣に田中首相の諮問機関として日本列島問題懇談会設置 田中首相、各省庁局長と会談、列島改造計画で緊急10項目決定 工業再配置・産炭地域振興公団 新全国総合開発計画（改訂） 沖縄振興開発計画 琵琶湖総合開発計画 国総審、新全総々点検の基本方針 建設省、新国土建設長期構想 政府、国土総合開発庁設置法案及新国土総合開発法案決定 経企庁、新全総の総点検作業 「巨大都市問題とその対策」 「土地問題とその対策」 建設省、地価公示価格30.9%上昇と発表 水源地域対策特措法 建設省、地方生活圈重点事業 本四連絡橋基本計画 瀬戸内海環境保全特措法 化学物質の規制に関する法律</p>	<p>工業再配置地域指定（移転促進地域と誘導地域） 「苫小牧東部大規模工業基地連絡会議」 「青森県むつ小川原開発の基本構想」 政府、筑波学園都市へ43機関移転決定 モデル・コミュニティ指定（13地区） （四日市公害訴訟一審判決） 離島振興法10年延長 農村基盤総合整備パイロット事業地域の指定  モデル・コミュニティ指定（30地区） （出光石油徳山工場爆発火災事故） （チッソ五井工場爆発火災事故） （川崎の日本石油浮島工場で事故） （信越化学直江津工場で事故） 通産省、日立亀戸工場の工場移転計画認定 首都圏都市開発地域の追加指定（新規3、区域変更4） 農村総合整備モデル事業地域の指定</p>	<p>廃棄物処理施設整備計画（75～） 第4次港湾整備計画 第2次空港整備計画 第4次治山・治水計画 都市公園等整備5カ年計画 下水道事業センター設置 新都市基盤整備法 公有地拡大推進法  第5次漁港整備計画 第2期土地改良長期計画 第7次道路整備計画 都市緑地保全法</p>	<p>日経連、新能力主義論 経団連「防衛産業の現状分析」 列島改造ブーム、土地投機さかん 新日鉄大分製鉄所  経済同友会「社会と企業の相互信頼の確立をめざして」発表 トヨタ・明知工場</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 漁 業 政 策
1974	<p>経済閣僚会議、「静かで控え目な成長」の路線 日米エネルギー開発協力協定 日ソ、南ヤクート原料炭開発協定 日中貿易・海運・航空協定 産構審「今後の余暇の動向と余暇行政のあり方」答申 国民生活審「社会指標について——よりよい暮らしへのものさし」中間報告 (田中首相金脈問題)</p>	<p>通産・農林・運輸・厚生・経企の5省庁物価対策本部 通産省、石油会社へ救済融資鉄鋼大手6社、設備投資計画削減を通産省に報告 雇用保険法(失業保険法の全面改正) 産構審「我が国産業構造の方向」意見具針 産構審「今後の情報化、情報産業のあり方」中間報告 産構審「昭和50年代の機械産業のビジョン」中間報告 通産省「産業構造の長期ビジョン」</p>	<p>畜産危機突破全国農協代表者大会 野菜生産危機突破全国生産者大会 全国農業会議所、食糧基本法の制定要望 通産省、日商岩井に対し米国からの原木輸入停止を指示 森林法改正(森林組合の事業拡大) 農用地開発公団発足</p>
1975	<p>経済対策閣僚会議、第1次～第4次不況対策 74年度国民所得統計、初のマイナス成長 (サイゴン政権、無条件降伏) (アメリカ、エネルギー政策大綱決定)</p>	<p>塩ビ工業協会、通産省に150億円緊急融資あつせんを要請 通産省、商社に対し平電炉メーカーへの金融支援要請 石炭鉱業審議会、新たな石炭政策について答申</p>	<p>農林省「農産物需給の長期見通し」 農林省総合食糧政策(食糧の自給度向上と輸入の安定) 農業振興地域の整備に関する法改正法(農用地利用増進事業、特定利用権制度)</p>
1976	<p>『昭和50年代前期経済計画』 経済対策閣僚会議、「暫定予算に伴う景気対策上の措置について」 独禁法改正(企業分割条項等の全面削除) ポスト四次防の防衛計画大綱 (200カイリ問題) (ロッキード疑獄問題) (統一ベトナム発足) (OPEC、二重価格制による原油値上げ)</p>	<p>産構審「転換期の自動車産業」 通産省・建設省「ハウス55計画」の開発計画実施要領発表 産構審「化学肥料工業の1970年代後半のあり方」答申 繊維工業審「新しい繊維産業のあり方について」、通産大臣に提出 中小企業事業転換臨時措置法</p>	<p>林業改善資金助成法 水田総合利用対策(76-78)</p>

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>国土利用計画法成立 国土庁発足 地域振興整備公団発足 (工業再配置・産炭地域振興公団の改称) 発電用施設周辺地域整備法 建設省、地価上昇率年32.4%と発表 自治省、複式事務組合方式の導入</p>	<p>(三菱石油水島製油所重油流出事故)</p>	<p>第2次国鉄財政再建計画 (昭和50年度発足要求計画の見送り決定) - 74. 12 日本下水道事業団法 生産緑地法</p>	<p>日経連、経営参加に関する労使研究会発足 この年、企業倒産 11,000 件 トヨタ、下山工場 日産、苅田工場</p>
<p>新全総々点検「地方都市問題」 新全総々点検「自然環境の保全」 新全総々点検「計画のフレーム」 新全総々点検「農林水産業問題とその対策」 「三全総概案」(国土庁) 産構審工業用水基本政策部会、「地下水対策の基本的方向について」 「工業用水使用合理化のあり方について」の中間答申提出</p>	<p>(六価クロム汚染問題) 山村振興法10年延長 公立小中学校施設整備費補助金 児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備費補助金 幼稚園施設整備費補助金 消防施設等整備費補助金</p>	<p>宅地開発公団発足 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法 (公共事業関係8計画を昭和51年度から発足させる決定) 75. 12</p>	<p>財界、不況克服の緊急意見書提出 この年11月、大口倒産 1,315 件 賃金カット、一時帰休、「減量経営」 興人倒産 新日鉄大分製鉄所5号炉火入れ トヨタ自工、田原工場(輸出用乗用車) 三菱自工、岡崎進出 経団連、訪中団派遣</p>
<p>国土利用計画(全国計画) 国総審、三全総の策定について 第3次首都圏基本計画振動規制法 経団連、環境影響評価法案の慎重取扱いを要望</p>	<p>(出光興産徳山製油所爆発) (三菱石油水島製油所で爆発事故) 新産、工特地域財政特別措置法改正法(5年延長) 首都圏・近畿圏・中部圏の財政特別措置法改正法(5年延長) 農村基盤総合整備事業地域の指定</p>	<p>第3期住宅建設5カ年計画 沿岸漁場整備開発計画</p>	<p>経団連「防衛力整備に関する見解」 第一・勸銀の合併 日経連、「職場の労使安定帯」を強調 能力主義管理の再編強化 企業倒産件数毎月1,000件をこえつつける</p>

	経 済 計 画	産 業 構 造 政 策	農 林 漁 業 政 策
1977	<p>経団連「減速経済下の日本産業の針路」発表            経済同友会「低成長経済下の新秩序を求めて」発表            経済対策閣僚会議、7項目の「総合経済対策」を決定            通産省、10項目の円高緊急対策            (アメリカ、在韓米地上軍の撤退表明)</p>	<p>平電炉基本問題懇談会、平電炉業界の構造改善案まとめる            開銀に繊維工業転換融資制度新設            産構審鉄鋼部会、鉄鋼の中・長期需給見通しを改定            産構審総合部会、「持続的成長への課題と産業政策の方向(産業構造ビジョン実現のために)」通産大臣へ提出            通産省、省内に「構造不況対策本部」設置            特定不況産業離職者臨措法</p>	<p>地域農政特別対策事業開始            (地域農政総合推進事業、農用地管理事業など)</p>
1978	<p>福田首相、経済審に新たな経済計画の策定を諮問            『経済白書——構造転換を進めつつある日本経済』(欧州市場でドル全面暴落)(OPEC原油価格の段階的値上げ)            (ダグラス、グラマン疑獄)</p>	<p>特定不況産業安定臨時措置法            特定不況産業信用基金設立            海運造船合理化審議会、現有造船設備35%等を内容とする構造改善策を答申            運輸省、造船業の安定基本計画告示            特定機械情報産業振興臨措法            通産省内に「80年代通商産業政策研究会」設置——「80年代ビジョンづくりの方向」</p>	<p>第三次構造改善事業開始            農林省、水田利用再編対策事業            日米農産物交渉            日本経済調査会『国民経済における食品工業の役割』</p>
1979	<p>経済同友会『新たな社会のダイナミズムの追求』発表            経済審『新経済社会7カ年計画の基本構想』            『新経済社会7カ年計画』            国民生活審『人間味あふれる社会へ』            (イラン革命)            (アフガニスタン問題)            (朴大統領暗殺)            (KDD疑獄)</p>	<p>産地中小企業対策臨措法            通産省、地域振興対策室を新設</p>	<p>全国農協中央会「1980年代日本農業の課題と農協の対策」            政策推進労組会議、農産物輸入の自由化を主張            行政管理庁『農業構造の改善対策に関する行政監察結果に基づく勧告』            農用地高度利用促進事業(地域農政特別対策事業の一環として農地流動化奨励金の交付)</p>

地域開発計画	開発地域の指定等	運輸通信施設長期計画	独占資本の動向
<p>新全総々点検作業中間報告「工業基地問題とその対策」「巨大都市問題とその対策（補論）」工業立地および工業用水審議会、昭和60年度までの工業再配置計画とりまとめ</p> <p>三全総国土庁試案『第三次全国総合開発計画』閣議決定 経団連、企業負担重すぎると、公害被害保障制度の改定要望 通産省、特定不況地域法案発表 特定不況地域中小企業対策臨時措置法公布 特定不況地域離職者臨措法公布 自治省、「特定不況地域振興総合対策」決定 自治省、地域総合整備事業 自治省「定住圏モデル事業」</p> <p>建設省、職住近接の都市再開発モデル事業 大平首相、「田園都市」構想</p>	<p>（美浜原発事故） 政府、青森県むつ小川原開発の工事着工を閣議了解 特殊土壌地帯振興法改正法（5年延長）</p> <p>工配法にもとづく特別誘導地域として12道県94市町村を指定</p> <p>自治省、特定不況地域総合対策にもとづく103地域（181市町村）指定 自治省、モデル定住圏の地域指定 自治省、新広域市町村圏の地域指定</p>	<p>治水事業5カ年計画、閣議決定</p> <p>住宅宅地審議会、宅地開発促進地域制度の創設等を内容とする宅地のあり方を提言 第3期住宅建設5カ年計画 経団連「宅地対策に関する見解」 住宅宅地審「今後の宅地政策のあり方について」</p> <p>住宅宅地関連公共施設整備促進事業</p>	<p>経団連、安全保障と防衛力整備についての意見表明 繊維・化学肥料などの構造不況業種で設備廃棄 安宅産業、伊藤忠商事に吸収合併 波止浜造船等の中小造船20社倒産 この年、企業倒産 18,000件 昭和油化、大分、鶴崎にエチレン・センター</p> <p>日経連会長、防衛費増強を要望 経団連、経済広報センター設立 造船大手の設備廃棄・売却 「減量経営」深化（造船・鉄鋼・化学等） 指名解雇の再登場（沖電機工業） 選定年制、割増退職金制、転職・転身援助制、派遣社員制等の進行 浮島石油化学、五井にエチレンセンター 日本生産性本部、企業市民社会の提唱 日経連セミナーで栗栖正臣氏講演</p>

（小林 甫 作成）

付表(2) 戦後地域政策史年表

— 労働・社会保障を中心として —

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1945	<p>(厚)復員対策委員会 (厚=厚生省略)                      労務配置規制令公布、施行                      (戦災復興院設置)                      ◎住宅緊急措置会公布                      (第一・二復員省設置)                      (厚)失業対策委員会(中央・地方)                      (GHQ)「公娼制度廃止に関する覚え書き」</p>	<p>戦災孤児など保護対策要綱実施                      (GHQ)「救済福祉計画提出に関する覚え書き」                      ◎生活困窮者緊急生活援護要綱</p>
1946	<p>◎緊急就業対策要綱(閣議)                      (社会保障研究会発足—会長                      大河内一男)                      知識階級失業応急事業要領制定                      (GHQ)「日本帝国政府の保健及び厚生行政機構改正に関する件」を指令                      ◎ (内務省)「国土復興5ヶ年計画」                      公共事業処理要綱(閣議) — (失業者の吸収をはかる。)                      ◎新憲法公布(第25条で社会保障・社会福祉という言葉が使用される)</p>	<p>(GHQ)「社会救済に関する覚え書き」                      (指令)                      (引揚援護院設置)                      浮浪児その他児童保護等の応急措置実施                      ◎生活保護法(旧法)公布                      民生委員令公布                      (厚)「主要地方浮浪児等保護要綱」                      (七大都府県に通達)</p>
1947	<p>◎労働基準法公布                      (アメリカ社会保障制度調査会—ワンデル                      団長来日)                      船員法公布、施行                      ◎労働安全衛生規制公布                      ◎職業安定法公布                      ◎民法一部改正(家族制度の全面再編成)                      (社保調)「社会保障制度に関する答申」</p>	<p>(厚)(児童局設置)                      日本社会事業協会設立                      ◎児童福祉法制定</p>
1948	<p>(失業対策委員会廃止)                      (職業安定委員会設置)                      (社会保障制度審議会設置法公布・施行)                      →(以下、社障審)</p>	<p>•生活保護法改善期成同盟結成                      (全患・国患・産別会議、日農、労農救済会等)                      ◎消費生活協同組合法公布                      (生活扶助基準額第8次改定→マーケット                      バスケット方式を採用)</p>

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
(GHQ) 軍人恩給の廃止指令 (厚) (社会保険制度審議会設置) (以下、社保審)	(GHQ) 「公衆衛生対策に関する件」覚え書 ↳ (医療・衛生機関・疾病の調査を指令) (GHQ) 一般市民の栄養調査を指令 日赤病院 従業員組合結成→全国に波及
(社会保険制度調査会設置) (以下、社保調) (同調査会) 失業保険制度要綱草案 ( " ) 社会保険制度の整備拡充(答申)	患者生活擁護同盟結成(中野療養所) ↳ 各地に波及 全医協結成 医療民主化協議会結成 日本産婆・看護婦・保健婦協会創立
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎労働者災害補償保険法公布</li> <li>◎失業保険法・失業手当法公布施行</li> <li>◎健康保険法・厚生年金法各改正公布</li> </ul>	(衛生組合の廃止・部落会・隣組の廃止) 全患同盟結成 (医療制度審議会設置)(以下、医制審) (GHQ) 「結核対策強化に関する覚え書き」 (GHQ) 「保健所拡充強化に関する覚え書き」 保健婦・助産婦・看護婦令公布 (日本医療団開散)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国家公務員共済組合法公布</li> <li>◎国民健康保険法改正(市町村公営の原則樹立)                社会保険診療報酬支払基金法公布                (国民健康保険運営協議会設置)</li> </ul>	日本医師会・日本歯科医師会発足 ・食品衛生法公布 (医制審) 「医療機関の整備改善に関する答申」 ・予防接種法公布 (医療民主化全国会議開催) ◎優生保護法公布 ◎医師法・医療法公布 母子衛生対策要綱実施 (新日本医師協議会結成) (日本薬剤師協会設立)

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1949	(失業対策審議会設置) ◎緊急失業対策法公布 (労働省)失業対策要綱 (人口問題審議会設置) (シャープ勧告→社会保障税を提案) (社障審)「社会保障制度確立のための覚え書」	国立身障者更生指導所設置法公布 (青少年問題協議会設置) (社障審)「生活保護制度の改善強化に関する報告」 母子福祉対策要綱(閣議) ◎身体障害者福祉法公布
1950	((国土総合開発法公布)) (社障審)「社会保障制度に関する勧告」	◎新生活保護法公布 (社会福祉主事設置)
1951	・公営住宅法公布 (社障審)「社会保障制度推進に関する勧告」 (全国健保組合大会、上記提案即時実施要求)	(中央社会福祉協議会設立) ◎社会福祉事業法公布
1952	(軍人恩給復活の動き活発化) ◎労働三法改正法公布 (総評)「最低賃金法要綱」 (社障審)「厚生年金・公務員恩給・軍人恩給等の年金問題に関する件」意見書	・戦病者・戦没者遺族等援護法公布
1953	労働金庫法公布 (労働問題協議会設置)(閣議) (社保審)「年金制度整備改革に対する勧告」	(青少年問題協議会設置法公布) 精薄児対策基本要綱決定
1954	(社会保障関係予算大幅削減→反対意見の高まり) (第5福竜丸事件) (失対審)「当面の雇用失業対策に関する意見」 (建設省)「緊急就労対策実施要領」	

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
<ul style="list-style-type: none"> <li>日雇保険制度創設 （社保審）「健康保険等の給付費に対する国庫負担の件」報告</li> </ul>	<p>（病院・療養所でレッドパーヅつづく）</p>
<p>臨時診療報酬調査会発足</p>	<p>（医師・歯科医師会・日患同盟→医薬分業で話しあう） （医療機関整備中央審議会設置） → 医療機関整備計画答申 • 精神衛生法公布施行 （厚）結核対策本部設置</p>
<p>厚生年金保険特例公布（障害・遺族年金の引上げ） 国民健康保険税創設 （日医）診療報酬単価引き上げ要求 （ 〃 ）保険医総辞退（単価問題は政治問題化）</p>	<p>医薬分業法案（閣議） （公的医療機関整備補助金交付開始） （医制審）「基幹病院整備計画要綱」 ◎ 結核予防法（新）公布</p>
<p>国保再建整備資金貸付法公布 全国保険医団体協議会設置 全国保険者団体協議会設置 （臨時医療保険審議会設置） → 事務費の全額・給付費の2割の国庫負担を答申</p>	<p>（厚）結核医療費・公費拡大決定 • 栄養改善法公布 （結核死亡率激減→脳出血死亡率激増）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 軍人恩給の復活 （国保給付費、1.5割国庫負担）（閣議）</li> <li>◎ 日雇労働者健康保険法公布</li> <li>• 私立学校教職員共済組合法公布</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村職員共済組合三法公布 （この時点で、各種保険法出そろおう） （点数引下げめぐり、保険医辞退の動き広がる） 租税特別措置法改正→（医師の所得税優遇）</li> </ul>	<p>（厚）結核対策強化要綱 （ 〃 ）新医療費体系提出（医薬分業が骨子） （医師会反対、薬剤師会賛成）</p>

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1955	<p>(労働省)緊急就労対策事業実施通達  (閣議)30年度予算大綱決定-(社会保障費の強化)  (失対審)「失業対策答申案」  (中央職業安定審議会発足)  &lt;第1回日本母親大会&gt;  (閣議)新生活運動方針要綱決定  (厚)社会保障6ヶ年計画として、健保強制加入と老今年金創設を内定</p>	<p>売春防止法公布  &lt;第1回子供の日&gt;</p>
1956	<p>(総評・全医労・日医等28団体)→社会保障連絡会議結成  (健保改善反対)  &lt;完全失業者106万-戦後最高&gt;  (失対審)「最近の雇用情勢について」答申  (労)「雇用基本法案」立案(大量失業の緊急対策)  (総評)&lt;第1回、働く婦人の中央集会&gt;</p>	
1957	<p>雇用審議会発足(会長 有沢広己)  (労)最低賃金法要綱  (自民党)最賃法要綱試案  (厚・自民党)(国保計画推進のための協力申しあわせ)</p>	<p>原爆被爆者の医療等に関する法律公布  &lt;朝日訴訟はじまる&gt;</p>
1958	<p>最賃法案決定(閣議)  職業訓練法公布  駐留軍関係離職者等臨時措置法公布  (労働省-職業病発生調査報告-潜在患者多いことがわかる)  (厚)「厚生白書」(総合的社会保障の実現要請)  (経企庁)「経済白書」(低所得層に対する社会保障充実が経済成長促進に役立つと説明)</p>	<p>身体障害者雇用促進法公布</p>

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
<p>（健保赤字深刻化）  （厚）国庫負担・被保険者一部負担、保険料率引き上げ対策決定  （7人委員会設置－座長 長沼弘毅）  〈岩手県、国保100%普及〉  （厚）医療保険未適用、全国3,000万人の国保加入方針確立  （厚）厚生省健保財政対策要綱</p>	<p>（社障審）「結核対策の強化改善に関する件」  答申  ・けい肺及び外傷性せきずい障害に関する特別保護法公布</p>
<p>医療費体系決定（医薬分業）  （厚）健保改正案要綱発表  （日医）健保改正反対→保険医総辞退  〈健保改正三法案－審議未了〉  （厚）医療保障委員（5名）設置  （社保審）「医療保障制度に関する勧告」  〈健保改正案国会提出をめぐり、総評・日医反対行動〉</p>	<p>医薬分業実施  〈無医地区に対する財政援助実施〉</p>
<p>◎保険等社会保険法改正案成立  （国庫補助・保険料引きあげ、医療費1部患者負担）  （厚）「国民皆保険進本部」設置  労働福祉事業団法公布施行  〈診療報酬引き上げめぐり、利害対立激化〉</p>	<p>◎水道法公布  〈熊本水俣に奇病発生〉</p>
<p>（社保審）「国民年金制度に関する基本方策について」  （社保審）「年金制度の予算等について」  （この間、国民年金の論議進展）  ◎国民健康保険法（新）公布  〈国民皆保険の基礎となる〉</p>	<p>下水道法公布  ◎（厚）「公的医療機関整備5ヶ年計画」発表  ◎母子保健センター設置要綱実施</p>

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1959	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎最低賃金法公布</li> <li>◎炭鉱離職者臨時措置法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈失業対策事業から老人を除外し、生保に切り替え措置〉</li> <li>〈黒い羽根運動－本部福岡〉</li> </ul>
1960	<ul style="list-style-type: none"> <li>(経済審議会)「国民所得倍増計画」</li> <li>・石炭業合理化臨時措置法施行令公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神薄弱者福祉法公布</li> <li>〈朝日訴訟－東京地裁判決〉</li> <li>〈全生健大会－小児マヒ対策、生保2倍引き上げ要求〉</li> </ul>
1961	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(厚相)所得倍増計画に対応する社会保障プランとして「厚生行政長期計画構想試案」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童扶養手当法公布</li> </ul>
1962	<ul style="list-style-type: none"> <li>(厚生省)社会保険庁新設</li> <li>(社保制審)「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答中および社会保障制度の推進に関する勧告」</li> </ul>	
1963	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国総合開発計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(社障審)「老人福祉法案について」答申</li> </ul>
1964	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生省環境局に公害課新設</li> <li>厚生省社会局に老人福祉課新設</li> <li>(厚生省)「厚生行政の課題」発表</li> <li>(経済発展に即した社会開発を厚生行政の中心課題とする)</li> <li>(経済審議会)「中期経済計画」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎母子福祉法公布・施行(7.1)</li> <li>○重度精神薄弱児扶養手当法公布</li> </ul>

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
<p>（社保審）「国民年金法の制定について」答申  （医療保障審）「医療保障制度改革に関する答申」  （日医、反対）</p> <p>◎国民年金法公布  &lt;厚生省と日医の対立混乱－中央医療審議会、審議中断&gt;</p>	<p>（厚）辺地医療振興の方策樹立  保健福祉地区組織育成中央協議会（育成協）  発足（コミュニティーオーガニゼーションの方法導入）</p>
<p>◎医療制度調査令公布・施行</p>	<p>薬事法・薬剤師法公布・施行  （厚）公害防止調査会設置  &lt;待遇改善要求の病院スト全国に波及&gt;  &lt;厚生省、病院管理改善懇談会設置－ストに対処&gt;</p>
<p>（日医）医療値上げ問題で、全国一斉休診  （1.19）</p> <p>（厚省）国民年金推進対策本部設置  &lt;国民皆医療保険実現&gt;（4.1）  （中医協）12.5%引あげ答申  ・医療懇談会発足（日医・日歯・日・健保・国保・日経連・総評・全労等代表社名）</p>	<p>&lt;小児マヒ大流行&gt;  （医療制度調査会）無医村地区対策6項目答申</p>
<p>・臨時医療報酬調査会法案、閣議決定  （日医→反対表明）</p>	<p>（厚省）辺地医療対策5ヶ年計画  ・「ばい煙の排出の規制等に関する法律」</p>
<p>&lt;国保の世帯主給付7割となる&gt;</p>	<p>◎生活環境施設整備緊急措置法公布  （65年までに8地区指定）  &lt;サリドマイド事件&gt;</p>
<p>（厚省）各種社会保険の総合調整構想を発表（プール制を示唆）</p>	<p>&lt;新潟県阿賀川流域→第二水俣病&gt;</p>

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1965	(社保審)「医療問題混乱に対する緊急措置について」 (総理府一家庭生活問題審議会設置)	●母子保健法公布
1966	●雇用対策法公布 (国民生活問題審議会) 「将来における望ましい生活の内容とその実現のための基本政策」 (総合的地域保健政策の必要性)	(身障者福祉審議会) 「身体障害者福祉法の改正と福祉行政推進のための総合方策」
1967	雇用対策基本計画閣議決定 (日本経済調査会)社会保障制度の再検討報告 (自民党)今後の社会保障政策に関する意見発表	〈朝日訴訟→原告死亡で国側勝訴判決〉 (厚省)重度心身障害児施設整備計画 (労働省)身体障害者総合労働対策 (厚省)重症心身障害児対策5ヶ年計画
1968		
1969	(社会党)社会保障政策大綱(第30回大会) (中央労働審議会)労働災害防止基本5ヶ年計画 (家庭生活問題審議会)新しい家庭生活のあり方と基本的な行政施策答申 (自民党)「国民医療対策大綱」発表 (社会党)社会保障に関する政策を発表 (日本医師会)「医療総合対策」に関する見解 (日医)「医療総合対策綱領」	(厚省)総合的母子保健対策(分娩対策中心)と老人医療対策の構想発表 (労働省)身体障害者総合労働対策発表 ●(東京都)70才以上福祉年金受給老人の医療費無料化実施 ●(東京都)児童手当制度実施(国に先がけて実施) ○児童扶養手当法等一部改正法公布 ○社会福祉事業振興会法一部改正法施行 ↳心身障害者扶養保険制度発足

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
<p>（中医協）9.5 %値上げ決定、混乱  （厚省－医療保険基本問題対策委を設置）  （社保審）「医療費に関する意見及び保険三法改正案に対する答申」</p>	
<p>（健保連）「医療保険制度に対する基本的考え方」を公表  ○国保法一部改正（7割給付、4割国庫負担）</p>	<p>（公害審議会）「公害に関する基本的施策について」</p>
<p>○国民年金法改正法実施－福祉年金支給および保険料引上げ  （社会保険審議会）健保法等改正案答申  （社会保障制度審議会）健保法等改正案答申</p>	<p>〈研修医制度をめぐり東大医学部スト〉  ◎公害対策基本法（42.8）</p>
<p>○健保法特例法可決  ○石炭鉱業年金基金発足  （国保中央会国保基本問題研究会）国保保険の将来について（報告書）  ○医療費7.68%引上げ実施  （厚省）医療保険制度抜本改革試案</p>	
<p>・労災保険法令一部改正  ↳ 5人以上の事業所強制適用  （日患同盟）医療保険の抜本改正要望  （日本医師会）医療制度抜本改正意見（自民党に提出）  〈医療費引上げをめぐり中医協と医師会反撥〉  （厚生省）薬価基準平均5.6 %引上げ実施  （日本医師会）医療費値上げ20%を要求</p>	<p>○医師法改正  （インターン制廃止・臨床研修医制創設）  公害対策全国連絡者会議結成  （患者組織・総評・中央社保協）  （医療審議会）公的病院病床数規制基準の10%緩和を答申  （厚生省）カドミウム汚染対策を決定  （自治省）「自治体病院のあり方と問題点」(報告書)  （厚生省）（公害病対象地域に水俣市・四日市市・川崎市・大阪市など6ヶ所を決定）</p>

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1970	<p>(中央労働基準審議会)45年度労働災害防止実施計画(答申)</p> <p>◎家内労働法公布(5.16)</p> <p>◎勤労青少年福祉法公布(5.25)</p> <p>(行政管理庁)労働者に約60万人の出稼労働者対策で健康診断の撤廃など勧告</p> <p>(厚生省)厚生行政の長期構想を発表</p> <p>(国民生活審議会)成長発展する経済社会のもとでの健全な国民生活を確保する方策等提出</p>	<p>◎心身障害者対策基本法公布施行</p> <p>(身体障害者福祉審議会)リハビリテーション体制の確立案答申</p> <p>(教育課程審議会)心身障害児の教育課程改善で答申</p> <p>(中央社会福祉審議会)老人施設の緊急対策の答申</p>
1971	<p>○中高年令者等雇用促進特別措置法公布(10.1施行)</p> <p>(労働基準法研究会)産業社会の進展や変化に即応した安全等についての報告</p>	<p>(厚生省)老人対策プロジェクトチーム発足</p> <p>○児童手当法公布(47.1.1施行)</p> <p>(厚省)1人暮らし老人実態調査</p> <p>・(中央社会福祉審議会)地域共同社会の形成による地域福祉の増進について</p>
1972	<p>◎労働安全衛生法公布</p> <p>◎勤労婦人福祉法施行</p> <p>(社会保障問題研究会)新長期経済計画の一環として社会保障のあり方について報告</p>	<p>○東京都老人総合研究所開所</p> <p>○老人福祉法一部改正法公布</p> <p>○身体障害者福祉法の一部改正法公布</p> <p>(厚省)1人暮らし老人の給食事業と生きがい対策発表</p> <p>○堀木訴証勝訴-厚生省、児童扶養手当と障害福祉・老令福祉両年金の併給認める</p>

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
<p>（日医会）医療費値上げ問題で全国一斉休診  （中医協）医療費 9.74% 引上げ答申  ○ 労災保険法等の一部改正法公布  （厚生省）国保の諸問題に関し意見をきく会発足  （中医協）薬価基準 3% 引下げを了承  農業者年金基金発足  （税制調査会）医師の必要経費として72%の減税は不公平という意見まとめる  （社保審）・命を守る最低基準を早急に設定するよう提言  ・政管健保の赤字－政府の責任で措置するよう意見提出  （厚生省）給付改善等健保の改善方策</p>	<p>（一酸化炭素に関する環境基準、閣議決定）  （厚生省）看護婦不足対策発表  （厚生）公害対策推進で公営対策税等、特定財源構想を発表  （厚生）予防接種による副作用の被害者臨時救済措置大綱決定  （厚生）昭和46年度からの辺地医師不足対策を発表  ・辺地医師養成医科大学、開校きまる  （47.4 より）  ○ 公害紛争処理法</p>
<p>○ 国民年金法一部改正法公布  ○ 国民年金法の高令任意加入者拠出制10年年金支給開始  ○ 恩給法改正法公布  （日本医師会）保険医辞退に突入</p>	<p>（厚省）スモン・ベーチェットなど難病の特定疾患対策室の新設  ○ 環境庁設置法</p>
<p>（厚省）医療保険の家族給付を7割に引きあげ、高額医療費の負担軽減の主要事項提出  （中医協）医療費 13.7% 引き上げを答申  （社会保険庁）政管健保赤字79億円</p>	<p>（厚）「医療基本法案」発表←（社保審、批判的答申）  （東京都）老人専門病院開業  （国民生活審議会）（救急医療コントロールセンター、重症治療センター、整備等の緊急提案）  （厚生省特定疾患対策室）  ↳ 難病8種指定（スモン、ベーチェット等）  （厚）「情報化社会における医療情報システムのビジョン（案）」</p>

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1973	<p>(経済審議会)「経済社会基本計画」          -活力ある福祉社会のために-          (厚省)社会保障長期懇談会(座長 有沢広己)発足→「医療の荒廃と行政機構の関連について」          「看護婦不足対策」文書提出          (日本経済調査協議会)          ↳ 高令化社会の課題をまとめる          (社・公・民)「医療保障基本法案」を参議院社会労働委員会に提出          ○国民生活センター設立          ○国民生活安定緊急措置法(12.22)</p>	<p>○70才以上老人医療費無料化始まる          (総理府)老人対策本部を設置          老人問題懇談会設置          (行政管理庁)わが国の老人行政と老令者対策が貧困と、行政査察結果発表          (厚省)身障者福祉モデル都市6市指定          (仙台、高崎、京都、下関、北九州、別府)          ○児童手当法改正法公布</p>
1974	<p>〈異常物価高騰〉          (社障審)「当面の社会保障施策について(意見)」首相に提出</p>	<p>(老人問題懇談会、座長 馬場啓之助)          「今後の老人対策」提言</p>
1975	<p>(社会保障長期計画懇談会)「今後の社会保障のあり方について」          (同盟)「働くものの生涯ビジョン」          (関係7省庁)「生涯計画検討連絡会議」          (中央政策研究所)「生涯設計(ライフサイクル)計画-日本型福祉ビジョン」          (社障審)「今後の高令化社会に対応すべき社会保障のあり方」          (国民生活審議会)「国民生活の長期展望と課題」</p>	

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
<p>（中医協）医師会要求の医療料金のスライド制導入をめくり審議中断（7ヶ月）</p> <p>（社・共・公民）「国民年金法・厚生年金保険法等改正案」発表→国会へ</p> <p>（政府）老令福祉年金の所得制限を緩和</p> <p>○労災保険法改正法公布（施行 12.1）</p> <p>↳（通勤途上災害補償）</p> <p>（日医）「国民医療非常事態宣言」を発表</p> <p>＜中医協粉料問題で、政府・自民へ不満＞</p> <p>（中医協）7ヶ月ぶり再開、診療報酬19%引き上げ決定</p>	<p>（環境庁）宮崎県土呂久のヒ素中毒→公害病と認定</p> <p>（厚省）医療供給システム等、厚生行政の重点13項目のプロジェクトチーム発足</p> <p>＜国際シンポジウム「健康および医療の経済学」＞</p> <p>（政府・環境庁・通産・厚生等）</p> <p>↳「水銀汚染対策推進会議」設置</p> <p>（厚省）1974年難病疾患指定20→30へ</p> <p>（厚省）休日・夜間診療所を全国231ヶ所設置</p> <p>○公害健康被害補償法公布</p> <p>（厚省）「48年度医療情報システム研究開発計画」を発表</p> <p>（全国自治体病院連盟）「救急医療」の供給体制の整備を厚相に要望</p>
<p>（中央職業安定審議会）（会長＝大内 力）</p> <p>雇用保険法案要綱答申</p> <p>（労省）雇用保険法案提出</p> <p>○雇用保険法（12.1）</p> <p>○（社保審と国民年金審議会）各年金制度の改正の緊急措置で意見書を厚相に提出</p>	<p>（社会保障長期計画懇談会）</p> <p>「看護対策5ヶ年計画」作成</p> <p>（自民党）「へき地医療特別対策要綱」</p>
<p>（同盟）「退職者継続健保制度」の骨子発生</p> <p>＜歯科診療問題で粉料＞</p> <p>（厚）「新開発医療技術等に関する診療報酬について」</p>	<p>（厚省・地域医療計画検討委）</p> <p>↳医療圏域の設定、救急医療体制の位置づけを検討</p> <p>（厚省）「救命救急センター設置構想」発表</p> <p>（重症救急患者対策）</p> <p>＜患者団体8団体－「全国患者団体連絡協議会」結成</p>

	労働・社会保障	公的扶助・社会福祉
1976	<p>(政府)ILO 102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)の批准、正式決定  ↳ 医療給付・傷病給付・失業・老令給付について条約上の義務を負った  (経済審議会)「昭和50年代前期経済計画—安定した社会をめざして—」  (公明党)「生きがいとバイタリティのある福祉社会トータルプラン」</p>	<p>(中央社会福祉審議会)  「社会福祉教育のあり方」について  (建議書)</p>
1977	<p>(社会経済国民会議 会長 中山伊知郎)  「高令化社会の年金制度—生涯資産の確立をめざして」提案  (経企庁・総合政策基本問題研究会=会長 馬場啓之助)  「総合社会政策をもとめて」(報告書)</p>	<p>(老人保健医療問題懇談会=会長 山田 雄三)  「今後の老人保健医療対策のあり方について」</p>
1978		<p>(社会経済国民会議)  「高令化社会の人的医療保障—よりよい医療保障よりよい医療および医師と患者との信頼関係確立のために(提言)」</p>

社会保険（医療保険を中心として）	医療・公衆衛生・患者運動
	<p>（厚省）「当面とるべき救急医療対策について」  （ # ）「医療問題専門家会議」の設置  （武見日医会長他 8 名）</p>
<p>（社会保険庁）年金相談センターオープン  ○（民社党）「安定した老後生活の保障と公平な年金の実現」  ○（共産党）「国民のいのちと健康を守るために」  ○（社保審）「医療保険制度の改善方策について」  （意見書）  （社保制審）「皆年金下の新年金事業」（提言）</p>	<p>（社会党）「救急医療整備法案要綱」</p>
<p>（中医協）平均 11.6% の診療費値上げ決定  （厚省）「医療保険制度改革要綱（案）」  〈日医・健保改正厚生省案に反対し〈処方箋発行全国運動〉を行う〉  （社会党）「医療保障の確立をめざす政策大綱草案」発表  （日医）健保法改正で新構想発表  （地域保険と産業保険）</p>	

（笹谷春美 作成）

付表(3) 戦後地域政策史年表

— 教育政策とのかかわり —

年	教育政策	年	教育政策
1945	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部省「新日本建設の教育方針」(国体護持・平和国家建設・科学的思考力養成等)発表</li> <li>GHQ、軍国主義的・超国家主義的教育禁止の指令、軍国主義教員追放の指令、修身・日本史・地理の授業停止指令</li> </ul>	1955	<ul style="list-style-type: none"> <li>民主党「うれうべき教科書の問題」第一集</li> <li>社会科学習指導要領改訂</li> <li>高校のコース制つよまる</li> </ul>
1946	<ul style="list-style-type: none"> <li>米教育使節団報告書公表(6・3制等教育の民主化)</li> <li>教育刷新委員会設置</li> <li>文部省「君が代」合唱、御真影奉拝を学校施行規則より削除</li> </ul>	1956	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会法成立(任命制教委)</li> <li>文部省、学校管理秩序の確立を強調</li> <li>愛媛県教委、勤評実施を通知</li> <li>日経連「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」</li> </ul>
1947	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育基本法・学校教育法公布</li> <li>「学習指導要領・一般篇(試案)」発表</li> </ul>	1957	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程審議会「道徳」教育時間特設決定</li> <li>文部省、教頭の職制化の省令</li> <li>佐賀県教組事件</li> </ul>
1948	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育勅語の排除・紀元節廃止の国会決議</li> <li>第一回教育委員の選挙—CIE教育課長、望ましくない教育委員につき発表 勅</li> </ul>	1958	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部省「道徳」を義務化するため施行規則改正</li> <li>職業訓練法制定</li> <li>中教審「勤労青少年教育の振興方策」</li> </ul>
1949	<ul style="list-style-type: none"> <li>CIE教育顧問イールズ、進歩的教授追放勧告</li> <li>全国教育長会議「赤い教員追放」を決議</li> <li>総理府に青少年育成協議会設置</li> </ul>	1959	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育法改正</li> <li>各県で青少年取り締り強化の「保護育成条例」制定されはじめる</li> </ul>
1950	<ul style="list-style-type: none"> <li>都教育長、246名の教員レッドページ</li> <li>第二次米教育使節 「教育を反共の道具に」することを説く</li> <li>文部省「日の丸」と「君が代」を通達</li> <li>天野文相、修身科復活を発言</li> </ul>	1960	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部次官通達「高等学校生徒に対する指導体制の確立について」</li> <li>高校の新「学習指導要領」告示(倫理科の設置、進学、就職組の区別)</li> <li>労働省「職業訓練長期基本計画」</li> </ul>
1951	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程審議会、道徳教育につき答申(修身科復活は否認)</li> <li>文部省「道徳教育手引要綱」発表・通達</li> <li>文部省「学習指導要領・一般篇」改訂</li> <li>リッジウェイ政令改正答申による戦後民主教育の転向指示</li> </ul>	1961	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済審「所得倍増計画にともなう長期教育計画」</li> <li>経済同友会、産学協同センター</li> <li>経済企画庁に「人的能力委員会」</li> <li>国立工業教育養成所設置臨時措置法</li> </ul>
1952	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央教育審議会設置</li> <li>吉田首相「万國に冠たる国史教育」を強調</li> <li>日経連「教育制度の再検討に関する要望」</li> </ul>	1962	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部省「日本の成長と教育」(人づくり、教育投資、人材開発)</li> <li>池田首相、経済審議会に技術革新、労働需要の変化に対応する人的能力政策を諮問</li> <li>防衛庁、愛国心・国防意識高揚強調の「学校教育に関する要望書」</li> </ul>
1953	<ul style="list-style-type: none"> <li>池田・ロバートソン会談(教育・広報による愛国心と自衛のための自発的精神の涵養)</li> <li>文部省初中局長「偏向教育」の事例調査を全国教育長に秘密通達</li> <li>学校教育法等改正(小・中・高校教科書の検定権者文部大臣となる)</li> </ul>	1963	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済審議会「経済発展における人的能力開発の課題と対策」</li> <li>企業の要求で職業高校270の小学科に細分化</li> </ul>
1954	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育二法成立</li> <li>京都旭ヶ丘中学校事件</li> <li>日経連「当面教育制度改善に関する要望」</li> </ul>		

年	教育政策	年	教育政策
1964	<ul style="list-style-type: none"> <li>文相、日教組教研は許せぬと演説</li> <li>教科書無償措置法(教科書出版企業の指定制)</li> <li>高校「倫理・社会」の授業はじまる</li> <li>文部省『道徳教育のための教師用指導資料』(愛国心・礼儀作法の強調)</li> <li>「青少年育成条令」過半数の都府県で条令化</li> <li>総理府に青少年局 東京電力、社内大学設立構想</li> </ul>	1973	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑波大学法案成立</li> <li>東京商工会議所「新時代に適應する産学協同のあり方に関する提言」</li> </ul>
1965	<ul style="list-style-type: none"> <li>日経連「後期中等教育に関する要望」</li> <li>紀元節復活の動き</li> <li>東書「新しい社会」に東条英機の写真のる</li> <li>文部省「農業自営者養成農業高校拡充整備実施要領」</li> </ul>	1974	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員人材確保法</li> <li>学校教育法改正法(教頭法制化)</li> <li>田中首相「五つの大切、十の反省」</li> <li>中教審「教育・学術・文化における国際交流について」</li> </ul>
1966	<ul style="list-style-type: none"> <li>中教審「後期中等教育の拡充整備について」(別記「期待される人間像」を付す)</li> <li>生きがい論さかんとなる</li> <li>文部省、教科書検定審議会増員・強化</li> <li>青少年問題審議会の発会合</li> </ul>	1975	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法施行規則改正(小中高の主任制創設)</li> <li>明日の教育を考える会「国家百年のための新・教育宣言」(『文春』)</li> <li>専修学校法</li> <li>自民党「高等学校制度及び教育内容に関する改革案」</li> </ul>
1967	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部省『道徳教育の諸問題』全国小学校に配る</li> <li>教課審「小学校教育課程の改善について」(神話復活もりこむ)</li> <li>灘尾文相「小学生にも国防意識を育てる」と発言</li> <li>財団法人日本経済教育センター設立</li> </ul>	1976	<ul style="list-style-type: none"> <li>理産審「高校における職業教育の改善について」(多様化の具体案出る)</li> <li>教課審「審議のまとめ」(ゆとりある教育を)</li> <li>技術科学大学創設、大学院のみの大学の制度化</li> </ul>
1968	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部省「新小学校学習指導要領」告示</li> <li>経済同友会「大学の基本問題」</li> </ul>	1977	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部省、小中学校の新学習指導要領告示(原案どうり「君が代」が国歌に)</li> <li>高校学習指導要領改訂</li> <li>中教審「教育の資質能力の向上について」</li> </ul>
1969	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済同友会「高次福祉社会のための高等教育制度」</li> <li>国民生活審議会「コミュニティ」</li> <li>大学運営臨時措置法</li> <li>日経連「直面する大学問題に関する基本的見解」</li> </ul>	1978	<ul style="list-style-type: none"> <li>中教審総会、地域社会と文化に関する小委員会の報告を了承</li> <li>首相の私的諮問機関である政策研究会「田園都市構想グループ」中間報告、文化の時代の国づくり強調</li> <li>衆院文教委で「放送大学学園法案」の質疑始まる</li> </ul>
1970	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活審議会「情報化時代の国民生活」</li> <li>文部省「高校学習指導要領」告示(多様化)</li> <li>中教審「教育改革基本構想」</li> </ul>		
1971	<ul style="list-style-type: none"> <li>中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」</li> <li>科学技術会議「70年代における科学技術政策の基本」答申</li> <li>社教審「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」</li> </ul>		
1972	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済同友会「70年代の社会的緊張とその対策試案」</li> <li>日本経済調査協議会「新しい産業社会における人間形成—長期的観点からみた教育のあり方」</li> <li>文部大臣の私的諮問機関、高等教育懇談会</li> </ul>		

(小林甫作成)